

平成25年3月8日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（17名）

1 番	伊 藤 勝 巳	2 番	川 瀬 知 之
3 番	鈴 木 みどり	4 番	那 須 英 二
5 番	三 宮 十五郎	6 番	早 川 公 二
7 番	平 野 広 行	8 番	三 浦 義 光
9 番	横 井 昌 明	10番	堀 岡 敏 喜
11番	炭 竈 ふく代	12番	山 口 敏 子
13番	小坂井 実	14番	佐 藤 高 清
15番	佐 藤 博	16番	武 田 正 樹
17番	伊 藤 正 信		

2. 欠席議員は次のとおりである（1名）

18番 大 原 功

3. 会議録署名議員

2 番 川 瀬 知 之 3 番 鈴 木 みどり

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	伊 藤 敏 之
民 生 部 長 兼 福祉事務所長	平 野 雄 二	開 発 部 長	石 川 敏 彦
教 育 部 長	山 田 英 夫	総務部次長兼 総 務 課 長	村 瀬 美 樹
総務部次長兼 財 政 課 長	佐 藤 勝 義	民生部次長兼 健康推進課長	服 部 誠
民生部次長兼 介護高齢課長	佐 野 隆	開発部次長兼 商工観光課長	服 部 保 巳
開発部次長兼 土 木 課 長	三 輪 眞 士	会計管理者兼 会 計 課 長	渡 辺 安 彦
教育部次長兼 学校教育課長	服 部 忠 昭	監 査 委 員 長 事 務 局 長	松 川 保 博
秘書企画課長	山 口 精 宏	防災安全課長	伊 藤 久 幸
税 務 課 長	伊 藤 好 彦	収 納 課 長	山 守 修
市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	加 藤 恵美子	十四山支所長	平 野 進

保険年金課長	平 野 宗 治	環 境 課 長	鈴 木 浩 二
福 祉 課 長	前 野 幸 代	総合福祉センター 所 長	佐 野 隆
児 童 課 長	渡 辺 秀 樹	農 政 課 長	半 田 安 利
都市計画課長	竹 川 彰	下 水 道 課 長	橋 村 正 則
生涯学習課長	八 木 春 美	十四山スポーツ センター館長	花 井 明 弘
図 書 館 長	奥 田 和 彦		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊 藤 邦 夫	書	記	佐 野 智 雄
書	記	岩 田 繁 樹		

6. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	一般質問

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

会議に入ります前に、報告をいたします。

本日、大原功議員のほうから欠席の届けが出ておりますので、よろしくお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、川瀬知之議員と鈴木みどり議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 一般質問

○議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず佐藤博議員、お願いします。

○15番（佐藤 博君） 服部市長の政治姿勢及び行政運営という重要な質疑をいたしたいと思います。私の考え方も交えながら、通告に従いまして、直接、服部市長に順序質問をしてまいります。

服部市長は、機会あるごとに大変すばらしい挨拶をされております。正確な情報を提供したり、市長の考え、認識を明確に示すことは大変重要なことであります。しかし、市民に誤解や不信を招かないように配慮する心がけも重要であり、言動が一致しなければなりません。私は今までにも、よく指摘をしてきたことであります。

特に、ことしの年頭の挨拶では、厳しい財政状況の中で職員給与、退職金の減額問題、これが平均400万円と示されたわけではありますが、行財政改革などに触れられました。また、佐古木駅南口周辺の区画整理事業を発表され、当然ながら、事業計画については必要度と効果や費用対効果を考えると指摘し、その上でさらに市民に負担増のお願いや、また総合計画の見直し表明等々、最後にごみ袋問題の謝罪等がありました。

市長の年頭の挨拶ともなれば、当然関心を持って聞いており、市民の中には、市長の挨拶にこれこれの話があったと話題として話し合っている光景をよく見るものであります。このような市長の言動を注視し、冷静に市政運営を見守っている市民もあり、言葉が先行して内容に疑問を感じるといったような声もあり、いろいろの反応を耳にしております。

私は決して言葉尻をとるような考えではありませんが、問題は市長の挨拶内容と現実につ

いて、整合性や言葉が先行し過ぎて、配慮が足らず軽率と受けとめられることもよく見受けられ、問題視されるのではないかと心配する向きもあり、一度よく市長も考えて発言をこれからされるようにしていただきたいと思いますのであります。

多くを語りませんが、二、三実例を挙げながら尋ねてまいります。

最初に、市民参加という見地から、服部市長は総合計画審議会とか庁舎検討委員会など、各種諮問機関等の重要性や機能等についてどのような認識を持っておられるのか。また同様に、委嘱を受けた委員の方々、応募によって参加された真面目な市民の方々の心情に対しての認識をどのように考えておられるのか、市長の考え方をただしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

佐藤議員の御質問に対して、お答え申し上げます。

その前から私のいろんな形での発言に対しまして、佐藤議員のほうから大所高所から御指導いただいておりますことを、この場をかりまして厚く御礼を申し上げたいというふうにも思っております。

ただいま議員のほうから、私の新春交歓会での挨拶の中からの御質問ということでございます。多少戸惑いはありますけれども、なぜならば3月の定例議会でございます。3月議会には私の施政方針ということを述べさせていただいておるわけでございますので、施政方針等から御質問いただければという気持ちもあるわけでございますが、御質問でございますから御答弁させていただきます。なお、詳細につきましては、担当課長から答弁したほうが良いと判断した場合には、御理解をいただきたいというふうにも思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最初に、各種検討委員会あるいは諮問機関、あるいは審議会について、どのような認識をしているかという御質問でございます。

さまざまな形の中で検討委員会、諮問機関あるいは審議会ということを行っているわけでございますが、それぞれこの委員会等においては若干ニュアンスが違うということも理解をしているところでございます。

しかしながら、基本的には私ども行政が行うさまざまな活動、事業等において、その決定に当たってまでの委員会を発足し、各委員等を構成しながらやっておるわけでございます。また、委員におきましては専門的な立場、いわゆる知識経験者であったり、あるいは学識経験者及び有識者、団体等の長、並びに最近では公募という状況の中から市民の皆様の中から委員を選ばさせていただいておるところでございます。

その委員会等におきましては、参考となるべき意見を述べていただく、あるいはその活動、事業に対して非常に専門的な知識をお持ち合わせでございますので、私どもといたしまして

は、その影響力も非常に大きいというふうに理解をしておるわけでございます。そして、各種検討会あるいは諮問機関から答申をいただきまして、その結果を、私どもといたしましては事業に反映していくという形の中でそれぞれの機関については認識をしているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） もちろん、そういう考え方であろうかと思うわけであります。

今までも議会においては、市長が審議会や検討委員会で十分審議をされ、結論を得たとして提案されると、その内容を尊重してその上で以後の審議を重ねていくようにしておるのであります。

しかし、最近ではそれらの答申に問題を感じることがよくあり、審議内容が問題である場合もあります。総合計画等審議会の目的によって、それぞれ委員の方々は専門家、学識経験者、区長と地域の代表者、応募による市民参加者等が選任され、当局側からの資料、情報や当局の見解等に基づいて、いろいろの角度から検討・協議された末まとめられたものであると私たちは信頼をして最大限に尊重してきたつもりであります。

しかし、一例を挙げると、最近、市長は一方的に総合計画の見直しを公言されたり、審議会の意義や機能はどのようなものか、市長の言動に疑問を招くこともよくあるのであります。そのため、12月議会でも指摘し質問した経緯がありますが、審議会委員に対して総合計画の進捗状況等について報告をし、審議会において検討された結果、総合計画の見直しが生じたものであるのかどうか。ある委員の方に尋ねたところ、全く知らないとのことでありました。見直し論の経過をお尋ねしたいと思います。

また、総合計画の見直しとは、どのような内容に問題があり、どのように見直していくべきか、伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今、佐藤議員の御質問の中に、最近、私が一方的に総合計画の見直しを公言しているという形の中で、あるいは検討委員会、審議会での意見というのを十分尊重しているのかということでございますけれども、基本的には御尊重申し上げ、さまざまな検討委員会、あるいは審議会の御意見をいただきながら事務事業を決定していくわけでございますので、決して一方的にどうのこうのということはありません。

しかしながら、そこに私自身の言葉足らずとか、あるいは説明不足というようなことがありますならば、これは反省し次に生かしていかなきゃならないというふうに思っておりますので、またこの場をかりまして、そのようなことに対しては自分自身もしっかりと反省をしなければいかんというふうに思っているところでございます。

総合計画の見直しにつきましては、その事務事業を担当しております秘書企画課長のほう

から、今後どのように進めていくかということについて御答弁申し上げさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） 総合計画について、御説明申し上げます。

平成21年度に弥富市第1次総合計画を策定し、平成30年度まで向こう10年間の基本計画、その基本構想に基づきまして今後推進する主要施策などの基本計画を、前期平成21年から平成25年までの5年間といたしております。また、後期を平成26年度から平成30年といたしております。

見直しにつきましては、この基本計画の平成26年から平成30年までの後期基本計画において見直しを策定してまいりますということでございます。現在、前期基本計画、計画期間5年間のうち4年が経過したところでございますが、その時点で前期基本計画の達成状況調査、担当部署のヒアリングを行いまして、前期基本計画点検評価報告書を最終調整し作成中でございます。その報告書をもとに新年度に審議会にお諮りし、前期基本計画を見直し後期基本計画へ反映してまいります。

主要施策ごとの達成状況や残された課題を初め、社会情勢の変化や直近の市民ニーズの動向等に十分踏まえながら、後期基本計画に掲げるべき施策の検討を進めてまいり予定でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

○15番（佐藤 博君） 多少、私が考えておるのと考え方の相違があるわけであります。

というのは、例えば12月議会で、審議会等に諮っていろいろ評価をされ、あるいは検討されておるかというようなことも私は申し上げてきたわけでありますけれども、そうした点については触れられることなく、今、部内の検討だけで発表されておるわけであります。これはまた後ほど、総合計画の問題について質問してまいりたいと思っておりますが、今質問しておりますのは、年頭の挨拶を中心でありますから、次にその点については再度質問してまいりたいと思います。

続いて、1月4日の新春交歓会において、安藤県議が挨拶の中で11項目の要望書云々と、初めて聞いたことであり、愛知県へ出された要望書と受けとめました。その経緯、内容についてはどのようなことか、聞かせていただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員のほうにお答え申し上げます。

安藤県議の11項目の要望ということでございますが、これは経緯につきましては昨年の12月20日、愛知県の知事公舎におきまして、尾張東西地区の県会議員、当然安藤県議もその中に加わってみえるわけでございますが、知事に対して平成25年度当初予算に対して、要望項目につきまして陳情活動をしていただいたことでございます。県側といたしましては、知事

そして副知事、そして総務、農林水産、建設の各部長さんでございます。

項目につきましては、11項目あるわけでございますけれども、その項目につきまして、私と、その秋にしっかりと安藤県議と御協議をさせていただいて、このような項目について要望、陳情していただきたいということをお願いしたわけでございます。

今から、その項目の内容につきましてお話をさせていただきます。

1つは、日光川流域下水道事業及び関連事業の整備促進でございます。

1つは、農業集落排水事業、十四山東部地区の整備の促進でございます。

1つは、公共下水道事業の整備の促進でございます。

1つは、道路関係でございますけれども、道路整備事業、市道中央幹線4号及び名古屋第3環状線の整備促進でございます。また、県道名古屋十四山線、県道弥富名古屋線、都市計画道路日光大橋西線の整備促進でございます。

1つは、広域営農団地農道整備事業でございます。

1つは、湛水防除事業、鍋田2期大神場地区の排水機場の更新及び整備の促進でございます。

1つは、地盤対策事業、木曽川用水地区の農業用水路更新及び整備事業でございます。

1つは、特定農業用管水路特別対策事業、いわゆる特特事業と言われるパイプラインの交換事業でございます。

1つは、基盤整備促進という形の中で六箇地区の整備促進でございます。

1つは、緊急農地防災事業八穂3期、そして稲元地区の湛水防除事業でございます。

1つは、信号機及び横断歩道等の安全に対する設置ということに対する要望をさせていただきました。

以上が11項目の要望事項でございます。

そして、それぞれの事業に対しまして、平成25年度当初予算及び2月の補正予算等においてその予算がつけられてきていることも多々ございますので、また詳細につきましては、委員会等で御報告申し上げればというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これが11項目に対する経緯と、そして要望の内容でございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 内容は今初めてわかったわけでありましてけれども、やはり12月にこういうことをされるとするならば、やっぱり議会にも一応こういうような要望を出すということを示されて、そしてまた議会の意見も反映した要望書であってほしいと私は思うわけがあります。

そうしたある意味においては議会が知らないところで行われるということであれば、これ

から報告をされると言われるけれども、事前の報告というか事前の協議というのが非常に重要でありますので、今後、そうした点は十分配慮していただくことを私は要望しておきたいと思うのであります。

続いて、一昨日の三宮議員等の質問内容と重複する面もありますが、改めて尋ねたいと思います。

この年頭の挨拶の中で、行財政改革として市民に負担増のお願いをするというような挨拶がございましたが、具体的にどのような内容の負担増であるのか、この点についてひとつ示していただきたいと思いますというわけであります。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 市民に対して負担増をという形で、どのようなことを考えておるのかということでございますけれども、私は行政の基本的な方針として、いろんな形の中でお話をさせていただいているのは、市民との協働の精神でしっかりとしまちづくりをしていく、市民の皆さん、住民の皆様にお手伝いをいただいて、さまざまな行政コストを削減していくというのは、基本的な行政の指針の中に持っておらなきゃならないことだろうというふうにかねがね思っておるわけでございます。それは財政が大変厳しい状況が今後も続くだろうという想定のもとに、そのようなお話をさせていただいております。

そして、昨年12月、繰り返しお話しさせていただくわけでございますけれども、中期財政計画、平成25年から29年までの弥富市の財政計画に対しまして、皆様方に御提案を申し上げます。

今回の最大のポイントは、いわゆる合併算定がえの地方交付税、旧十四山村と旧弥富町が合併したときにいただいております地方交付税が、臨時財政対策債も含めまして6億6,000万ほどございます。これが平成27年まではいただけるわけでございます。あと3年でございます。28年から5年間にかけて減額になり、33年にはゼロになるという最大の歳入不足が大きくこの中期財政計画の中には、私は位置づけられなければならないということを繰り返しお話しさせていただいております。

そうした状況の中で、歳入の見通しも大変厳しい、あるいは歳出の見通しといたしましては、社会保障費の増大であるとかさまざまな投資的、政策的な経費が必要となってくるということがあられるわけでございます。これも計画的なまちづくりの中においては、ぜひとも必要だろうというふうにも思っております。

そうした形の中において、じゃあ財政上の歳入に対する取り組みはどうしたらいいかということに対しては、一昨日の議員のほうからも、こういう形で財政収入を上げるべきではないかというような御意見もたくさんいただいております。また、きょう午後から、伊藤正信議員からも御提案があると思っておりますけれども、市の財産、いわゆる公有財産に対する

資産経営をしっかりとやれというような御質問もあろうかと思っております。そうした形の中で、さまざまな形で私どもの考えていかなきゃならないことに対して、議員各位と一緒にやっていかなきゃならないわけでございます。そうすることにおける財政の健全化を図っていくということでございます。

そして、歳入の現在考えている見通しでございますけれども、1つは西部臨海工業地帯におけるさらなる土地の利用計画、これをやっていかなきゃならない。「ものづくり愛知」の構成自治体として、あるいはまた航空宇宙産業のクラスター形成特区の指定都市として、さまざまな形で企業誘致ということに対して県と一体となり頑張っていかなきゃならないだろうというふうに思っております。

また、税対策といたしましても、いわゆる未収金、滞納ということが大変ふえてまいりました。これについても、税負担の公平性という形の中で、市民の皆様方をお願いせざるを得ないということを思っておるわけでございます。そうした形の中での収納対策をしっかりしていきたい。

そしてまた、今現在、政府与党はそのマニフェストで、子ども子育て支援という状況の中で3歳児から5歳児までの保育料の無償化ということを上げてみえるわけでございますが、この動向を見ながら保育料の改正等についても検討していかなきゃならない、そういうことを思っております。

歳出に対しての取り組みについては、またるるお話をさせていただきたいというふうに思っておるわけでございます。

そうした形の中で、新たな税負担という形の中で私が議員の皆様にご提案申し上げていきたいのは、都市計画税の導入ということでございます。現在、この都市計画税というのは市街化地域、そして新たに西部臨海工業地帯の工業地域における市街化が指定されております。そういう状況の中でのいわゆる都市計画税、その土地・家屋に対して100分の0.3以下というその利率に基づいた都市計画税をお願いできないだろうかということでございます。

現在、都市計画税を導入していない市は、愛知県38市の中で3市のみでございます。そのうちの1つが弥富市でございます。今、私どもの試算といたしましては、仮にこの都市計画税をお願いするならば、4億円強のお願いができるだろうというふうにも思っております。そういう状況の中での税の負担ということを考えておるわけでございます。

しかしながら、経済のいわゆる景気回復、経済の再生、あるいは所得の問題、あるいは雇用の問題、この辺のところをしっかりと考え合わせながらこの計画についてはお願いをしていかざるを得ないというふうに思っております。今は、いつから導入するということではなくて、どのタイミングで皆様に御協力をいただけるかということを、議会の皆さんとともに考えていきたいということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

○15番（佐藤 博君） 財政計画の話は何回も聞いておりますのでわかりますが、私が聞きたいことは、直接市民に負担増のお願いということだから、どういう点を負担増にするかということ。答弁が長過ぎて質問時間がなくなっちゃうんです、これ。だから、これはきのうもあったんだから、そういう重複するようなことを私は尋ねようとしておるわけではありません。

だから、市民に直接影響するもの、これは市民の関心事であるから、そういうものについては具体的に話をしていただきたいと思うわけであります。都市計画税等については、またあるいは保育料の問題等については、これは後日きちっとしますが、考え方だけはまあわかりました。

そこで続いて、私はこの年頭の挨拶の中でいろいろのことがありましたけれども、答弁時間が長いので時間がありますので、ちょっと割愛をしまいたいと思っております。

そこで、ごみ袋問題の謝罪については、これはやっぱり重要な問題でありますので、市長の見解を承りたいと思うわけです。

その1つは、ごみ袋問題の謝罪については約1,276万円分のごみ袋の損失金に対して弥富の損失額が突出しており、市長初め職員の減俸処分は罰則であって、損失金については謝罪だけで済まされる問題ではないと、こういう市民の意見は事実あることはタウンミーティング等でも指摘をされておるわけであります。

したがって、議会としてはごみ袋問題調査特別委員会の報告を了承しております。市長初め関係者は、取扱職務上の義務違反として減俸という、公務員にとっては将来にも影響するような重い処分でもって解決しておるわけであります。

このような事件の原因者は、佐藤化学という業者側であって、法律上においては職員等に損失金の弁済をさせることはできないとなっており、また市長の弁済は寄附行為として公職選挙法にも抵触することになり、議会としては再発防止を市長に要望して、平成23年度決算も一応了承済みになっておるわけであります。

そこで、小坂井委員長がタウンミーティングにおいて中間報告として報告されておるわけでありまして、現在、佐藤化学に対して賠償請求訴訟中であり、この結果が明らかになって初めてこの問題が終結することであると私たちは理解をしておるわけであります。

市長はただ謝罪をしているだけで、市民に納得されるんではないと、こういう意見があるわけでありまして、今私が申し上げたような内容、経過を市長も議会も、ともに市民に明確に示すことによってこの問題を解決していくことが非常に大事ではないかと、私はそういうように思っておるわけでありまして、やっぱり市民の理解を求めることが必要であろうと思っておりますが、市長はどのようにお考えであるかお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 答弁が長いという御指摘をいただきましたので、簡潔に申し上げます。

この問題につきましては、新春交歓会の席においても市民の皆様に深くおわびを申し上げたところでございます。佐藤化学の破産に端を発したとはいえ、発注、納品における検収、あるいは製品の保管管理等の事務処理を適切に行っていれば、このような大きな損害は出なかったというふうに思っております。私ども職員の管理不足という形の中で、本当に市民の皆様には御迷惑をかけたところでございます。

今回の件を教訓に、新たに規則等に沿った厳正な事務処理を職員一同肝に銘じて行ってもらいたいというふうに思っているところでございます。いずれにいたしましても、職員全員が基本に立ち戻り、二度とこのような不祥事がないようにしっかりと行政運営をしていきたいというふうに思っております。

また、さまざまな見解につきましては、今特別委員会の中での内容について、佐藤議員のほうに触れられたところでございます。今後の特別委員会等についても、再度確認をしていただければというふうに思っております。

市民の御意見ということについては、私どもとしては真摯に受けとめておるところでございますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

○15番（佐藤 博君） この点については、議会も特別委員会をつくってやったんだから、やっぱりきちっと市民に理解をしていただく努力をお互いにしなきゃいかんと、こういうふうに私は考えておるわけでありますので、市長からもそういう考え方を示していくこと、議会はもう了承しておるわけですから、そういうことが非常に大事だということだけをつけ加えておきます。

そこで、弥富市の総合計画の進捗状況の評価については、12月議会で私は申し上げたわけであります。これは秘書企画課長から話がありましたように、基本計画は10年ということであります。前期は5年と、これも承知をしております。ただし、この3月で4年を経過しておるわけであります。市長は就任以来6年が過ぎておると、これはもう12月議会でも申し上げたとおりであります。

そこで、現在の進捗状況の達成度はどのくらいかということで私が質問をしたわけであります。55%ないし60%の評価答弁がありました。進捗状況は市民の関心事の一つでもあります。具体的に目に見える評価をして、なるほどとうなずけるようなものでなければ意味がないと私は思うわけであります。

達成度が果たして55%ないし60%とは、誰がどのような角度から評価したものであるのか。私を初め多くの市民の中には、現状においてそれだけ高い評価をしている人は少ないのでは

ないかなあと、こういうように私は思うわけであります。

その原因の1つは、特に区画整理事業とか幹線道路の道路網の整備とか土地の有効活用など、市長が先頭に立って指導したり交渉したりまとめて実行実現して弥富が変わっていく、発展していくというような姿がなかなか目に見えてこない、こういうところに評価が私たちは高くできないと思っておるわけであります。

そういう点で、総合計画の策定に参加された方々、委員の方々の評価とか意見等は伺っておられるのかどうか、あるいはまたこれをどのように提示されていくのか、そういう点について一応尋ねておきたいと思うわけであります。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） 総合計画の進捗状況及び評価につきまして、御説明申し上げます。

主要施策について、前期基本計画の達成状況調査を今策定しておるところでございますが、担当部署職員によります自己点検の評価とさせていただきます。

今作成中ではございますが、完成した報告書につきまして、新年度におきまして総合計画審議委員さんにこの報告書をお示しするわけでございますが、この総合計画策定時の委員の方を考慮し、新たに審議会委員さんを委嘱させていただくことと予定しております。そこで御審議いただきまして、そのもとに後期基本計画原案を作成いたしまして、市民の方へのパブリックコメントを実施いたしまして、その後議会へ報告いたします。その後、計画の確定と進める予定としております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） この問題は、私が12月議会で申し上げたのは、現時点でどのぐらいの達成度だと、このことが議会としても知りたいわけであります。そういう考え方から申し上げて、その項目ごとに実施状況あるいは評価基準、そういうものを示すように申し上げたところ、2月中に示すということでありましたが、まだ議会ではそういうものもいただいておりますので評価ができません。

ですから、次の機会に審議会等で評価されたものについて、議会としても評価をしていくようにしたいと思いますので、できるだけ早い時点でそういう明確な進捗状況を示していただくようお願いしておきます。

そこで、特に私1つ気になることは、この総合計画の見直しということの中で、私は今一番やってもらいたいなあとすることは、今、安倍内閣も大変力を入れておりますが、総合計画見直しの中で、きのうもいろいろ出ましたわけですが、最も検討する必要があるものは農水産業の振興ということではないかなあと考えております、弥富の場合には。

そこで、私は前から弥富の活気と活力を求めるためには、市街化調整区域が多く存在し、

都市近郊型の農業を産業化して発展させる余地があるんじゃないかということで、私は前から指摘をしてきております。

農業基盤整備事業にも多額な予算を費やしておるけれども、農家の皆さん方の収入は一向にふえていない、これが現状であります。ですから、このT P P問題もありますから、あわせて一遍、従来のような補助金中心の保護政策によるその場しのぎの農業政策の継承ではなくて、魅力のないような農家は育ちませんので、要するに意識改革とアイデアの問題であります。みずからの努力で、産業として世界に羽ばたくことができるような農業の産業化を農業者に築かせていく、そしてその指導、支援していく、こういうような総合計画の政策転換というか補足ですね、そういうことをもっと真剣に考えていったらどうかと私は思うわけであります。

それは要するに、総合計画の土地利用とあわせていくべき問題ではあります、やっぱりこうした問題は市長がリーダーシップを発揮して、真剣に取り組んでいかなければできないと思うわけであります。言葉だけではなく実行することであると思いますが、市長はその先頭に立って実行する考えがあるかどうか、市長に尋ねておきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 農業問題につきましては、大変今現在の環境も含めて厳しいものであることは、今さら言うまでもありません。

両極面においてこの問題について考えていかなきゃならない。1つは土地利用という形の中で、新たな産業、あるいは企業誘致という形の中での土地利用もあるでしょう。もう1つは、農業そのものに対してしっかりと産業化をしていくという形で、農業振興地域としてのますますの活性化ということに取り組んでいかなきゃならないというふうに思っております。

しかし農業問題は、私はかねてから言っておりますけれども、国の策、いわゆる国策だというふうに思っております。T P P問題を初めとして、その問題が注視されるところでございますけれども、しっかりと安倍内閣のT P P問題について協議をさせていただきながら、その協議に対して注視していきながら、私は市としての農業問題についても考えていかなきゃならないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今私どもとしてもJ Aと取り組みながら、人・農地プランという形の中で集約化を中心に進めておるところでございます。農業で飯が食えないということにつきましての環境の厳しさということに対して、しっかりと受けとめておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 私が言いたいことはどういうことかということ、全国的にそれぞれの地域状況に適していく、幾つかのそういう産業化をしたり実行しておるところが、実行例が

あるんですよ。国の施策と国の施策だけを待っておるんでなくて、私は前にも機械化銀行の話をしたことがありますけれども、弥富が全国に先駆けてやれるようなことを一遍真剣に、全国には実行例もありますから、やっぱりもっと先頭に立ってやってもらいたいということを私はつけ加えておきたいと思うのであります。

時間がありませんので、続いて弥富市庁舎建築に関する諸問題について、私の考え方も申し上げながら、市長の考えも聞きたいと思います。

きのう、那須議員も質問をされておりますので、重複するところはできるだけ避けていきたいと思うわけであります。私は通告内容も一部変更をして質問していきたいと思います。

庁舎の建築の必要性については十分理解しており、賛成の立場で考えながら発言をしておるわけであります。せっかく建設するなら、ベストなものでなければならない、少なくともベターでなくてはならないというのが私の行政運営の基本であります。

そこで最初に、庁舎改築等検討委員会の協議内容のうちで、特に建設場所の設定などの概要について、簡潔にここに示していただきたいと思うわけであります。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） それでは、庁舎改築等検討委員会におきまして、建設場所を決定された経緯等について御説明をさせていただきます。

庁舎改築等検討委員会では、合併推進債の期限まで残り6年となっておったこともございまして、庁舎建築に係る議会の合意形成も含めて合併推進債の発行期限までに庁舎の建設が可能か否かのための条件について検討を行ってまいりました。

1つ目は現在の敷地内での建てかえ、2つ目は移転での建てかえ、3つ目は十四山支所の増築、4つ目は現庁舎の隣地を取得しての建てかえ、敷地の拡張の4案を示し、委員の意見をお聞きしてまいりました。

現在の敷地内での建てかえ、これは敷地を拡張しない場合でございますけれども、計画する床面積1万1,000平方メートルの建築をできないことや、日影規制により建築物の形態に制限を受けること及び駐車場のスペースが非常に少なくなることをまとめていただきました。

次に、移転での建てかえは、都市計画法の制限により新たに庁舎を市街化調整区域に建築はできないこと、市街化区域内の他の場所への移転については、市内の用途地域のほとんどが第1種住居地域の指定でありまして、用途地域を第2種住居地域に変更した後でなければ延べ床面積が3,000平方メートルを越える庁舎の建築ができないことなどの法規制問題点や、十四山支所の増築については、住民の利便性や交通の事情など位置的な考慮が必要なこと、用地選定や買収などスケジュール面でのリスク要因を考慮すると、新たな場所に土地を取得して新庁舎を建設することは非常に困難であることから、現庁舎の隣地を取得して建てかえとする協議結果となりました。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

○15番（佐藤 博君） この弥富市庁舎改築等検討委員会協議資料と、これも私どももよく見せていただいております。

そこで、今、村瀬課長からの説明によると、結局、合併推進債の活用の期限、こういうことが中心になって用地が決められたような感じが1つにはいたします。それと同時に、用途地域が第1種住居地域の場合にはだめ、市街化調整区域はだめといって、結局みんなこの庁舎、この位置に建てかえる方法しかないというようなほうへ誘導されたような感じがしてなるのであります。

そこで私は、1つ尋ねたいのは、他の場所へ移転する場合、特に土地の有効活用の見地から、市街化区域の隣地の市街化調整区域に移転する方法等の検討はされたかどうか、これをまず最初に尋ねたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 検討委員会におきましては、実は合併推進債を本市は使うわけでありましてけれども、その活用期限が5年間延長されたことについての議論はされておきませんので、そのような検討はしておりませんが、現在はそういうふうに延びたということではございますが、私の考えでもございましてけれども、市街化調整区域の土地を市街化区域に編入する、要は市庁舎の必要分だけ編入することはできない。また、市街化調整区域の土地のまま購入し、購入後に市街化区域に編入するならば安く土地は買えると思っておりますけれども、そういうことはできない。市街化調整区域の庁舎の建設につきましては、いろんな方面との協議を経て都市計画決定し、その後開発許可を受ける必要等々もあることから、住民の合意形成も必要でございまして、簡単に用途地域の変更はできないというふうに考えております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 結局、基本的にはここで建てかえをするより仕方がないと、これが原点にあったということを私は感ずるわけであります。

そこで、検討委員会によって現在の庁舎位置で、要するに一部土地を買収して建てかえが決められたことではございますが、検討委員会で次のような問題点はどの程度協議されたか伺いたい。

その1つは、用地取得が不可能な場合、借地でも建設場所はここでいいということであったかどうか。それからまた一時移転のための仮設費用約2億円、きのうでは1億円に変更したということではございますが、こういう点は検討委員会で検討された経過があるかどうか、この2点について尋ねます。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○**総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君）** それでは、借地の関係のことと仮設費用の御質問につきまして、お答えをさせていただきます。

検討委員会での庁舎の建てかえの協議におきましては、現庁舎の隣地を取得して建てかえる決定に際しては協議させていただきましたけれども、隣地の用地取得が不可能な場合を想定した議論はされておられません。

また、2億円の仮設費用につきましての御質問でございますけれども、庁舎改築等検討委員会では、新庁舎を現在の庁舎の場所に建設すると基本構想に折り込む中で、仮設庁舎の確保や移設費用、移転費用を加味する必要があることは協議がなされております。

仮庁舎では、現在使用している物品等を全て使うことを想定しておりますので、建設費用が過大にならないような方法で移設、移転をしたいというふうに考えております。

○**議長（佐藤高清君）** 佐藤議員。

○**15番（佐藤 博君）** 多くを申し上げますけれども、この市街化調整区域についても一案として考えておくべきだったと私は思っております。

ということは、ここの中を読ませていただくと、結局この第2回目の協議内容の中で示された建設場所については、4つの案の中でここしかないというようになっておるわけです。ですから私は、余りにも幅の狭い検討でなかったかと。そして、規制が問題だということなんです。

私はいつでも申し上げておるんですが、法律とは社会生活を保つために定めた支配的な規範すなわち決まりであって、規制とは規律を立てて制限することです。要するに、まちの発展を阻害することのないように制限しているのがこの規制であります。これらは全て人のために人が定めたものであって、行政がまちづくりのためにこのような規制が問題だということであるなら、これは当然制限を変更することができなければ規制の意味は存在しないので、私はこういうふうに考えております。

これが人と人との話し合いから始まっていくわけでありますので、今であれば許可権者としての交渉、すなわち県であります。県ともこういうようなことについてしっかりと協議をすれば、私はまた道は開けると、こういうように理解をしております。

そういう県との真剣な協議をされたかどうか、この点だけ1つ確かめておきたいと思えます。

○**議長（佐藤高清君）** 村瀬総務課長。

○**総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君）** まず検討委員会の委員の皆様におかれましては、合併推進債が5年延びたことに関しては、この検討委員会終了後にわかったことでございますので、委員の皆さんは御承知ではございませんので、そのような協議はされたことはないということは御承知をいただきたいと思います。

次に、県との協議でございますけれども、県のほうにお尋ねをしたことはございます。それは市街化調整区域の市庁舎の部分だけを、つまり必要とする面積だけを市街化区域に編入することはできるのかというお話をさせていただきましたところ、そのようなことはできないということでございます。

ただし市街化調整区域を、いろんな都市計画法のマスタープランを変更する、それから弥富市として総合計画を変更する、大きな変更をするのであれば協議には乗っていただけるとは思いますけれども、そこまでの協議は今のところはしたことがございません。

○議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

○15番（佐藤 博君） それじゃあ、合併推進債が5年延びたんだから、もう一遍検討のし直しをしていただくことも非常に大事だと私は思っています。

そこで、特にこの1月下旬に用地の取得の問題が出てきて、私どもはいろいろと議論したわけであります。私ははっきり申し上げて、借地でやるということはだめだよということを終始一貫申し上げてきました。

ところが、どうも先日の議会説明によると、地主さんに買収、交換地、借地の3条件で交渉したというように聞いておるわけですが、そうすると、初めから借地の場合もあるということで考えて交渉に臨んだのかどうか、この点も私はしっかりと確認していくことが必要だと思うわけであります。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 用地交渉につきまして、佐藤議員のほうにお答え申し上げます。

私どもは平成23年度から時間をかけてこの問題を、地権者に対して真摯な態度で臨ませていただいたというふうに確信しております。地権者との用地交渉は、議員のおっしゃるように交わしていただくことが私も原則であろうと思っているところでございます。

しかしながら、交渉の過程におきましては、交換であるとかあるいは借地という形の中での意向も相手から示されたこともございます。これは用地交渉の中においてはあろうということだと思っております。

いずれにいたしましても、交わしていただくということをこれからも原則としてはしていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 時間がありませんから簡潔に申し上げますが、まず第1番には、私が聞いておるには、地主さん方は協力をすると言われたと。だから、要するに買収はできるという想定のもとにどんどん進められ、設計も進んで、市民にもこの配布もされて、ここでやるんだということがまあ一応弥富市全体に広がっておるわけであります。

しかし、私は前から申し上げておるように、借地はいろいろの問題があると。先日も申し

上げたように、弥生小学校の借地もこれは100年以上前の話なんですけれども、これでもいまだに解決がしない。だから、借地はまず私は絶対にいかんと思っています。これだけはまず最初に申し上げておきます。その理由はまた次の機会に申し上げます。

そこで、私はこの問題が出てきてから、特に出てきてからというのは1月末に借地問題が出てきて以来、私は60人を超える市民の方に直接、借地問題や市庁舎の位置等について意見を尋ねてきました。

まず第1番に、借地には1人の賛成ありませんでした。庁舎の位置については、3人に2人の人が、もっと東のほうへ移転した方がよいのではないかという考えを示されております。市長も真摯に市民の意見を問うことが重要だろうと私は思います。この際、市民から寄せられた参考意見もちょっと中心にして説明をしておきます。

平成19年に借家借地法が改正されたと聞いておるが、この法律の権利関係はどのようなになったか調査をされておるかどうか、これだけまず最初に伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 用地交渉並びに合併推進債の延期等々あるわけでございます。

そうした形の中で、今、佐藤議員がおっしゃるように、市民の御意見という形の中で伺いしてみえるということでございます。また市民の御意見は大変重要であろうというふうに思っておりますので、また聞かせていただきたいというふうに思っております。

しかしながら、現在のこの庁舎の環境というのもやっぱり一面考えていただきたい。近鉄の弥富駅、JR、名鉄は固定でございます。海南病院は今整備計画が真っ最中でございます。また、産業会館、あるいは高度施設というのがたくさんあるわけです。こういった形の中での連携という形については、私は非常に便宜性のいい場所であるということを確認しておるところでございます。何が何でもこの場所で建設をということにつきましては考えてないわけでございますけれども、議会の中での特別委員会の中でその議論を重ねていただきたいというふうに思っておるわけでございます。

いずれにいたしましても、老朽化が進み、あるいは災害対策の本部としての機能をしっかりと持たなきゃならないという形については、庁舎の問題は喫緊の問題でございます。できましたら6月の議会までにその方向性をはっきりと示していきたいというふうにお願い申し上げます。

また借地借家法の問題につきましては、副市長のほうから答弁させます。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 借りるというぐあいになった場合の関係で調べさせていただきました。

平成19年に借地借家法が改正されておまして、これは事業用借地権が、従来「10年から

20年以下」というのが、「10年から50年未満」というふうにまず改正がされました。

そうした中で、この23条になるわけでありまして、1項と2項に分かれておりまして、まず第2項のほうで事業用借地権の設定のみというのがございまして、これは場所の更新はない、それから増改築にはオーケーでありますけど期間の延長はなしと、それから建物の買い取り請求もなしということで、いわゆる貸す側に有利な設定がまず一つあります。これが10年以上30年未満というのはこれしかございません。

それともう一つ、30年以上50年未満というのは第1項に規定されておりまして、これは2つございまして、先ほどの10年以上30年未満と同様の事業用借地権という設定の方法と、もう1つが普通借地権として設定の計画も可能であります。

事業用借地権というふうに設定しますと、先ほどと同様に更新はできない。それから買い取り請求はできないということになりますが、普通借地権、これは地主さんとの契約になりますけれども、これが了解いただければ更新もあり、それから再築も可能でありますし、期間の延長もあると。それから、あり得ないことではありますけど、建物の買い取り請求権もあるということで、従来の借地借家法の第3条にあります通常の借地権と同様の契約ができるということで改正がされておりまして、今回の改正におきましては、事業用借地権においてそれぞれ地主と借り方でそれぞれ契約をし、地主さんに貸したら帰ってこないというようなのは避けられるという選択ができるというふうに変わっておりますので、可能であろうというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 時間がありませんので、一言だけ最後に申し上げておきたいと思えます。

それは、私は、いろいろと今度農地法の改正もあるようでありますし、真剣に考えることが必要だと。ただ急げばいいということではないと思うんです。これは大事な問題なんです。現在の市庁舎では駐車場が少ないといっておるわけでありまして、ここも私がいろいろと意見を聞いた中で出てきておるのは、三重県ナンバーの駐車や、海南病院への外来者の駐車もよく見受けられると。いっそのこと、この後海南病院の有料駐車場にすることのほうがいいんじゃないかと、こういう意見もありました。私もそれは同感です。この狭いところに桜小学校があり、海南病院もあり、庁舎もありと、こういうことでなくて、総合的なまちの発展政策からしても考えていくことが必要だと思っています。

ということと、合併推進特例債が延期されたなら、もっと腰を据えてじっくりやることだと。6月までに結論を出したいと、要するにその6月までに結論を出したいという市長の本音は、ここでやるんだという考え方でありまして、無理をされるとやっぱり私は問題が起これると思っております。

少なくとも、今私が申し上げたように、行政というのはベストを求めなきゃいかん、少なくともベターでなければならないかん。しかし、余りよくないバットな姿勢だと考えられれば、場合によっては市民運動としての反対運動も起こることも頭の中に入れて取り組んでいただきたいと。以上をもって終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は11時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に伊藤勝巳議員、お願いをいたします。

○1番（伊藤勝巳君） 議席ナンバー1番、通告に従い質問をさせていただきます。

1番目に、日本一金魚の産地のPRをということで、3点ほど質問させていただきます。

第1に、東名阪弥富インター出入り口に金魚のPRの看板設置をということで、これがいつごろできるのか、生産者のほうから強い要望がありますのでお答えください。

○議長（佐藤高清君） 服部商工観光課長。

○開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） 伊藤議員の御質問にお答えいたします。

東名阪の出入り口のところにPR看板の設置の予定はというお尋ねでございますが、市のPR看板の設置予定につきましては、東名阪弥富インターの出口に平成25年度に設置する予定となっております。以上であります。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） 25年の何月ですか、ちょっとお答えください。

○議長（佐藤高清君） 商工観光課長。

○開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） 済みません、何月という部分にはちょっと調整ついておりませんので。

○1番（伊藤勝巳君） 目標は。

○開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） 年度内とということで、まだ細かいところの調整ということが残っておりますので、その辺だけ御理解をいただきます。

○1番（伊藤勝巳君） それじゃあ25年度中に設置をするということで皆さんに御報告させていただきます、地元の業者には。

2番目に、これもあわせてお願いしたいのは伊勢湾岸道ですね。この伊勢湾岸道についてもPRの看板設置を、若い後継者から要望されておりますので、それもあわせてお願いをさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 服部商工観光課長。

○開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） お答えさせていただきます。

伊勢湾岸道にもということで、考えについてはあるのかという御質問でございますが、伊勢湾岸道につきましては今現在設置計画はございません。御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） やはりそれについては、あわせてお願いしておきますが、できるだけ早くそういう計画をお願いしたいと思います。

それで3つ目ですが、弥富市特産品として全国的に有名になっておるわけですが、養殖産地として17年以降年々減少をしておる状況でございます。57年には組合員数が293名、面積は198ヘクタール、それから養殖匹数としては5,441万7,000匹生産されているんですが、これが平成元年になると組合員がちょっと減りまして244名、面積としては166ヘクタール、それから養殖匹数は4,392万7,000匹ということでだんだん減ってきておるわけなんです、徐々に減少しております。24年には組合員数が114名になっております。76ヘクタール、1,900万匹の生産になっておりますが、57年の面積それから組合員数、それから養殖匹数に関しても比例しますが、約3分の1になっている状況でございます。

これを日本一の金魚の養殖産地として継承していくには、やはりPRに努力をしていただきたいと思います。弥富市として、今後どのような方針で進まれていかれるのかお答えください。

○議長（佐藤高清君） 服部商工観光課長。

○開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） 今後、PRをどのようにという御質問でございますが、日本一の弥富金魚のPRにつきましては、弥富金魚漁業協同組合さんと連携のもと、中部国際空港ターミナルビル4階出発ロビーにて弥富金魚の展示、夏には金魚すくい大会、秋には海南こどもの国にて金魚日本一大会を開催し、これらの催しにより国内外にPR発信しているところでございます。

また、市民に広く愛され、市内はもとより全国へ向けて弥富市をPRするためのコミュニケーションツールであります「きんちゃん」、この「きんちゃん」グッズを使いまして、イベントなどを通じてPRしていくという考え方でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 追加答弁をさせていただきます。

今、伊藤議員おっしゃるように、私どもとしても努力していかなきゃならないわけですが、看板の設置であるとかさまざまな金魚に対するPR活動をしていかなきゃならないということは前提でございますけれども、その生産者の減であるとか、あるいは生産面積の

大幅な減という形の中では、議員がおっしゃったとおりでございます。

先日も組合の総会が行われました。私も参加をさせていただき、このような数字も理解をしているところでございますが、今私が組合のほうに申し上げておるのは、いわゆる地場産業という形の中で、日本全国いろいろと縮小になったり、あるいは大変な御苦労があるということがいっぱいあるわけでございます。こういう先進市町の例をしっかりと研修していただきたいという形の中で、予算もつけさせていただいておるわけでございます。昨年も予算をつけさせていただきながら、その地場産業をいかに守っていくか、あるいは発展させていくかということについて御努力いただきたいということで、組合のほうも去年はいろんなところへお出かけになって地場産業を守っていこうという組合独自の働きというか、そういう活動もさせていただいておるわけでございます。そういったことに対して、市としてもこれからも協力をしていかなきゃならないというふうに思っておるわけでございます。

いずれにいたしましても、地場産業の厳しさということでございます。また議員のほうから、こんなアイデアがある、こんな方法があるということがあれば、またお話を伺いたいというふうにも思うわけでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤勝巳議員。

○1番（伊藤勝巳君） 市長さんのいい御答弁をいただきましたので、今後ともこのPRに関しては努力をしていただきたいと思います。お願いいたします。

2番目ですね。向陽通と1号線接続についてでございますが、これが地権者との、いつごろ何回話し合いをされたのか、お答えいただけませんか。

○議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） それでは、御答弁申し上げます。

向陽通線の1号線取り付け部分、接続部分につきましては平成19年度に国道工事事務所と取り付け部分箇所の協議が調いまして、それで改めまして地権者の了承を得まして、平成20年度に計画変更に伴う用地測量を実施しました。その後、平成22年度に建物などの物件調査を実施したところでございます。

地権者との話し合いにつきましては、平成20年度以降、それぞれの地権者では異なりますけれども、それぞれ数回行っておるところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤勝巳議員。

○1番（伊藤勝巳君） 今の質問の中で、数回ということは何回ということですか。今まで何回されていますか。

○議長（佐藤高清君） 都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） 回数ですけど、少ない人ですと2回から多い人だと五、六回程度ということでございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） それに対して、用地買収とか代替地等の話し合いは何回されましたのか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） お答えします。

今現在におきましては、多分用地買収単価のことだと思いますけれども、また買収単価とか代替地の話につきましては、今現在のところ行っておりません。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） それについて、今後の対応としてはどうしますかということで、どのような方向で進まれるのかちょっとお聞きしたいですが。

○議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） お答えします。

今後につきましては、やはり用地測量、物件調査等が終了しておるということで、ある程度は地権者の御理解がいただけていると市としては解釈しております。ただし、今現在において、事業実施に向けてそのところにおいてはまだ最終的な御理解がいただけないということです。今後におきましても誠心誠意地権者と話をさせていただきまして、事業実施ができるように進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤勝巳議員。

○1番（伊藤勝巳君） 今後は地権者との話し合いを早く進めて、この開通をさせていただきたいんですが、何年、いつごろの完成を予定で進められるか、目標を定めてお答えください。

○議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） 済みません。

目標ということでございますけど、やはり地権者の方の御理解がいただけないということも今現在ありますので、市のほうでこの年度でということでは目標は、今現在ちょっと持ち合わせてないというかありませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） 地権者との話し合いがつかないからということで、これは2回や3回、5回や6回で地権者がうんと言うわけないですよ、これは。

いろいろな問題が多々あるかと思いますが、いろんな方からちょっとお聞きする部分もありますので、その点はもっと地権者との話し合いに努力をしていただきたいと思いますということで、それについて開通予定を報告しなければ私も立場上ありますので、大体目標を立ててやっていただきたいと思います。いつごろになるか、予定は。

○議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） やはり市側が一方的にこの時期ということで考えて発言しますと、地権者の方についても今の時点でまだちょっと最終的な御理解をいただけてないものですから、このようにいつまでという答弁は差し控えさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） やはりそれはこれから何回、何十回という形で努力をしていただきたいということでお願いしておきます。

私の場合はこれで質問は終わらせていただきます。後がつかえていますので、終わりにいたします。

○議長（佐藤高清君） 次に山口敏子議員、お願いします。

○12番（山口敏子君） 12番 山口敏子でございます。

通告に従いまして、質問させていただきます。一昨日の三浦議員と重ならないように質問いたします。

市内の信号機をLED電球に取りかえをということで御質問させていただきます。

この数年、弥富市内での交通死亡事故が増加しているという悲しい現実があります。蟹江警察所管内、弥富市、蟹江町、飛島村の中で、死亡事故の大半が当市で起きております。

毎年3市町村で、海部南部高齢者交通安全総決起大会が会場持ち回りで行われております。この大会は、主に歩行者、自転車を対象にした啓発メニューが中心に行われております。この活動も大切な内容ですが、市内の高齢者の大半の方は御自身で車の運転をされる方が多いというのが現実だと思います。現実には、私も高齢者に入っております。

弥富市内でも、道路の整備がかなり進んでまいりました。信号のついていなかった交差点、曲がった道もすっきりと直線になり、その後には新しいLEDの見やすい明るい信号が設置されてまいりました。このLEDの信号は、夕方のまぶしい光にもはっきりと信号の色が見える、それは素晴らしい信号だと思います。しかし、以前の色電球にレンズである旧型の信号は、夕方のまぶしいときには信号の色が確認しづらく、交差点の直前に行かないとわからない、本当に見づらい信号だと思います。これは私だけのことだったでしょうか。

現実、現在市内にはこの色電球の信号はどれくらい残っているのでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

現在、弥富市内ですけれども、3月4日に平島につきましては信号も含めまして103基の信号がございます。内訳といたしましては、通常の信号機が90基、押しボタン式が9基、点滅式が4基となっております。

確かにＬＥＤは非常に見やすい信号でございます。その数でございますけれども、蟹江警察署にも問い合わせいたしました。しかし正式な数は把握できていないということでございました。県の公安委員会が順次取りかえているということでございますので、正式な数としては把握していないということでございます。ただ、おおむね60％程度はＬＥＤ化しているのではないかとということをお聞きしております。

なお、電球取りかえ時期に随時ＬＥＤ化を進めているといったことを聞いておりますので、全部の信号機が変更になるまではもうしばらく時間をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） ありがとうございます。

実は私もちょっと、市内を車で走っておりますと、市内でも北側のところの東名阪の下の側道ですかね。あそこはまだ古い電球式のものが多かったりします。見えづらい信号を、新しいＬＥＤの電球は本当にすばらしくよく見えますし、本当にこれは早急に変えていただくといいなあとと思います。この見えづらい信号は、交通量の多い道路、交差点を中心に取りかえていただきたいということの要望でございます。

先ほど申しました海部南部高齢者交通安全総決起大会の中で発表されております交通事故のデータ、これは朝の7時台が一番多くて、それから夕方5時台、これがやっぱり多発しているということで、秋の交通安全総決起大会には、特に夕暮れには気をつけましょうということがありました。やっぱり夕暮れというのは本当に見づらいもんですから、特に、南北はいいんですけれども、東西のほうになると夕方と重なって見えるということで、だんだん高齢者になりますと目の機能も弱ってきていると思います。高齢者にも優しいＬＥＤを早くつくっていただけたらうれしいなあとと思います。

とりあえずこれでＬＥＤのほうは終了させていただきます。

次に、医療費の削減に役立つジェネリック薬品をということで御質問させていただきます。

ことしの初め、1月ごろに中日新聞に掲載されていました記事で、瀬戸市が県内で初めて、ジェネリック医薬品を市民の方に利用していただくためにどうしたらよいかということで、医療機関に行くときは必ず持っていく健康保険証に張ったら、このシール、瀬戸市へ行ってもまいりましてもらってきたんですけど、小さいシールなんです。このシールを現実、今まででしたら弥富市にもございますこのジェネリック医薬品を希望しますというカードも、瀬戸市も同じようにつくっていたそうです。でもやっぱりこのジェネリック医薬品には、なかなか利用率が高くならずに効果が余りなかった。そういうことで、いかに効果を出すかということで瀬戸市の、多分健康保険課だと思いますけれども、健康保険証に張りつけたら、シールにすればということで作られた。

この新聞の掲載が実は2月9日付で、中日新聞の発言コーナーで投稿されておりました方、これは名古屋市緑区の79歳の男性でした。内容は、こういう内容でした。

年齢とともに医者通いが多くなり、年金生活の身にとっては医療費がかさみ大変です。病院の窓口にはジェネリック医薬品の希望をされてくださいと書いてあります。でもなかなかその場所でジェネリック薬品にしてくださいということが自分自身は言えませんでした。ジェネリックにすることは安く、医療費も少し安価になるし、薬代が安くなるということは知っていても言えなかった。もしこのような、瀬戸市であるようなこの小さいシールが国民健康保険証に張れば、物を言わなくてもこの方はジェネリックにしてほしいんだな、絶対に利用される人が多くなるんだけどなというような発言でございました。

今年度、25年度の市長さんの施政方針でも発表されました。「健やかでやさしいまちづくり」の取り組みの中で、社会保障の充実についてという中で、国民健康保険制度が健康維持増進の大きな役割を果たしている。国保の財政状況は、高齢化、医療の高度化により医療費が年々増加し、景気が低迷のため保険税の収入も伸びが低く、この状況ではジェネリック医薬品の推奨にかかっていること。そうすれば国民健康保険の負担もかなり節約できると発言がされました。

現に、国民健康保険の当市の今年度の特別会計予算の中では、約50%近くが国保のほうに入れられるという、それで運営されている状態なんですね。当市としては大変な状況、負担になります。現実、当市の国保の窓口カウンターにも、ジェネリック医薬品に関するパンフレット、それに先ほど見せましたカードも置かれております。弥富市もこういう行事をちゃんとやってもらっております。

現実には、弥富市ではジェネリックの利用はどれくらいになっておりますでしょうか、お尋ね申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 平野保険年金課長。

○保険年金課長（平野宗治君） お答え申し上げます。

弥富市の国民健康保険のジェネリック医薬品の使用率でございますけれども、直近の数字、1月分の薬剤分で見ますと9.8%の金額ベースになっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 実は、先ほど言いました瀬戸市もやっぱり11%ぐらいということで、何とかこれを30%ぐらいにしたい、その目標でこのシールをつくられたそうです。結果としてはまだあらわれておりませんが、私は瀬戸市に行ったときに、このシールをいただいてきましたときには、何枚必要ですかとあって、私もどこのことも言わずにいただけるんでしょうかと言ってちょっともらってきたんですけれども、結構そういう形で、こんな小さいシールなんですけれども、名前の下に張ると何も言わずに、結構いい意味でこのシールが

どこかで巡回するんじゃないかなと思います。そういたしましたら、現実には瀬戸市が始められました。隣の尾張旭市は、残念ながら同じ隣同士なのに使っておりませんでした。旧態依然としたこういうカード、もっとわかりにくいカードでした。もっと紙のような、尾張旭市は使っていました。

これはすごく皆さんにもいいな。そういたしましたら、今回は県下2番目で、犬山市が今度このジェネリックのシールを市のほうで、県下で2番目でこのシールをつくり出すということで発表されております。実は犬山市は、愛知県で国民健康保険1人当たりが一番多い金額なんだそうです。ですからやっぱり犬山市も大変、国保のほうをどうやって、皆さん安く少し金額を抑えるかということでもかなり努力してみえると思います。

先ほど一番最初に取り組まれました瀬戸市は、県下で国民健康保険の医療費当たりが3番目だそうです。ですからやっぱり多いところはそれなりに努力をして、このジェネリックにしたい、何とか皆さんにジェネリックを使っていただきたいというような計画というか、そういう形で動いていらっしゃると思います。

弥富市としては、こういうような計画はどういうふうになっておりますでしょうか、ちょっとお聞かせくださいませんか。

○議長（佐藤高清君） 平野保険年金課長。

○保険年金課長（平野宗治君） お答え申し上げます。

ジェネリック医薬品は、同じ成分、同じ効き目で安い薬、ずっと使われている薬なので安心、新薬より改良が進んでいる場合もあるというメリットがあり、ジェネリック医薬品の推奨に努め、医療費の削減に努めたいと考えております。

また、海南病院にジェネリック医薬品の処方についてお尋ねすると、ジェネリック医薬品の使用率が急性期病院では現在12%と言われております。海南病院においては約7%の使用にとどまっておりますが、医療の質を落とさないようにしながらジェネリック医薬品を使っていきたいと考えておりますというふうに伺っております。

現在、弥富市ではホームページや広報等によりジェネリック医薬品の利用促進を行っており、御利用いただける方に希望カードをお渡ししています。また、国民健康保険運営協議会におきましても、医師、薬剤師、農業等代表している方など各分野の委員がお見えになります。委員の方にジェネリック医薬品の利用促進をお願いいたしております。今後は、海部保健医療部会へジェネリック医薬品の使用促進を働きかけてまいります。

現状といたしましては、ジェネリック医薬品が存在しないとか、ジェネリック医薬品に変更できないこともございます。まず診察時等に医師や薬剤師の方に、ジェネリック医薬品のことを相談していただくようにと考えており、国民健康保険の被保険者の方に対し、ジェネリック医薬品の情報提供を引き続き行ってまいります。

また、保険証に貼付するシールの併用につきましては、今後のジェネリック医薬品の利用促進の中で考えてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 明るいう返答をいただきまして、ありがとうございます。

ジェネリック医薬品というのは、やっぱり現実に生活習慣病、例えば高血圧症とか糖尿病、高脂血症、こういう病気は長くに薬を飲まなくてははいけません。それに毎日飲まなくてははいけません。こういう薬には、意外とこのジェネリック薬品というのがかなりあると聞いております。

私は薬を飲んでおりませんが、私の知人が海南病院で診察を受けます。私もずっと付き添っているんですけども、1カ月にジェネリックじゃなかったときは1万円以上お金をお支払いでした。ジェネリックにしたら7,000円ぐらいに落ちました。でも、その中にはやっぱりジェネリックに使えるという薬もありますから、全てがというわけにはいきませんが、血圧とかそういうのは意外と後発、要するにジェネリックでも有効な体に優しい薬もあると聞いております。現実には、本当に家計に優しいジェネリックを皆さんに御推奨していただけたらうれしいなと思います。

でもこれは余り強制はできませんということ、実はジェネリック薬品に切りかえるときには、お医者さん、歯科医、薬剤師に十分御相談してください。ジェネリック薬品には強制することはできませんけれども、個人差もありますけれども、家計にも優しく、市にも優しく、みんなに優しい薬だということをこれからも皆さんにアピールしながらやっていっていただきたいと思います。

では、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 次に小坂井実議員、お願いいたします。

○13番（小坂井 実君） 13番 小坂井実でございます。

通告に従いまして、質問をいたします。

私は1番に近鉄佐古木駅南口整備計画について、もう1つ、コミュニティーバス運行事業について、質問をいたします。

まず近鉄佐古木駅南口整備計画についてお伺いをいたします。

12月議会において、市側より議会に平成25年、26年度において、近鉄佐古木駅南口整備計画（案）が示され、懸案であった駅前整備計画がいよいよ実施されることは、地域住民はもとより佐古木駅利用の市民も待ちわびていた計画であり、心より歓迎する施策であります。

私も一般質問で2回ほど取り上げたことがございます。その要望が実現する運びとなることは、非常に喜ばしいことでありますが、佐古木駅前整備は、私も含め周辺住民誰もが、も

う少し広く規模の大きい整備を期待していました。駅に向かって、計画の両側にはまだ駐車場として何ら建物のない土地があります。鉄道の駅はまちの玄関であり、そのまちの顔として訪れた人の印象に残るものです。

弥富市の発展にはなくてはならない第2の拠点として先行投資を、また今ならば計画も立てやすく協力も望めると思われますが、まず1番目の質問として、示されました近鉄佐古木駅前整備計画（案）は案と捉えて、規模拡大の余地はあるのかお尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） それではお答えします。

まず最初に、近鉄佐古木駅の現状と、今回計画においてどういったことを解消するためということで、そのあたりを御説明させていただきます。

まず近鉄佐古木駅の利用者は、1日当たりおよそ3,200人ということで、北側と南側の率ですけれども、北側は6割、南側が4割の利用となっております。現状の南口の広場の大きさはおよそ160平方メートルということで、車が2台ほどとめられるような広場しかありません。特に朝の通勤・通学時間帯などは、歩行者や自転車と自動車が錯綜するというので、大変危険な状況となっております。

今回の広場の整備計画案は、このような状況を解消することを目的として、既存の広場とは別に隣接するおよそ800平方メートルの区域において、南側における駅周辺での歩行者と自動車の分離をすることにより歩行者や自転車の安全確保を図ることや、朝夕の送迎時における自動車の駐停車帯を設けて安全な送迎ができるように計画案をつくっております。

議員からは、駅整備計画案は案と捉えて規模拡大の余地はあるかという御質問でございますけれども、整備計画案の広場の大きさは現在の駅利用者などを考慮しまして策定した計画案となっておりますので、適正な規模と考えております。

しかし、将来の規模拡大につきましては、既存の駅南広場は今回の計画区域には含んでおりません。歩行者空間ということで、今利用ということでしております。今後、鉄道事業者、近鉄ですけれども、が予定しております鉄道駅のバリアフリー化の整備や、また駅周辺の利用状況、今後、駅利用の状況の変化などを考慮しまして拡大整備ができるものと考えております。

市としましては、この整備計画案を実施するために、平成25年度に調査設計を予定しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 北口が利用者が多いと。もちろん市街化の拡大もありますし、人口的にも住んでみえる方の利用者も多い。ましてや愛西市のほうからの乗りおりの方もありますので、利用者は多いと思いますが、都市というものは南に向かって発展するものなんで

す。

今後、弥富市が発展するためには、今のままの市街化では発展はありません。きのうの平野議員の御質問にもありましたが、税収を上げるためにも、弥富市が安心して暮らせるすてきなまちになるためにも、次を考えて先行投資をしていただくとよいかと思います。

今のうちに駐車場として利用されている土地を先行投資するお気持ちはありませんか。市の買い上げをしておくというお考えはありますか、お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 小坂井議員にお答え申し上げます。

佐古木駅の南側の駅前整備につきましては、地域住民の皆様、また駅を利用される方に対して、我々は便宜性を図っていかなきゃならないという形の中で、先ほど所管の課長が答弁をさせていただいたとおりでございます。

利用者計画が大幅に伸びるという状況については、今のところないわけでございますので、そういった規模に応じた形での適正規模化という中での開発が望ましいだろうというふうに思っております。今、土地を取得しておいて利用計画がないというような状況になりますと、これはまた新たな問題等も発生してまいります。

そういったことも含めて、今後の近鉄の動向、そして利用計画の増ということに対して我々はしっかりと数字等を把握しながら、将来的にはそういう検討もせざるを得ないかなあと思っておりますけれども、現状の整備計画につきましては、先ほどの計画で進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 本年度の当初予算にも、既に佐古木駅南口広場測量設計業務の委託料として600万円が計上されております。したがって、私もこれは既に案ではなく、進められている事業であることは半ば承知をいたしておりましたが、しかし今も申しましたように、できることならば、本当に駅周辺の方ももう少し大きかったらよかったなあと、規模拡大はできんかなというお声が非常に多いと思います。

まず今のままの計画で進めていただいても、やらなかったよりは確かにいいと、これは思います。

次に、2番目の質問にも関連してまいりますので、北口のコミュニティーバス停留所の南口への変更はどうかという提案でございます。

現在、北口ロータリーに停車しているコミュニティーバスは、一般のマイカーによる送迎車との混雑や、踏切の渋滞の一因にもなっている。1号線と県道子宝佐屋線の信号の1つ西、つまり弥富寄りの信号から南口を利用すれば渋滞は何もなく、バス運行の時間的余裕も生まれると思うが、ただし南口の設計変更が必要になるものと思われそうですが、御答弁よろしくお

願います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

現在、佐古木駅には北部ルートと東部ルートのバスが運行しております。議員御指摘の北口のほうの混雑の関係でございますけれども、現在は佐古木駅は通過のバス停ということで、長い時間の停車はないというふうに考えております。

バス停の変更を行うことにつきましては、路線や時刻表の変更も伴ってまいります。これにつきましては、中部運輸局の許可も必要になるということで、時間もかかるということでございます。

現在、デマンド方式等の運行方法の検討も始まっているような現状でございます。乗降者の動向を実ながら、南口への変更を考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 少し戻るような質問になるかも知れませんが、駅前整備の中に道路整備も含まれておるわけですね。

その中において、信号のすぐ脇に上がる道路も広くするという、図面上に表示がしてあります。ここは午後、夕方といいますか、津島のほう、あるいは前ヶ平のほうへ抜ける車が、1号線の信号を2つ通らないで済むということで、1号線から斜めに入ってこの踏切の本当に脇の道路へかなりの車がそこで左折をする、そういう車が非常にあります。

例えばこの道路を広くすることは、交通事故を誘発するのではないか。もしここで大きな事故があった場合には、鉄道事故につながるような気がしておりますが、この道路計画、またコミュニティーバスの今のお話でございますが、広くしないとコミュニティーバスが通れないかも知れませんが、そこらのところの関係はどのように市のほうではお考えでしょうか、道路事情でございますが。

○議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） それではお答えします。

今の道路の関係でございますけれども、県道に続く市道になります。この県道の取りつけ部分、やはり近鉄の踏切に近い、近接していることからこの部分は道路幅員が狭いということで、今現在は車等が右左折する場合に危険であるということは承知しております。

それで、今回市道の拡幅につきましては関連ということで、歩行者、自転車等の安全な通行を確保するという事で整備計画を示しております。しかし、やはり安全対策ということで考えますと、拡幅することによってさらに危険が増すということであってはいけませんので、事業実施に向けましては公安委員会、蟹江警察署等の協議、意見を聞きながら進めると

ともに、地元とも調整をとりながらやっていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 道路のこともう1つ伺いをいたします。

この駅前整備の中に、既存の道路も含めて計画がなされております。それによって、計画の中の道路に面した土地が1カ所めくら地になってしまう、つまり道路があったものが道路ではなくなる。歩道がありますので、その後道路ということでもいいかも知れませんが、2筆ある方の鉄道に近いほうの土地が、道路に面していたものがこのロータリーの中に道路が含まれることによって出られなくなると、出口がなくなるとことが考えられます。それから2カ所のうちのもう1カ所目は、2面道路に面していたものが1面が計画の中に含まれてしまって1面だけの道路に面することになると思いますが、地権者に提案してみえますかどうかということをお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） それではお答えします。

現在のところ、そういった計画につきましては、地権者へ直接説明のほうはしておりません。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） この問題になっておりました市役所の新庁舎改築の調査のところでも、土地というものは非常にややこしいというか、奥が深いようなものでございまして、前もって計画をお話ししておいたほうが先々の計画に支障がないのではないかと、そういうふうに思っておりますが、どうかそこらのところを御配慮いただきまして、まずこの点、バスの運行のコミュニティーバスの停留所は今のままと、それから今の地権者との話し合いを私は先に望むものであります。

スムーズに進めていただきたいために、市長、何か。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 小坂井議員に御説明申し上げますけれども、ことし平成25年度の予算として測量をさせていただきます。

これは当然、地権者の方にもいろいろと御説明させていただきながら進めていかなきゃならないというふうに思っておりますので、その進捗の中で地権者の御意見等も聞き、私どもの計画をしっかりと説明させていただきながら進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） それでは、2年間において、25年、26年において計画されておりますので、2年間のうちにしっかりした話し合いを持ってスムーズに進めていただきたい。

そして、もしその地権者が、うちもぜひ、どんなお話になるかもわかりませんが、計画に含めてもらっていいですよと、例えば協力しますよというような、そんなお話があったら市のほうはどのようにお考えですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） そういう進捗状況の中で、そのような状況がありましたら、私どももしっかりと説明させていただき、また地権者の御意向ということについても意見としてお聞きしながら、対応していかなきゃならないということもあろうかと思っております。

いずれにいたしましても、今後の進捗状況あるいは測量ということに対して、しっかりと御理解をいただくことがまず優先であろうというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） それでは、1番目の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員、質問の途中ですけれども、ここで昼休みをとりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、暫時休憩とします。再開を12時50分としますので、御協力をよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時00分 休憩

午後0時51分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き小坂井実議員、質問をお願いします。

○13番（小坂井 実君） 午前中に引き続き、質問をします。

2番目のコミュニティーバス運行事業について、御質問をいたします。

2月20日にいただきました資料についてお尋ねをいたします。この資料1から5までございますが、そのときに細かい説明を受けておりませんので、この点についてお尋ねをいたします。

この資料1に載っております弥富市と岩手県雫石町、滋賀県米原市、三重県伊勢市、三重県玉城町について、全部のところをお調べになったか、ただ上げただけか、その点をよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 資料としては取り寄せております。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） その資料が配付されたときに、デマンド方式についてという問題

点があって、なかなか弥富市では実行できないというお話がございましたが、そのデマンド方式という説明と、弥富市ではそれが実施できないという点についてお伺いをいたします。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 20日に3種類のイメージということでお話しさせていただきました。

弥富市として、デマンド方式ができないということを言ったという認識はないんですけれども、その中で現在アンケート調査を行った段階では、そういったものに対する理解がいただいている意見が少なかったというようなお答えはさせていただいた覚えがございます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） デマンド方式という方式があるということ、私も聞いておりますが、細かい点が私も承知しておりません。

岩倉市の場合は、少し調べたことがございますが、この中にはございませんので、デマンド方式という方式、どのように実施するかということを教えてください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 前回、3種類のイメージをお知らせしたということを先ほど申し上げました。

まず形といたしまして、イメージとして、現行ルートによるもの、それから停留所を面的に配備したもの、それから3つ目といたしまして目的エリアと運行エリアを区別して、エリア間をまたぐ停留所間の移動や運行エリア内での利用を可能にするといったものを提示させていただいております。

また、先ほど言われました岩倉市の関係でございますけれども、こちらのほうは一般的なコミュニティバスの運行と、それからもう1つ、いわゆる福祉的な形の中でバスの利用が非常に難しい方に対する運行という形で聞いております。

デマンド方式でございますけれども、御存じのように、事前の申し込みによって運行するといったことが大前提でございまして、先ほど言いました3つのイメージにつきましても、おのおの事前の予約が必要だといった形の運行になっております。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 弥富市にはルートがございまして、北部ルート、南部ルート、東部ルートと、その地域において特色がございまして、朝の通勤あるいは通学に利用できるルートと。例えば東部ルートですと、なかなか通勤、通学には使えないと、使わないと。ましてや十四山地区でございまして、中央道を挟んで西の方は佐古木の駅へ出ます。あれから東のほうは蟹江駅のほうへ通勤、通学で通われるということもございまして、その点、飛島の

バスを利用して通勤、通学に通ってみえる方もあるかと思いますが、どちらにしましても地域による特色がございます。

そして、本当に利用しようという方というのは、例えば自分で車に乗れない、家族も仕事あるいは学校へ行って乗せていってもらえないと。本当だったら欲しいなあと、病院へ行きたいなど、市役所へ行きたいなど、そういう方が利用するのが理想であって、またそのために運行されているものと思いますが、そんな中で去年ですか、バス停のところに、これは南部ルートだったと思いますが、駐輪場が設けられました。そこまで、バス停まで自転車で来て、そこからバスでもって出かけると、そういう意味で駐輪場が設けられたと思いますが、その駐輪場の利用状況はいかかなもののでしょうか。例えば、非常にそれによって利用がふえたということがあれば、ほかでもぜひつくっていただきたいが、利用状況はいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 議員の申されました駐輪場でございます。これはサイクル・アンド・バスライドという形の駐輪場ということで、こちらのダイヤのここに載せさせていただいております。

現在4カ所をやっております、十四山総合福祉センター、十四山支所、それから鍋田支所、南部コミュニティセンターということでございますけれども、この4カ所いずれもバス停の利用がふえているという状況でございますので、余り使用に関しては芳しいものではないという現状でございます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 駐輪場ということは、そこまで自転車で来るわけですが、それでも利用はふえなかったということでございますれば、やはり本当いったら自分のうちの前に停留所があれば一番理想だとは思いますが、そんなわけにも参りませんので、これは非常に市民の思いをかなえる根本からの改革が必要ではないかと、そのように思われます。

それで、中日新聞の2月21日、2013年度当初予算とともに地域生活支援センターの設立が発表されておりました。

それによりますと、利用者と有償の協力者が会員に登録、協力者が利用者の通院付き添いやごみ出し、自宅の掃除など介護保険対象外の支援に取り組むと。弥富市鯛浦町の市総合福祉センター内に事務所を置きますという記事が載っておりましたが、これは例えば病院の付き添いだけですか。それとも例えば病院へ行きたいという方をお迎えに行き病院まで運んで付き添ってあげるということですか、その点は。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○市民部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 小坂井議員の御質問にお答えいたします。

基本的な地域生活支援センターのイメージでございますが、先ほど小坂井議員がおっしゃいましたように日常生活の援助を受けたい方、これを利用会員とさせていただきます。それから援助を行いたい方、この方を協力会員とさせていただきます。で、利用会員の方と協力会員の方がそれぞれ登録した上で、そのサービスを行った場合、有償で行っていく、維持していくということなのですが、先ほど御質問のあったどこまでということでございますけれども、まだまだこれは高いハードルもいっぱいありますし、今のところは付き添いという思いを持っております。

まだまだこれから検討していく場面もいっぱい出てまいりますので、いろんなことを想定しながら考えていかなければならないと思っております。以上であります。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 付き添いだけということですね。

○議長（佐藤高清君） 介護高齢課長。

○市民部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 援助というのは、付き添いだけではなくて、やはり家庭の中のごみ出しであったり草とりであったり、電灯の取りかえであったりといったものも含みます。

先ほど小坂井議員の言われるのは、恐らく病院への迎えから病院からの送りまでというようなことが意味合いの中ではあるかと思うんですね。まだまだその部分については、福祉有償輸送という大きなものがあります。これはお金をもらって援助する方を送り届けて、それが有償になった場合、陸運局の届けであったり、あるいはその運営協議会であったりいろいろなハードルもございますので、現在のところはまずはスタートすることから始めたいもんですから、現在のところは付き添いということを念頭に置いております。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 岩倉市のほうではボランティアで、買い物にお迎えに行くとか、あるいは病院へ行くのに迎えに行くとか、そして買い物であったら2時間待ちますよと。そして岩倉市のみではなくて、他の市町までもある程度見てあると。そのかわり有償であると、そのような取り組みをしてみえます。

例えば、これが拡大解釈して、コミュニティーバスというのは、本当にできることなら自分のところの前の停留所からまた自分のところへ送ってもらうのが一番いいんです。それがバスでできないとなったならば、本当に利用したい、誰も送って欲しかった、自分で車で出かけられない、そんな人のための取り組みが私は必要ではないかと。

それは地域性もありますので、弥富市内全域で実施はできないかもわかりませんが、拡大解釈するならば、コミュニティーバスに取ってかわるような施策になるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 小坂井議員にお答え申し上げます。

今、地域生活支援センター構想とコミュニティーバスとの連携というようなお話でございます。先ほど所管のほうの担当課長から、地域生活支援センターにつきましての大きな骨子だけはお話しありましたけれども、基本的に少し答弁を修正させていただきたいわけでございますけれども、今現在は何も決めておりません。

そういう状況の中で御理解もいただきたいわけですが、この平成25年度から半年にかけて、細則にわたって取り組みをしていきたいというふうに思っているところでございます。

そういった兼ね合いから含めまして、コミュニティーバスとの連携ということにつきましては、一つの御意見としては伺いますけれども、まだそういった形の中でいろんなことを拡大解釈しながら決めておくというようなことはしておりませんので、御意見として承りたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 本当にバスを利用したい、できることなら戸口から戸口と、そのような市民のために役立つ、大きな予算を使うコミュニティーバス運営事業でございますが、予算に見合った効果のあるような施策を考えていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に伊藤正信議員、お願いします。

○17番（伊藤正信君） 17番 伊藤です。

あらかじめ3点ほど通告をいたしました通告に従いまして、質問をしたいと思います。

特に私どもこの弥富市、合併をして7年が過ぎて、この7年間の中で、それぞれ合併をした中で道路、下水道、環境問題、農業施策、ライフライン等、地域の格差のないそれぞれの状況の整備で、大変きのうからいろんな形で財政面等を含みながら議論がされています。

そのような状況の中で、私ども議会も行政も市民と共有のできる立場で、市の安心した安全まちづくりが求められておると思っています。そのために市側も行政も一生懸命、市民と共有のできる立場で努力はされてきたと思っています、私は。

しかし今、国の状況からしまして、弥富市も特に東海、東南海地震等を含みながら地震の激震地の指定を受けた以降、それぞれの防災問題、あわせて3・11の防災、事故、このことと同時に地方分権、いじめ、それぞれの介護制度も平成12年にできました。そういう状況の中でまさに多様した、私ども市民と共有をしなきゃならない行政、議会が取り組んできたことはお互いに認識ができと思っています、私は。しかし、やはりそういう状況の中で、こ

れからますます市の財政が中長期の26年からも示されましたけれども、大変な状況になるんじゃないかと。

だから私はそういう立場に立って、弥富市の今あるべき姿がどうなのかということと同時に、市債発行だとか市民と協力する立場にも御理解をいただいて、安心したまちづくりをするために、もう一度この弥富市における未利用、利用していない土地の状況ですね。ここについて、いかにどうあるのかという御質問をしたいと思っています。

それで、あらかじめこれ私は何年か前に未利用公有地の財産については、いただいた資料を持っています。今回、これ出していただけませんかというのをつけ加えて申し上げておいたんですが、出していただけますか。きょう出していただければ、私の持つておるその資料で質問をいたしますが。通告はしてあったはずですが。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 未利用地、普通財産の一覧表の資料を欲しいということでございまして、通告は確かにいただいておりますが、今その準備を進めておりまして、次の段階までしばらく時間をいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 確かにそうかもしれんけれども、一覧表ですから、本来的には、私は25日までに出しました、出してほしいということをね。

なぜ私がこのことを申し上げるかということは、私自身がきょう質問に立つ立場で食い違いがあってはいけない部分があるから申し上げたんですね。今、当然この7年間、合併をして過ぎた以降、そういうそれぞれの社会環境といいますか、行政の状況の中からすれば大変な状況だったと。

しかし今、ここでそれぞれ景気なり経済なりその状況からして、今もう一度、やはりこの総合計画と同時に中長期の展望をしていくときに、見直さなけりゃならないものは資産経営の運用のあり方ではないのか。これは全国どこでもそうでしょうし、私どもの市町もそうだと私は思っています。その中で、やはりこの福祉が、そうして市の財政がいかにあるべきかという議論をしていくことが、私は望ましいのではないのかというふうに思っています。

例えば、一つの例ですけれども、駅前の都市計画開発行為でもそうです。代替用地などが、もう既に何年か前に買われているわけですよ。そうして、その計画に基づいて議論をしているんですね。

それで、特に私は1つだけ気になるところがあるのは、旧国鉄の宿舎跡地が昭和55年7月24日に弥富市の財産になっている。ここはなっているんですか、本当に。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） JRの宿舎跡地につきましては、登記上弥富市の名

義になっております。

○議長（佐藤高清君） 伊藤正信議員。

○17番（伊藤正信君） 宿舎跡地は、昭和39年に議会が国鉄に駅前開発との交換地だというお話、これはあんまり議論の余地がないかもしれませんが、聞いておったんですね。

それはそれとして、例えばそういう状況の中で、過日も炭竈議員が質問に出ていました。1つは駅の橋上、オーバブリッジの工事の問題、それからこの産業会館、水道部の跡の付近でも駅前整備、都市計画整備のためにそれぞれ用地を取得されたというふうに思っています。そうしますと、やはりこういう計画が、本格的にそれぞれ財産運用が求められながら、市が活性化をしていくことは間違いないんじゃないかなあということが一つ。

もう一つは、人口の問題ですね。稲元に大きな土地が、福祉のために購入をされていますね、前に。昭和54年の4月11日に、福祉施設用地として3,000平米買われておりますね。それから今日、そのまんまになっているんですよ。

そうしますと、例えば一つの例ですけれども、これから後で申し上げますけれども、ここで福祉用地を購入したけど福祉ができていない。それから境にも5,000平米ほど公園用地がありますよね。だとすると、こういう問題について、1つは議論をされてきたのかどうか。私は、先ほど議論の余地のある時期があるから、市の行政としてもそれぞれ議論がなかったような気がしてなりません。

ですから、今ここで私が発言を求めたことは、これからの課題もあるわけですが、課題があるんじゃないかと、この問題をどう解決していくかということが行政のあるべき姿と議会の議論ではないかと、こう思ってお伺いしますが、この土地の問題について、ここ数年、御議論はあったのかなかったのか、お伺いします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 議員御指摘の行政財産につきまして、普通財産につきまして、稲元地区、鍋田地区の土地につきまして、その当時の行政財産としての目的として先行取得されたものでございますが、これ今の弥富市の保有する土地の中には、議員の御指摘のそういった目的をもとに先行取得した土地が多々ございます。

それで、これは全体としまして普通財産で可能なものから売却、貸し付けを行うよう、それらを含めて努めるように議論はしてきたところでございますが、個々具体的にどうすることについては、方向性は詰めていないのが現状でございます。

そうした中、今の購入した目的の土地と現在の経済状況が大きく変化しておる中で、有効に活用できていない土地につきましては、今後内部において、売却するか別の目的に活用するかを内部で方向性を詰めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○**17番（伊藤正信君）** はっきり言って、公有財産は議会にかかっているんですね、過去ね。いいですか。市民の皆さんに、ここに福祉をつくりますよ、ここを公園にしますよと。そうして今日まで放置されてきた。それはそれぞれの事業計画とか施策の変更によって、地域における普遍性のないそれぞれの対応があったかもしれません。

しかし、これは現実として、財産として議会承認でもって多くの税金を使ってきておるわけです。また、ここの中には寄附もありますが、しかしそういう状況で弥富市が自主財源を7割ある、そういう状況に恵まれて今日まで議論がされてきました。そういう状況です。

だから、失礼ですけれども、市長も立候補されたときに、施設利用について値下げをされました。規則ですから市長権限です。それで、これはやはり財源があってこそ物事が対応ができています。今になったら財源がなくなってきたんだよ。将来展望をどう考えるか等の中で、例えば保育料の問題もそう、福祉の問題もそう、庁舎の建てかえの問題もそうだと思います。

今私どもの弥富市の財政がどう見越してこれから立て直していくか、どうあるべきかと、このことを考えたときに、私は特に今弥富市の財産の棚卸評価をすることと同時に、市民に財政の共有化をきちっと説明しながら進めて、少なくとも向こう数年間、市長在任中だけでも値上げをしないような、財政収入のあるような施策がとられれば市民は非常に喜ばしいと。

〔発言する者あり〕

○**17番（伊藤正信君）** いやいや、そう思うんですよ。

だから、そのことが市長も望ましいと思ってみえると思う。けども現実の対応の仕方の中で、この問題について棚卸しをしたことはまずないと思っています、失礼だけど。これも質問の中にある。だから、少なくとも棚卸しをきちっとして、そうしていかにあるべきかということをやられるべきことだと思いますが、いかがですか。

○**議長（佐藤高清君）** 伊藤総務部長。

○**総務部長（伊藤敏之君）** 確かに議員の御指摘のとおり、資産の棚卸しについてはしてございません。

これにつきましては、やはり土地の価格の、境界を確定することや鑑定をとることなど、そういったことも必要になってくるかと思います。また、その土地の地中に埋設物等が、また障害物があるかどうかの調査も必要になるかと思っています。

多くの経費と時間も必要となりますので、多くあります未利用地につきましては候補を選びながら、できるものから進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○**議長（佐藤高清君）** 伊藤議員。

○**17番（伊藤正信君）** 多くの費用がかかるというのは、言いわけに過ぎんですよ。何十年前から持っている土地なんだよ。財産価値は、そうでしょう。

改めて審議をするときにおいて、施策の実行をしていく上において、何をつくるか、どういう目的で効果があるかということについて、それはそれなりの施策の必要経費というのはあるかもしれませんよ。総務部長、私はおたくの答弁に対してちょっと不満がありますなあと思いますよ。当然、そうじゃないですか。

私はそういう意味からして、この問題の中でとりわけて合併以降、学校もそれぞれ過疎の部分と建てかえの部分、そうして市営住宅でも、壊れそうな家が全く放置をされそのまんまになって、周りから危険だから何とかしてくれと言われてきている。

先ほど申し上げましたように、例えば稲元地域なんかの3,000平米、ここに高層マンションでも建てれば、住宅として変更すれば避難所にもなるし、人口もふえますし、臨海工業に働く人たちの住宅も確保できるんじゃないですか、例えばですよ。だから、そういう意味合いも通して、例えば境における5,000平米だって、太陽光発電を求めれば、木曽岬だって5万平米か何かのところに太陽光をやって収入を通してている。

そういう形のことを今具体的に、私はそのような議論をするんじゃないくて、例えば今、子育ての支援制度だとか児童クラブだとか、そういうものもいろんな形で整備はされつつあるけれども、学校の空き部屋だとか鍋田支所、十四山支所、そういう資産活用が今これから、今ということは何ですけれども、7年たった弥富市の財政を今後考えるときに、十分そこをどうあるべきかという対応していくことが私は今問われていると思っていますが、市長、どうですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 伊藤正信議員にお答え申し上げます。

まず市が保有しているさまざまな財産ということに対して、一度整理をしっかりとしていかなきゃならないという御指摘でございます。全くそのとおりでございます。少しお時間をいただいて、現在の資産に対するまず整理をきちっとしていきたい。

そして、棚卸しということでございますけれども、これにつきましてもその資産の大きさ、規模、そして場所等においてまず利用計画をどのような形でしていくか、そして利用計画ではなくて売却をするというような状況についても判断していかなきゃならないだろうというふうに思っております。

そうした形の中に少しお時間をいただきたい。私が申し上げております中期財政計画の中での財政の厳しさということにつきましては、当然こういうふうなことについても、やはり検討してまいらなきゃならないというふうに思っております。そうした状況の中で、示唆に富む御質問をいただいたというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。時間をください。しっかりと整理していきます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤正信議員。

○**17番（伊藤正信君）** それで私は、その資産運用などで、市長から今時間をというお話でした。少なくとも市の幹部会、そうして有識者等としながらの資産の経営の推進協議会等を設置されて、今後の対応をしていただくことを要望したいと思っています。

あわせてそれらの状況の中で、その運用の中で関連をしていくかと思っていますけれども、弥富市が今置かれている、けさほども市長からもお話がありました。航空産業との関係、そして弥富市の総合計画の中でも、具体的な数字は、お話は口頭ではあるわけですが、鍋田地域における約30町歩ほどのそれぞれ産業立地構想というお話を聞いては来たわけですね。

やはりここでどう開発して弥富市がどう生きていくか、農業が生きていくかということになれば、午前中にも佐藤博議員からもありました農業の法人企業の誘致と、例えば農業集約化、これもやはり今私どもが弥富市として考えられる地域的条件ではないか。

あわせて、県の中でも企業立地促進法税制が3年延長されました。これも各市町がそれぞれ議論をして、その地域を指定しながら申請をして、県のほうが税優遇をしていこうと。税優遇をするということは、企業の誘致を進めようということなんですよ。

ですから、そういう部分におけるところの議論、立ち上がりが弥富市としても求められると思うんですよ。特に鍋田地域において、もう何十年かあの環境のそばでも全体的に申請をすればその地域を認めましょうとか、認めませんとか、これは私ども議会の中でも何度も聞いてきたことですが、そういう問題についても集約的なそういう部分における産業立地、あわせて地域開発、活性化のために物事を対応していただくことも私は大きな課題だと思っていますが、この農業問題、とりわけて地域開発問題について、開発部長いかがですか。

○**議長（佐藤高次郎君）** 石川開発部長。

○**開発部長（石川敏彦君）** それでは、議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

最初に農業問題でございますが、今現在、オペレーターに集荷円滑化団体ということでJAさんのほうがそれぞれの地区に割り振りをさせていただいて、農地の集約化ということで現在進んでおります。この中でも、先ほど議員が言われましたように、なおかつここでも大きな法人組織をつくっていただいて、今後の弥富市の農業に携わっていただきたいというふうに考えております。

また、先ほどの弥富市の南部地域の開発についてでございますが、これにつきましては、昨年になりますが、服部市長と私どもが企業庁のほうへ行って説明をさせていただきました。この中には、名古屋港の背後地に位置をいたします鍋田地区が約35ヘクタール、末広地区66ヘクタールにつきまして、都市計画マスタープランにおいて、ものづくり産業として位置づけをさせていただいております。市といたしましても、企業立地として重要な場所と考えております。

また、アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区が国際戦略総合特別区として指定をされたこともありまして、今後、企業立地に向けて事業化を図っていただきたいということで、企業庁の御協力をいただきたい旨を市長のほうから要望させていただいております。

また、企業庁より、この場所におきます事業化に当たりましては、かなり整理しなければならない問題があるということで答弁をいただいております。

1つといたしましては、海拔ゼロメートルであるということと、高潮、津波などを考慮すべきであると。これにつきましては、4メートルほどの造成が必要になるだろうということをお願いしております。次に、農振農用地域区域ということと、この地区につきましては優良農地でございますので、この問題をクリアすることが重要であるということも聞いております。それと、原価が高いということで、3点をお聞きしております。

これらのことから課題を掲げていただいておりますが、企業庁といたしましても、採算性を考慮しながら事業を進めることになるということで、今後は津波対策も含めまして課題の整理が重要であるということをお聞きしております。今の段階では、事業化に向けての大変難しい地区であるという答えをいただいて、今後も、この位置的には名古屋港の背後地であることも含め、企業立地の見通しも考慮しながら、お互いに課題の整理に協力していただけるというふうに聞いております。

こういったことも含めまして、愛知県で掲げております産業空洞化対策減税基金を積み立て、これを原資に企業立地、研究開発、実証実験を支援する補助制度が創設されております。24年度から運用が開始され、また25年度におきましては、3年間航空宇宙産業分野の企業を対象に、不動産取得税を全額免除するという制度も設けられるというふうに聞いております。これにあわせまして、弥富市も企業立地の促進に関する条例に基づきまして、交付奨励金の措置を活用していただき、今後も企業誘致に向けて推進していきたいというふうに思っております。

またこの3月30日でございますが、臨港道路の鍋田ふ頭の進入道路のⅠ期線が、開通式が行われるというふうに聞いております。その後に供用開始されるというふうに聞いておりますが、さらにこういった公安の背後地ということで、企業誘致に向けて事業化を図っていただくよう、農振法にも見直しをしていただけるように、愛知県、また企業庁のほうに要望させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 農業推進地区、機械銀行、そのことは今日あることも承知していますが、やはり前向きに、それぞれの条件はあるとするなら、地域の皆さんに共有のできる説明をしながら着実に実行ができていくように、できるところから物事を対応していただくこ

とが、私どもとしても、議会としても説明もできるし、市側もあることではないのかと思っています。

先ほど私が申し上げたのは、企業の、農地は持つことができないが、生産のできるのは会社法人ができるというのは農地法なんですね。ですからそういうように、常滑でもそうですけれども、JRあたりがそこへハウスを建てて、そして自己でいわゆる自給自足のような生産地やらせておるわけですね。

そうすると、そこで働く人たちが働く雇用もできるし、収入もあるし税収もあると。そういう意味合いを通して、早くこのような計画をより一層細かく説明していただくことが、私は今の弥富市として、今後の市民生活の中に大変いいことではないかと思って御説明を申し上げ、さらにはお伺いしたところですので、より一層皆さん方に共有のできる説明をしていただくことをお願いして次の項目に入ります。

次に消防団組織ですが、防災、これはもう私たちは今生活の中で、全国どこでも課題の大きな柱であります。

そんな状況の中で、東南海地震等から激震地指定を受けて以降、それぞれ公共施設、あわせて庁舎も建てかえをやらなきゃならない。司令塔ということで緊急の課題になっているわけですね。

しかし、そんな状況の中で、自衛的に弥富市の消防も効率化の中、あわせて効率化というと何ですけれども防災対応、合併以降、消防団の見直し、それぞれの対応をされ自主防災もできてきています。

しかし、私は自主防災ということについて賛成をする立場ですけれども、自主防災を各地区でやることによって課題があるわけですね、いろんな。ということは、訓練などをしますと、障害をどうするか、こんなことも言われているわけです。

地区ではそれぞれコミュニティ保険なども含みながら、傷害保険へ入っているんですよね。だけど弥富市から補助金をいただくときに、50万までの枠の中で何パーセントですね。そういう必要経費の支出の仕方に、傷害保険というのは使ってはいいいのかどうか。その辺についてですね。もう1つあることは、弥富市全体でコミュニティの傷害保険というのは、ごみゼロや何かの関係はかかっておるわけですよ、現実。

そうすると、そういうものに対する総合的な扱いで、自主防災として、1つは必要経費を認めるかどうかということと、そういう部分についての総合的なあり方について御説明願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） まず1点でございますけれども、今保険の金が経費として認められるかというお尋ねでございます。

議員申されました50万というのは、これ資機材の購入に関するものでございまして、訓練につきましては、年に1度でございますけれども、100名までが1万円、200名までは2万円というような形の活動費補助金という形でやらせていただいております。こちらのほうに対して、保険のほうを使っていただくのは結構なことだと思っております。

それから、全体での保険というふうでございますけれども、これにつきましては、日本消防協会というものが共済保険を持っております。それについて、市として加入しております、これは事前に届け出があった訓練に対してということになりますけれども、自主防災の訓練に対しても対象になるというふうに記載してございます。これにつきましては90日が限度になっておりますけれども、入院3,500円、通院2,500円の給付がされることになっております。

○議長（佐藤高清君） 伊藤正信議員。

○17番（伊藤正信君） 少し捉え方が、私と違うような気がします。

訓練の必要経費でなくして、50万という限度の中の、機材の中の補助金の使い方の扱いの中に入りませんかというのと、それから今もう1つは、コミュニティ行事の中にそういう部分というのは、今課長からの話は消防法に基づくところの訓練については自主防災も認められると、こんな話でした。そこが違いはそうです。

だから、別段そういう状況の中で、例えば自主防災も私どもの地域でいきますと1カ月に1回訓練、点検、そんな行事を自主防災はやっていただいておりますね。ですからそういう活動が、訓練だけでなくして日ごろ地域の活動がある。そうすると、全体的にコミュニティの行事の中に組まれていくのかどうか。簡単に言いますと、五ノ三の区なら五ノ三区で、区費で傷害保険に入っておるんですよ。だけど、はっきり言いますけど、ごみゼロの日もその傷害保険に入る。だから弥富市も入っておるんだよね、ごみゼロなんかは、そうでしょう。

そういう重なり方のことについて、より一層明確に、不必要な部分があるんじゃないかと私は申し上げたいのと、必要な部分のことについてその辺を、これ質問を出してあるのは、自主防災に係る保険をかける費用を機材と一緒に中にはできないですかという、書き方が悪いか受けとめ方が悪いのかもしれませんが、その質問になっているんですがね。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 済みません、私の捉え方がまずかったようで申しわけございませんでした。

まず資機材の補助金でございますので、これに関しましては保険に使っていただくことはできないというものでございます。

ですから、訓練等を行う場合につきましては、活動費の中の補助金で使っていただきたいというのが先ほど申し上げた答弁でございます。

それから、コミュニティ活動等の中で保険制度、保険に入っているということに対する二重に掛けるという形になるということでございますけれども、今まで自主防災の関係の話については、コミュニティのほうとそういった打ち合わせをしておりましたので、また今後、コミュニティのほうとの調整をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 私は、もうわかりました。できませんというのは、資機材の中の費用も、例えば1万円か2万円でも、そこへ出すことができないかというのは、市が認めればできること。だけど、それは今コミュニティのほうで議論をして、その状況が生まれれば必要ないですからいいですが、そういう質問ですよ、いいですか。必要経費としてその部分を市の監査のときに、出すんだから、決算を。それを認めていただくようなことがあれば、また違った地区のそれぞれの助成も違って来るから、機材だけじゃなくして、それを機材と一緒に必要経費でどうですかと言ったの。いいですね、わかりますか。

まあそこはコミュニティのほうで整理をされれば、当然二重払いだとか地域で重複したそういう必要経費はなくなって済んでいくし、やはりそういう地区の会議の中で出てくる問題を受けとめていただきながら一つはやっていただきたいなということで、この問題の提起をしましたので、大体わかっていただけたですか。

次に、その状況の中で防災、消防団の観閲、それぞれ私どもの議員として参加をさせていただいております。その状況の中で、団員が非常に少なくなってきていますね。

それで、防災の指針の中にも、弥富市としても今後は女性の消防団といいますか、機能的な部分も考えていきたいというようなことが書かれてはおると思いますよ。書かれてあろうと。

しかし、今本当にこの3・11を振り返って、きめの細かいそれぞれの地域での活動は、女性の防災組織、消防組織が充実をされている。特に県下でも幾つかの団が生まれたりしています。

ですから、私はそういう意味合いから通して、今それぞれの状況の中でそういう組織のあり方について検討するということになっているので、どんな検討をされたか、まずは伺いをしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 議員言われます機能別消防団員のお話かと思っております。

これにつきましては、現在男性の消防団員が非常に、特に参加しづらいということもございます。そういった中で、女性消防団員ということも考えられるかと思っております。

県下で調べてみましたけれども、名古屋市が一番多くて340人が入っていらっしゃいます。

県内で17自治体で513人の団員が活躍しておられます。ちなみに、海部地方におきましては津島市に17人が在籍しているといったような状況でございます。

実際の消火活動を行うといったようなものではなくて、先ほど言いました機能別消防団員という形の考えの中で、防火訪問や消防団のPR、火災予防思想の普及などを行っておるようでございます。

現段階において、女性の団員はございませんが、今後という話になってしまいます。今現在の段階では、機能別消防団員の募集ということをやっておりませんので、今後の検討課題として、そういったものを組織化するということも考慮していく必要があると思っております。

○議長（佐藤高清君） 伊藤正信議員。

○17番（伊藤正信君） 私は、今後の検討課題と言われることが問題だと思うんだ。

具体的に書かれているんだよ、文章に。機能的な消防組織のあり方をどうしていくかということが、そうでしょう。課題と言われるなら、書いたところから課題じゃないですか、課長、市側。そしてきょうの段階になって、今後の課題なんていうような無責任な言い方、私は少し非常識だと思いますよ、私どもの答弁に対して。

機能的な部分を含みながら、県下の消防団の実績を見ながら、そうしてそういうきめ細かい防災だとか家庭点検だとか、いろんな形の中で皆さん方が御活躍をされている。弥富市も消防団員の構成がだんだん少なくなっている。そういう状況の中であるから、より一層深く検討をしていただくだらいいんですが、検討課題ですと、あれのはちょっと心外ですよ。何のために、これあなた失礼だけれども、学校の採点だったらゼロ以下だよ、答案用紙でいうなら。きついですけど。

引き続き、さらにどうしていくかということなら、私は受けとめます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 伊藤議員に、弥富市の消防団員あるいは女性消防団員を採用していったらどうかというお話でございます。

御承知のように、消防団員16分団で今370名ほどの消防団員を抱えておるわけでございます。そうした形の中で、さまざまな防犯、防火という形の中で、またあってはなりませんけれども、災害等が起きればというような状況に対して、しっかりとその任務に当たっていただくわけでございますけれども、今女性の消防団員という前に、やはりまだ男性消防団員に対してどうしていくかということについて、これはしっかりと考えていかなきゃならないということを思っております。

正直申し上げまして、市の職員もしっかりとそれぞれの地域の中において消防団員として入っていただける方はそれに加入していただきたいということを、昨今私も言っておるわけ

でございます。そうした形の中で、市のほうも率先垂範してその役割を果たしていかなきゃならない。そしてまた地域におきましても、それぞれの自治会の単位の中で、この問題についてもまたお願いをしていきたいというふうに思っております。

まず男性消防団員を再度再結成するというのが、私は重要であろうというふうに思っております。また、女性の消防団員につきましては、先進市町の例が幾つかありますので、一度それをしっかりと私たちなりに理解させていただき、また弥富市としてどうあるべきかということについては協議をさせていただきたいというふうに思っております。

また議員のほうにも協議内容につきまして御参考になるようなことがありましたら、示唆をしていただきたいというふうに思っております。まずは男性消防団員に対する再結成をどうしていくかということについて、全力を挙げていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 私はちょっときついうでしたけれども、自主防災でやっているときに女性の方が非常に今多くなっているんですわ、地区で見ていると、組織の中でも。ですからあわせて、市長は前向きにそれぞれの消防団の再編成、強化と同時に検討していただく、そのことを期待してこの問題について終わります。

次に3点目になりますが、職員給与の問題であります。

職員の給与ということについて、市長就任のときに、わかりやすい市政、そして市民と協働のまちづくりということの中で、市の職員の皆さんに対してそれぞれ対応施策の一環として実行されてきました。そういう状況の中でグループ制の導入もし、それぞれがその能力を発揮していただいております。

しかしながら、今日的に国の財政をカタに今大変な国の施策が行われようとしています。交付金と市の職員の給与を人質にとっての交付金のあり方を考えるいわゆる国のあり方。やっぱり一番肝心なことは、職員と市民とがそれぞれの共有ができた市政、今日までそれぞれ先導的な役割を果たしていただけてきた地方の特に職員、皆さん方、あわせて財政的に弥富市が合併したとき、地区によって86の、弥富市が幾つだったと。そしてその格差是正を21年、地域手当等を組ながら改善してきた。まだこの間うちですよ、弥富市の財政が。

そんな状況の中に、この交付税と交換にした国のあり方が今実行されようとしています。過日も市長は、7月からというようにお話がございました。確かに収入と支出という問題については、それぞれ考えなきゃならない地方行政のあり方だとは思っています。しかしながら、そのことを通してとりわけて市が国の人事院勧告で、準拠方式で市の職員の給与が上がっていったらいいですよ。全く上がらなかったときもあると思うんですよ、過去本当に。そして、合併したとき格差がありました、86だったと。

そんな状況の是正をしながら進んできたわけですね、市長。ここはやっぱり市長に、なぜ

私は答弁を求めたいかと思うことは、そういう状況は、やはり賃金は労働の分配の原則なんですよね。賃金が安くするぞと言われて誰も働きましようという気もなれん。しかし、市民にも御理解をいただかないかんわけ。

なので、私はきょうここでこうやって質問をこの場で申し上げるかということは、そういうことに対して市民の皆さんにもきちっと御理解がいただけることが議会も大切じゃないのかと。私は多分、値下げするというと反対するかもしれません。しかし、そのことは歴史的に地方自治のあり方、権限のあり方が、市民とともに歩んできた弥富町、弥富市政がここで崩れてはならないから、そのことを議会も一翼になった議決権です。条例に定めるのは職員の給与の条例でございます。そのことは間違いございませんね、市長。過日から、きのうからその答弁いただいておりますで、改めて答弁求めると失礼に当たるかもしれませんが、やはり市長はきのうも、少なくとも私はというお話をいただき、私はそのように記録しました。

ですから再確認をしていきたいということは、そういうことに対して少なくとも条例ですから、地方賃金ですから、やはり十分市の職員の皆さんともそうですし、議会もそうですし、市民とも納得のいける状況をつくってもらいたいなあとと思っています。

国が7.6減らしたから弥富も減らすなんていうことでなくして、やっぱり標準的な数字というものを、歴史も見た上での提案ということが私は望ましいと思っていますんで、その辺いかがですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員のほうからの、職員の給与についてということについてお尋ねでございます。

基本的には、伊藤議員と全く同感というか同じ考え方を持っておるわけでございます。給与につきましては、それぞれの職員がそれぞれの立場で一生懸命仕事をした役割あるいは成果に対する対価、フィーであろうというふうに思っておるわけでございまして、私が就任させていただいたときには、よく国との比較という形で、ラスパイレスという数字があるわけでございますけれども、90%そこそこでございました。

そういう状況の中で、段階的に職員の給与ということについては、これは生活給であろうという形の中でそれぞれの仕事の役割あるいは職能給、職務給というんですかね。そういうような役割の中で一定の改善をしながら、昨年末では98.2%までラスパイレスの指数を上げさせていただきました。これも議会の皆様方の御理解のもとということで感謝を申し上げるわけでございますけれども、今回、国のほうはいわゆる財源の不足、そして同時に復興財源を確保するという形の中で、国と地方の公務員に対して一定の率、7.8%を減額するというような状況のものを言ってきたわけでございます。

そして、その政策的な誘導手段といたしまして、地方交付税の問題を上げてきました。地

方交付税について削減をしていくということでございます。これは額として約4,000億の削減の額になるわけでございます。そして、私どもその地方交付税の削減に対する4,000億は、弥富市に換算してまいりますと1,500万ほどになっていくわけでございます。

しかし、国のほうはその地方交付税の財源をいわゆる臨時補正予算という形の中で組み込んでいきたいということもございまして、現金の出る臨時交付金というのが、皆様にも御案内申し上げましたけれども、4,000億の地方交付税の中から1,500億、そちらのほうへ回しているわけでございます。実質的な地方交付税の減額は2,500億という状況になるわけでございますけれども、そのときにそのラスパイレス指数というのは、国はずうっと100なんですね。これが問題だと思っておるんです。ラスがある意味ではまやかしたいな形。私どもが近づいていっても国は100なんです。

だから、これはおかしい現象でありまして、そうした形の中で7.8%、100から換算していくと98.2%というラスパイレスの指数は、あなたのところのまちはそうじゃないでしょうと。7.8を足したところの106.3というのがあなたのところのまちの現状のラスパイレスですよというふうにおっしゃるんですね。これはまさに私は数字のマジックにかかっているような形で、じゃあ90%のラスパイレスのあるところは、いわゆる給与の削減がないわけですよ。7.8足しても97.8ということですから、100%を超えない状況ですよ。それで、その地方自治体については給与の削減がないと。あるないというその意識というのは、非常に仕事に対して私は大きな影響があるというふうにも思うわけですね。

そうした形の中で、1つは先ほども言いましたように、100を超える私どもとしては6.3の削減をこの7月からしなさいというのが、国が私ども弥富市に求めている今の給与の削減の率であり、そういったことになるわけです。これを額にすると、きのうもお話をさせていただきましたが、約1億の給与の財源があるということでございます。職員にとっては大変なことになるわけでございますので、これはのめないというふうに今も思っておるわけでございます。

そうした形の中で、過去から私どもが人員の削減を含めてしてきた努力、あるいは地方の公務員の給与については議会とか住民の皆様の御意見を伺いながら、地方は地方のところで定めていくといういわゆる地方分権の根本のもの、そういったものにもやはり私は強い意思を持っていきたいというふうに思っております。

また、ましてや今伊藤正信議員がおっしゃったように、地方交付税とのやりとりの中でその給与を改正するぞということについては、これはまさに地方分権のあってはならないような考え方であろうというふうに強く反論をしているところでございます。

いずれにいたしましても、7月がすぐそこに迫ってきております。国のほうは、この7月から100%を超えるラスパイレスの指数分だけ減額しなさいというふうに言ってきておりま

すので、私としては、愛知県であるとか他市の状況を見ながらこれについては考えをしっかりと持っていきたいというふうに思っております。これは行財政改革で行う職員が身を切る改善とは違うわけでございますので、しっかりとその辺のところは区別して考えていきたいということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤正信議員。

○17番（伊藤正信君） 市長の考え方については、お聞かせいただきました。特に47都道府県の中でも知事あたりが70%、80%が課題としてあるということも言われていますので、その点についての今後の提案のあり方、市民と共有のできるような御説明をお願いしていきたいと思っています。

特に弥富市として、きのうから250名、300名という臨時雇用の人がみえるわけですね。本来、国家公務員、地方公務員というのは、臨時職員というのは短期であって長期の職員というのはおらんはずですよ、日本の雇用関係は特に。このごろ地方分権という名のもとに、効率化というものと同時に市民からの要望もあって、それぞれ児童館だとか、名前を言っちゃあいかなんですが、短時間労働に当たる福祉政策そういう問題が、多くは課題が出てきていますね。そのために、逆に言うと職員300で臨時が250というと、職員の能力は逆に倍疲れるんですよ、普通。企画立案から実行までいくわけですよ。市長もサラリーマンの経験あるのでわかると思いますけれども、臨時の人が店先に立ったりしていると、その時間だけでいいわけですね。だけど、職員という立場から、多くの臨時職員を抱えながら行政運営をしていくということの中の今日的な職員のあり方ということについても、臨時の方が悪いとは言いませんよ。しかし、本当にそのことを知っていただかないと、いわゆる国民、市民との共有ができないですよ、行政のあり方が。

ですから、本来的にいえば長期のアルバイト、臨雇というのはないのが国家公務員なり地方公務員なんです。その原点に立ち返りながら、できることならこの臨時職員という立場と適材適所の要員というあり方、これもいろんなニーズといいますか、福祉関係等における短時間労働、いろんな形でありますから、超勤労働があるということの中で大変だろうと思っていますが、市長が先ほど力強いいろんな形のお話がありました。そのことを1つはお願いする。

もう1つは、公務員、県ですけど、名古屋市、退職日の扱いですね。これは大変な問題なんですよ。市の中に適用なんかされたら大変ですから、私はここで特に要望をしていきたいということは、少なくとも地方公務員が、5月に採用された人は翌年の1年まで、本来年数がなくなるんですよ、年数が。4月1日採用日の人は1年丸々あるわけですよ。そういう状況におけるところを、学校の先生でもそう。

例えば、3月1日で業務放棄じゃないかと、こう言われておるわけです。だけど、その本

人にしてみたら、1年間無効になるような年功だとか取り扱いがあるわけです、退職年月日の、4月。

だから民間会社のように、誕生日をもって退職の扱いになっておる市条例ならいいですけども、これはそれなりに組織対応ができてくると思っています。しかしながら、4月2日、3日以降採用された人は翌年まで、3月25日ごろに採用された人は3月、これ4月1日やめておるんですね、本当に。

ですから、そういうことも置きながら、考えながら、今後、退職金等退職組合へ入っているところとの関係もありますけれども、条例等の扱いにおいてもやはり人として、労働として対応のできることを強くですね。市長、機会あるごとにお話をさせていただくことをお願い申し上げて、私の質問を終わります。以上です。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩とします。再開を2時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時02分 休憩

午後2時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に川瀬知之議員、お願いします。

○2番（川瀬知之君） 2番 川瀬知之。通告に従って質問します。

私が市議会議員になり、最初に一般質問をさせていただき、きょうで1年ほどになります。去年の選挙当時は、地元の弥生小学校と子供のころ育った桜小学校、自分の会社がある鎌倉、十四山、鍋田地区を選挙街宣車に乗り巡回しているうちに、昔、子供のころ活気があった駅周辺の開発がどうしておくれたしまったのか、また1号線を挟んで南側の目まぐるしい発展に比べて北側がおくれたのはどうしてか、すなわちまちづくりに問題があったのか疑問に思い、まず手始めに駅周辺の開発状況や行政の考えについて質問させていただきました。

しかし、執行部側は協議中につき、納得がいく回答は得ることができませんでした。そしてJR弥富駅改築事業の基本設計業務委託施行確認後、成果物が費用に見合ったものなのか、また実現可能なものなのか確認する上で、その業務報告書を開示させるよう要求したが、今回公開はできないと、都合が悪いことは隠すようでした。表面上は、情報公開を積極的に行っているかのように広報活動をしているようですが、実際は一方的な情報報告で、情報公開とは少し違うようであります。

次いで、一般企業は、会社の資本金力を意識しながら未来の事業環境を常に予測し、会社の人事、組織を改革し、事業方法を駆使して厳しい事業環境を耐えて、克服して運営しています。一方、自治体行政は前年度の事業比較と過去の事例、慣例、規制に基づいて業務を行

っており、私は自治体行政が今日のような目まぐるしい社会環境の変化に適応できるのか、いささか疑問に思っております。

そこで、情報公開の質の向上を要求し、執行部に疑問を抱くことがあれば追及し、市民のための行政サービスの向上や改善に導く提示ができれば、今後はしていきたいと思います。

では、ICT（インフォメーション・アンド・コミュニケーションテクノロジー）が導く震災復興、日本再生の道筋と、まちづくりの中核となる弥富市新庁舎について質問します。

十四山村と弥富町が合併後、弥富市となってからの株式会社ぎょうせい、株式会社ぎょうせい総合研究所、株式会社ぎょうせいグループですが、と弥富市との関係、業務委託契約内容、取引額、時系列に従って御説明ください。

また、株式会社ぎょうせい、株式会社ぎょうせい研究所なるぎょうせいグループは、国の機関とどのような関係があるかも御説明ください。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 株式会社ぎょうせいといいますのは、法規集とか例規集、判例集、それから地方自治や法律に関する書籍、雑誌の出版を中心に電子商品の開発、それから販売、行政機能に関するコンピューターシステムの開発、地方自治体が主催するイベントの企画・提案、サポート業務等を行っておる出版会社でございます。

またぎょうせい総合研究所につきましては、このぎょうせいのシンクタンク部門として設立されまして、ぎょうせいの知的ストックを生かしつつ、学識者のネットワーク化と専門研究員との共同研究等により国及び地域が直面する課題に対応する施策、対策等を取りまとめ提案する会社でございます。

それで、ぎょうせいとの取引額につきましては、データとしては今手元に持っておりませんので、ここでは答弁を差し控えさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 平成18年度から、まちづくりのいろいろ資料があるんですが、例えば弥富市総合計画とかなまちづくりについていろんなソリューションがあると思うんですけど、それを提案されて受け付けてやっておられるかどうか、ちょっとお願いします。

例えば、ぎょうせい研究所は、総合的まちづくり、行財政、社会、都市基盤、都市の基盤づくりのためのさまざまな計画策定、各種住民満足度地域評価調査、住民意向や地域性を的確に反映した施設展開、行政サービスの質の向上のためとなるもので、等の数々の業務や業務上のさまざまな要求や問題点を包括的に解決するソリューションサービスを提供します。

恐らくそれを全部真に受けていろんなことをやられたと思うんですが、取引額についてお願いします。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○**副市長（大木博雄君）** 今、ぎょうせいとの間では市の例規集の追録加除とか、今回ですと総合計画の策定業務とか、それから人事評価制度の構築などを委託しておりますけれども、何もかも全てやっているというわけでございませんで、私ども必要とする部分だけをお願いしておるということでもあります。

ですから、今お話ししたような部門で幾らかということについては、またデータとして後ほど示させていただきたいと思います。

○**議長（佐藤高清君）** 川瀬議員。

○**2番（川瀬知之君）** 業務委託契約とか、いろいろ契約内容とか依頼したことがあると思うんで、後で公表をお願いします。

私はいろいろこれ見ると、相当相談してやられているというふうに思っていて、このぎょうせいグループは総務省か何かとの話を、全て相談して、法令とか規制とか、それを自治体に徹底させるために各自治体にコンサルタントとか、いろいろやっているようです。それも別に悪いわけじゃなくて、正しいことをやってもらえることであれば正しいと思いますので、別にビジネスですので、各自治体が、例えば市が783件、区が23件、町が820件、村が195件、計1,821件がありまして、そこに対して営業をしているんな総務省の言っている法令だとか何かに遵守するように、コンサルとかソリューションをされていると思います。

そこで、これはぎょうせいグループをそういうことでルールが変わったりして、自治体がそういうふうに変更していろんな予算を立ててやっておるんだと思うんですが、ちなみに金融担当大臣麻生氏が、有限会社プラネットホールディングスを使って324億3,000万円でぎょうせいグループを買収しています。見どころが正しいとかしてないですけど、やっぱり世の中、事業をしながら世の中を変えていくというのも少し正しいのかもしれないですが、ちょっと金もうけも難しいのかなあと思ったりします。うらやましいですけどね、私にとっては。

次、第7回弥富市庁舎改築等検討委員会会議が平成24年1月26日に、弥富市庁舎改築等検討委員会が平成24年3月2日にありましたですが、その出席者を見ると、さっきのコンサルト、市職員、市長以外に弥富市の専門家、市内ですかね。

市内のその土地を持っている人は、やっぱり自分の弥富市の土地の資産評価を上げたいとしていろいろ考えがあると思うんですが、その方々や庁舎内周辺土地所有者、または庁舎周辺の事業者がいらないのはどうしてか、御説明ください。

○**議長（佐藤高清君）** 村瀬総務課長。

○**総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君）** それでは、川瀬議員の御質問にお答えをさせていただきます。

私ども庁舎改築等検討委員会のメンバーにつきましては、私どもが弥富市庁舎建設基本構想、この中にメンバーの一覧の掲載がしておりますので、これを見ていただければどのよ

うな方が私どもの庁舎建設の基本構想に携わっていただいたかは御理解していただけたと思いますけれども、その中には各界の代表の方と公募の委員さん2人、それから議会の議長さん等々の10名で構成した委員会でございますので、議員御質問の方々が私どもの委員さんに入っているというわけではないと考えております。

○2番（川瀬知之君） だから、周辺の土地所有者はいないですね。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 私どもの庁舎改築等検討委員会のメンバーには、そのような方は入っておりません。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） その周辺環境のことを詳しい方というのは、やっぱり近くに住んでいる方、近くで事業をされる方の生の意見を聞いた方が正しい方向性にできるんじゃないかと私は思っていて、新庁舎を改築に当たり、周辺に悪影響を及ぼすことは、いいことばっかで考えなくてよろしいのですか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 私ども、こちらで庁舎を建築する場合においては公聴会も開きます。公聴会等で、御意見があればその場で伺いたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） それでは、言っておくことは今までも同じようなことをいっているんで、コンサルが上手だなと思うんですが。

新庁舎改築に当たり、現庁舎敷地では足らず周辺の事業需要で必要としている駐車場用地も買収し占有されるとしておりますね。

周辺駐車場の減少がもたらされて、周辺経済活動の悪影響につながるでしょう。住民への意見交換と称したパブリックコメントという手法を使って既成事実を積み重ねているようですが、実際はコンサルのマニュアルどおりに、弥富市執行部が検討委員会の委員や弥富市民にまちづくりの中核である新庁舎改築を承認させていただきましょう。そうして行政執行部が本当は自己都合だけで、コンサルに業務上のさまざまな要求や問題点を包括的解決するよう依頼してしまったのでしょう。

株式会社ぎょうせい研究所は、まちづくりのコンサルタントを引き受けた当時、数々の国の白書、情報通信白書等に従って、弥富市に対してさまざまなソリューションサービスを行ったのでしょう。同じ時期、新庁舎を改築し始める隣のまちの愛西市でも、庁舎の機能の考え方、仕様、事業の進め方はほとんど同じであり、免震を重視するか耐震を重視するかの構造設計の違いだけでしょう。

問題は、自治体向け量産化ソリューション、自治体量産化ソリューション手順に従って日本中の自治体が過去の総務省や国の指針に従ってまちづくりを始めたことで、多くの自治体

はその後の世の中の状況の変化や進歩による修正も加えず、周りの市町村との連携や共同も考えずにまちづくりをしてしまったようであります。

弥富市も例外ではないでしょう。なぜなら、隣接の自治体とともに弥富市が助成している海南病院では平成25年、本年度救急専用病棟が完成し、救急車を同時に5台ほど可能な大型高度救助センターが運営されます。それにしたいがい、本年度から人命を守るため一刻を争う年間延べ約8,000台の救急車が1号線から南へ進入し始めるのに、桜小学校の通学路の見直しもせず、現状庁舎よりも敷地用地を有する新しい新庁舎を改築し市民を集めようとすることは、駐車場用地の減少による渋滞を招き、朝の通勤・通学をさらに過密と追い込み、朝の外来診療の遅延につながるようになります。

そこで、終わったことなんですが、どうして弥富中学校跡地3万6,000平米もあるんですが、日の出小学校と新庁舎を同時に新設しないのか。それとも旧の日の出小学校を新桜小学校にし、現桜小学校に新庁舎を増築するとか、弥富市の均衡を考え十四山支所に新庁舎を新設するとか、先ほど皆さん言われたように、公有財産の有効利用を考えなかったのかお答えください。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） まず株式会社ぎょうせいと私ども庁舎の建設とは、一切関係をしたことはございませんし、お願いした事実も何もございません。それだけは御理解をいただきたいと思います。

では、市庁舎の関係でございますけれども、弥富市本庁舎の耐震診断を実施した結果が、I s 値が一番少ないところで0.21でございました。

〔発言する者あり〕

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 0.21でございます。一番少ないところが0.21です。国の基準では、I s 値を0.9以上が必要であるということを一昨日も申し上げましたけれども、そのような基準でございます。このI s 値が0.3未満では、一般的に震度6強から震度7の地震に対して倒壊または倒壊に対する危険性が高いということを言われております。東日本大震災では、庁舎機能を失った市町村でその後の復興への初動体制がおくれを生じてしまいました。

このようなことを踏まえて、市民の皆様の安心・安全を守るがために災害に強い庁舎を整備しよう、これが喫緊の課題ということで始まったのが庁舎の建設でございます。このことをまず御理解いただきたいと思ひまして、私からまずこのお答えをさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 今建てるなど言っておるわけじゃなくて、公有財産の有効利用は考えなかったのかと聞いているんで、5年延びたこともあるんで、そういうことは考えなかった

のかと言っているだけで、さっきの答えとはちょっと違うと思うんですが。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 公有財産の有効を考えなかったかという御質問でございますけれども、まず十四山支所の増築につきましては、場所的な問題、それから自治法上の庁舎の位置の定め等々もございます。そういう要件から離れるということに対して、十四山支所を本庁機能として置くことに関しては問題があるということを含めて御説明させていただきます。

そして、日の出小学校等々の問題に関しては、小学校を建てる中において、あそこの土地では庁舎を建てるだけの敷地の余裕は今現在ございません。そうした中において、庁舎の候補地ともなっておりませんが、十分にこの辺のところは庁舎改築等検討委員会でも検討して、場所の選定を行っております。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 近鉄弥富駅東に新庁舎を新設し、周辺駅の土地の資産価値を上げていくとか、この地域を医療特区にし先進医療の臨床試験地として積極的に企業誘致をするとか、また看護師、介護士を養成する教育機関を誘致するとかのように、経済の活性化をし雇用の創出を図ることはどうして考えないのかお答えください。この庁舎を建てることによって、そういうことを考えないのか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） まず庁舎の敷地としては1万平方メートルが必要と私どもは考えております。

議員御指摘の、駅の近くに1万平方メートルの一団の土地が確保できることがあれば、それは考慮の範囲であるかも知れませんが、あとは地代でございます。幾らで土地を購入するのか。平米7万円でも7億円かかりますということを申し上げました。それに造成費、そして擁壁等を設置すれば、一体幾らを投資すれば庁舎が建つのか、これが課題であると考えております。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 次に、今情報通信メディアの進化はどんどん加速しています。

スマートフォンやタブレット端末の普及で、モバイル通信のイメージは大きく変わりました。放送の分野では地上波テレビのデジタル化が完了し、インターネット上では予想もつかないような新しいサービスが次々に生まれています。通信、放送が提供するサービス、そして私たちのメディアの使い方がほんの数年でがらりと変わる時代になっています。このメディアの進化は今後もさらに進み、私たちの仕事や生活のスタイルを大きく変えるでしょう。

平成23年度から、総務省は東日本大震災で被災した地方公共団体が抱える課題について、

当該地方公共団体がＩＣＴ、ＩＴとそうかわらないんですが、を活用して効率的、効果的に解決する取り組みに対して補助を行う被災地地域情報化推進事業を創設し支援を行っています。

さらに、東北地域医療情報連携基盤構築事業、ＩＣＴ地域のきずな再生・強化事業、被災地就労履歴管理システム構築事業費補助事業、被災地域ブロードバンド基盤整備事業、スマートグリッド通信インターフェイス導入事業、災害に強い情報連携システム構築事業、次に自治体のクラウド導入事業の７つの事業を創設し、ＩＣＴを活用した地域の創造的復興支援を行っています。

このように最新の総務省情報通信白書24年度版「ＩＣＴが導く震災復興・日本再生の道筋」では、甚大災害の被災時の事業継続、被災後の速やかな復旧・復興の実現が重要視され、ＩＣＴの活用の推進及び強化することによってそれらを可能にする指針が示されています。

サーバー室をいまだに多額の費用をかけ完備しようとしています、いずれ行政情報化基幹システムも統合化、クラウド化すれば必要なくなると思います。弥富市の行政情報化基幹システムのクラウド化についてどのようにお考えですか、御説明ください。

将来必要なくなるサーバー室を今後どのように利用されるのか、御説明ください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） クラウド化についてお答えさせていただきます。

弥富市におきましては、平成23年の11月28日から住民基本台帳、税を初めとする基幹業務につきましては、従来、市役所電算室内にサーバーを置きデータを管理する方式から、電算システムの委託業者のデータセンター内のサーバーでデータを管理するクラウド方式に切りかえております。

しかしながら、基幹業務以外の電算システムにつきましては、戸籍のサーバーは市の管理下に置かなければならないと法律で決められております。したがって、現在のところクラウド化はできません。また、住基ネットなどの業務によっては、データセンターの環境面などの理由によりクラウドサービスを行わないものもあります。

また現在、市役所電算室内にサーバーを置き、データを管理している業務の中の一つの例ではございますが、契約管理システムについて、クラウド方式に移行する場合の費用を委託業者に聞いたところ、弥富市単独利用、プライベートクラウドとありますが、それについては必要経費が現在よりも必ず増大すると。費用が下がる可能性があるのはパブリッククラウド、これは共同利用でございまして、により愛知県内の同じ業者を使っている他の市町村と共同でシステム運用を行う場合であるが、これについてはシステム構築に当たり他市町村との調整が必要でございまして、かなりハードルが高いものとなるという回答がございました。

したがいまして、大きな流れといたしましてはクラウド化は進むと思われておりますが、新たに発生するクラウドサービスを行わない業務もございますので、新庁舎のサーバールームにつきましては現在のスペースを確保したいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 新庁舎は何年ぐらい使うんでしょうか、10年ぐらいですか、50年ぐらいですか、お願いします。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 基本的な構造体については、100年もつような庁舎を計画しております。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 次に、日本電子計算株式会社との弥富市の関係を業務委託契約内容、取引額を時系列に従って御説明ください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 日本電子計算株式会社につきましては、住民基本台帳、税を初めとする総合基幹系業務、それと財務会計、給与管理を初めとする内部情報系業務を委託しております。

委託料の総計につきましては、これは平成24年度の数字でございますが、全ての業務を含めまして1億4,500万円ほどでございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 新庁舎改築に当たり、行政情報化システムは機関システムですね、今言われるコンピューターなんですけど。移動設置費用について、どのぐらいの予算を考えていますか。また、見積もりを依頼するつもりで、詳しく実際の作業を交えて御説明してください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 仮庁舎に移転する場合に、移設の費用という捉え方ですと、とりあえず移転の費用につきましては日本電子さんだけから提供を受けているサーバー以外にも他のサーバーもございますので、全部を含めて概算ですけど3,800万円ぐらい。

○2番（川瀬知之君） 戻ってくると。

○総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 戻ってくるときにつきましては、戻ってくるタイミングにもよりますが、ちょうどサーバーのリース期限が戻ってくるタイミングが合えばその部分は必要ございませんものですから、なるべくそういったものに合わせるように、そのリース期間を延長するとかどうかと努力はします。

だから、それでもちますので3,800万以下におさめる。しかし、それでそれが果たして幾

らになるかということは、ちょっと申し上げづらいというところでございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 行政情報化基幹システムは、万が一障害が発生すると社会的に影響が大きく、ミッションクリティカルなシステムであります。

ミッションクリティカルでのシステムの場合、システム障害やデータの損失などは市民に損害を与え、行政の信用問題にもかかわってきます、普通のコンピューターではありませんので。このためサーバーを複数台設けて、クラスタリング情報をとったり予備サーバーを立てて待機させる構成をとったりするのが一般的であり、移動したり引っ越ししたりするには非常に経費がかかります。

今も言ったんですが、大体普通の企業だったら、災害が発生した場合でもシステム停止は許されないため本番サーバーと予備サーバーは全く別の地方のデータセンターに設置し、遠隔地で待機させるといった構成をとる場合も考えなければなりません。

したがって、本来ならシステムのダウンサイジングをするかクラウド化してから移動させたほうが経費がかかりません。ダウンサイジングというと、今のOSにしたほうが、量産化したものを使えば安くなるんですが、まあそれはわかっていると思いますわ。

次に、平成8年1月24日に蟹江町と日本電気株式会社及び日本コンピューターシステム株式会社の間で、総合行政情報化システム導入に関する基本契約がなされました。しかし、後にふぐあいがあり、契約不履行で損害賠償へと発展しました。後に判決があり、全て蟹江町側が敗訴してしまいました。

前回の質問で、もし行政情報化システムの業務委託契約上でふぐあい起きた場合の経理処理についてお聞きしたところ、あり得ないとお答えになったが、その理由を御説明ください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 蟹江町の状況につきましては、従来、委託しておいた会社から自治法で別の会社でシステムを構築するという大きな変革の中で、その導入がうまくいかなかったという状況でございます。

私どもの場合、1つの業者で引き続き業務を行っておりますので、そのシステムを新たに作り直すというような状況じゃない中で、いろんな機械の都合でいつときシステムがダウンすることはある可能性もございますが、それが長く続いて市民サービスに影響を及ぼす可能性は非常に低いという意味でお答えさせていただいたものでございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） この後、蟹江町は行政情報化システムのトラブルを解決するために、日本電子計算株式会社のシステムを採用したはずです。その当時、弥富市も市場占有のない

行政情報化システムメーカーを採用してしまいましたが、今はシェアのある会社のシステムを採用しているはずです。

行政情報化システムの寡占は既に終わりつつあり、互換性の問題はほとんど解決しつつあります。情報化システムを統合化できる環境下には少しずつなってきたおと思っていますが。

次に、弥富市、愛西市、蟹江町、海部東部消防組合、海部南部消防組合は共同で、被災地の拠点にもなる海部地方消防司令センターを弥富市内の十四山支所に開設します。

この海部地方消防司令センターの機能、設備及び開設経緯を御説明ください。

また、弥富市の災害対策本部をどうしてこの消防司令センターに併設しないのかも御説明ください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

十四山支所に海部地方消防司令センターが開設されることになっております。この施設につきましては、救急、火災等の救急車や消防車の出動に関する無線連絡等を共同で行うものでございます。

この経緯でございますけれども、平成22年度ぐらいから始まっておるものでございますけれども、1つにつきましては、ほとんどの消防施設の消防本部の通信機械が老朽化したということで、更新時期に当たっていたということもございます。そうした関係がありまして、機器更新に係る経費を個々に行うよりはまとめて行った方が削減されるといったこと、また司令センターの職員数ですね。こちらのほうを減らすことができるといったこと、また地域の交通事情等を考慮した出動体制が構築されるといったことでございます。

この施設に併設して弥富市の防災拠点、これは十四山支所の中に防災拠点を置けという御指示なのかもわかりませんが……。

○2番（川瀬知之君） 置けではなくて、したらどうと言っているだけ。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 置いたらどうかという御指摘だと思いますけれども、現実的に、この司令センターは消防指令を行うところであるというのがまず1つのものでございます。

そこと防災拠点ということになりますと、その中で災害対策本部の立ち上げ等、人の問題、それから施設の問題等もございます。そういったこともございまして、こちらのほうの施設をつくる段階で、弥富市の防災拠点という形の考え方は持たなかったというものでございます。

ただし、災害時におきましては消防との連携は重要な事柄でございますので、同じ周波数を持った無線機を装備する等、連絡のとれる体制づくりについては行ってまいりたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 私も消防関係のほうに行かせてもらっているんですけど、これはほとんど警察とか、よくテレビ、映画にも出てくると思うんですけど、こんな感じ、見えますか。よくテレビに出てくる、警察が使っているようなものなのか、下水道とか地下鉄とか、そういうのをコントロールするような設備だと思うんですけど、一種のコールセンターですわね。これは統合化して、例えば津波が来たとき、弥富だけ来るわけじゃないもので、ですよ。要は海部津島全部一緒に、川に沿って水は来ると思うんですわね。そうすると、やっぱり指令系統というのは1つにしたほうがよろしいかと思って言っただけです。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 川瀬議員のほうにお答え申し上げますけれども、海部地方の消防指令センターの機能と、私どもがいわゆる対策本部という形の中で置かなきゃならない役割が全然違うということを御理解ください。

そうした形の中で御理解いただいて、我々は密接な関係で連携をとらなきゃいかんということは間違いのないわけでございます。海部地方の司令センターの中に対策本部を置くということは、毛頭考えておりません。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 古生代ベルム紀の終わり2億5,000万年前ごろにローレンシア大陸、バルティカ大陸、シベリア大陸など、全ての大陸が次々と衝突したことによってパンゲア大陸が誕生し、中生代三畳紀の2億年前ごろから再び分裂を始め、超大陸の完成時、地球内部からスーパーストームが上昇して世界各地で火山活動が活発になり、ベルム紀と三畳紀の境界（P-T境界）には当時生きていた古生代の海洋生物種のうち実に95%以上が絶滅しました。自然の甚大災害はいつも人間の想定外です。

海南病院は、断水、停電時でも3日間業務に支障を来さないようにするそうですが、新庁舎の非常用発電設備の可能な電力供給は3日間、給排水機能は4日間分ですが、弥富市は海拔ゼロメートル以下でもあり、甚大災害時には液状化、排水機の故障より1カ月以上も断水、停電が続く可能性があります。

この新庁舎が被災復旧に役に立つのか、御説明ください。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 新庁舎の設備についての御質問をいただきました。

受電設備及び非常用の自家発電設備は、津波や高潮の発生やゲリラ豪雨による浸水時にも確実に機能を発揮できるよう、浸水時に影響を受けない庁舎6階に設置をしております。自家用発電機のオイルタンクは8,000リットルを用意させていただきまして、液状化対策として、地盤改良を施した上で地中埋設をする計画としております。

また地中埋設のオイルタンクから庁舎6階に設置しました発電機へのオイルの圧送につきましては、浸水の影響を受けない油中ポンプとし、その経路も専用パイプスペースを通りまして建物内に設けます。地震、津波、浸水時にも確実に機能を発揮できる計画としております。燃料は、連続で72時間運転できるように計画をしております。

また、受水槽と雑用水槽からの給水に関しましては、免震ピット内に緊急排水槽を設けまして、停電時や災害時において4日間分の給排水機能を確保する計画をしております。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） それについてはホームページに出ているんで熟知しておりますが、私
の見解からすると、スタッフの生命維持が中心だなあと考えておりますけど、それでよろしいですか。まあよろしいです。

甚大被災時には道路が寸断されます。新庁舎ではヘリポートのような附帯設備はないようです。被災地の移動方法、災害復旧のための物資供給方法を御説明ください。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） ヘリポートの御質問をいただきました。

市役所周辺のヘリポートといたしましては、災害拠点病院の位置づけがされている海南病院にヘリポートが設置される計画でございます。私どもはそのヘリポートを利用させていただくつもりでございますので、新庁舎についてはヘリポートの設置は考えておりません。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 弥富市には、甚大災害被害時のBCP（ビジネスコンティニュイティ・プラン）事業継続計画、DR（ディザスターリカバリー）災害復興・復旧計画を組み合わせた計画はありますか、または作成する予定がありますか、御説明ください。生命維持じゃなくて、復興・復旧が早くなされないかんから、病院と消防の連携されると思うんでお願いします。そういうのを作成しますか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 前回、堀岡議員からBCPに関する御質問を頂戴いたしまして、私どもは今業務継続計画、BCPを策定するよう準備を進めております。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 新庁舎のBCPは読んだんですが、まあよろしいですわ。

次に、甚大災害被災時は最小限の業務の維持により被害状況を把握し、できるだけ早く復旧・復興を進めなければなりません。

したがって、共同災害対策本部を海部地方消防司令センターに設置し、海部地方の災害拠点病院である海南病院と津島市、愛西市、蟹江町、海部東部消防組合、海部南部消防組合管轄の医療機関で復旧救助活動を進め、陸路が使えないなら空路以外に、物資を川に沿って各

市町村に供給し、復興を始めるといいのかなと思っていました。

また、新庁舎の非常用電源は、ディーゼル発電ではなく燃料電池を使って電気と同時に水も生産すべきであると思います。サーバー室はいずれ蓄電池室にすべきだと思います。これ意見だけですから、よろしく。

次に、フェイスブック、ミクシーを初めとしてソーシャルメディアは大変な勢いで拡大、進化しています。また、技術面で見逃せないのはクラウド技術の進化です。既に、膨大な映像をネット上に蓄積し、自由に取り出すことが可能になりつつあります。

日本の国家戦略は、東北大震災の復旧・復興を利用して、放送メディアがソーシャルメディアとの連携あるいは融合をし、さらに変化させ、複数の端末を併用するメディアの利用形態、マルチスクリーン研究を推進し、今のスマートテレビの延長上にあるものですが、ICTの産業の復活、成長につなげようとしています。

非常に立派な議会会場を完備しようとしています。いずれ議員が議会会場に出向くより、より市民に身近な議会を目指すなら、このマルチスクリーンを利用したネット議会が主流になると思います。必要なくなれば、今後どのように利用されるのか御説明ください。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 新庁舎につきましては、華美な要素を排除しまして、基本的に簡素で身の丈にあった庁舎とする方針を述べさせていただいております。建設費の抑制に努めて、次世代に過度の負担を残さないように進めてまいります。

議場の考え方といたしましては、他市の事例を参考にいたしまして、市の重要な案件を審議していただく場所でございますので、その意思決定する場所としてふさわしい重厚さと風格を備えた空間としておりますけれども、見直す部分がございましたら、特別委員会等を通してしっかりと議論していただければと思っております。

また議場が、機能がなくなっったときの想定の問題でございますけれども、ひな壇をフラットな床として改修できるような設計をしまして、議員御指摘のように、もしも不用になれば、市民の皆様が講演会やコンサートのできる会場に変更してまいりたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 次に、マルチスクリーンの発達により行政サービスのダウンサイジング、すなわち自治体庁舎機能の端末化が進み、わざわざ庁舎に来なくても自宅で、近くのコンビニ、郵便局、近くの公共施設で用が済むようになります。

したがって、新庁舎の窓口業務の使用頻度が少なくなります。あいたスペースをどのように活用されるのか御説明ください。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○**総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君）** 今現在、愛知県からの権限移譲や今後のさらなる社会情勢や地方分権の推進、さらには市民の多種多様な行政ニーズに的確に私どもは対応するため、業務量の増加を予想しているところでございます。

これに対応する職員数の増加も考えられるところでございます。特に、少子・高齢化への対応のための福祉部門の業務量の増加が最も大きいと予測しておるところでございまして、これに対応できる庁舎機能も計画しているところでございます。

さらに、窓口は市民と本市の最も身近な接点でございます。行政は信頼できる、市役所があるから安心と思われるような存在に私どもはなっていきたいと考えております。その第一歩が窓口サービスでございますから、心のこもった窓口サービスに努めてまいりたいと考えております。

○**議長（佐藤高清君）** 川瀬議員。

○**2番（川瀬知之君）** 皆さん、相当未来だと思っているんですけど、一応日本はこういう国家戦略を考えて、早くこういうのを実現しようとして努力しているのはわかってもらいたいです。

だから、いつかいつかといっても自然となっているんで、我々印刷業もそうだったんですけど、2000年ぐらいにDDPが始まって、今じゃあもうほとんど印刷業というのは制作をやっていません。企業側で全部やっています、デザインとかレイアウトとかですね。それで印刷するだけになっている。その事業とか何か、急に環境が変わったりしますので、今後は政治、こういう関係のものもいずれそういうテクノロジーとか、いろんな技術が今発展させようとしているんで、それを国としては早く利用させようとして努力しているのは御理解してもらいたいです。だから、なってからやるんじゃなくて、国は早く利用してそれを戦略によってマルチスクリーンとかいうのを早く製品化して、世界に打って出たいように思っている気がするんですけど、そんなようなことです。

だから、できるだけそういうことは理解して、早目に、例えば行政でも早くサービスなんかも、新たに人間が使うと言っていますが、窓口をできるだけロボット化して、そういう内容をやらせようとは努力しているみたいですね。だから簡単にかわらないかもしれんけど、思った以上に早く変わると思っていますので、よろしくお願いします。

○**議長（佐藤高清君）** 服部市長。

○**市長（服部彰文君）** 川瀬議員の御質問というか御意見に対して、我々の行政側の窓口サービスを含めたところのお話をさせていただくわけでございますけれども、いわゆる広報部門におきましては省人化、省略化というものはどんどん進めていかなきゃならないというふうに思っております。それがITだとか、あるいは機器を使ったところの省人化ということは必要だろうというふうに思っております。

しかし、行政窓口のサービスというのは、子供さんから大人、お年寄りまでさまざまな客層に対して我々是对応していかなきゃならない。そういう形の中で、I Tという形のものが本当に十分駆使できる人、そうでない人というのは、これからの時代も一定の比率であろうというふうに思っております。

そうした形の中で我々としては、基本は行政サービスの窓口は人と人という形の中で心のこもったサービスをするのが、あるいは市民の負託に応えていくのが常道であろうというふうに思っております。

川瀬議員のおっしゃることは理解できる場所ではありますけれども、必要であるけれども十分ではないというふうに今のところ理解していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 機械化しろと言っているわけじゃなくて、いずれそうになっていきますわね。何か言われるんですけど、さっき50年と言っていましたね、庁舎。

〔「100年」の声あり〕

○2番（川瀬知之君） 100年ですよ。だから、今I C T、今携帯を使っている15、二十ぐらいの人が幾つになるのかよくわからないんですけど、だからいずれこれ庁舎を使っている間にはそういう時代にはなっているんですわね。

だから将来ということじゃなくて、心のこもったかもしれないけど、だからそういうことじゃなくて、そういう可能性もあるよと言っているだけで、今やれとは言っているものじゃないんで。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 川瀬議員のおっしゃるとおりでございまして、時代の変遷というか流れというのは物すごいスピードで変わってきておる。あるいはグローバル化という形も含めてその変遷というのは、スピードというものはあるわけでございます。特にこの情報分野、I T分野においては、そのスピードはほかの分野よりもはるかに早いということは十分理解をしているところでございます。

しかしながら、そのときそのときの状況というのは、私どもはしっかりと判断していけばいいと、市民と御相談申し上げながら判断していけばいいというふうに今のところは理解しております。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 今から庁舎を建てても5年ぐらいは、10年、そうですかね。今の仕様が10年ぐらいできるんじゃないかなと思うんですけど、それは必要だと言えれば必要だと思いますし、ただいずれ変わって、時代も変わっていくということだけ言っているだけで、今

こうしなさいとか、ああしなさいと言っておるつもりは毛頭ないんで、それだけわかってください。

個々の自治体は、国の指針をうのみにして事務的に過去の事例、過去の法令、過去の予算を重視して行政業務をしています。あくまでも1年たつての私の感想ですからね。これから勉強させてもらいますから。

したがって、周辺の自治体も少子・高齢化、雇用、介護、医療、子育て、防災等ほとんど同じ課題、同じ問題に直面しており、すなわち車でいえば部品の共通化は既に図られているようです。したがって、各自治体は合併せず独立性を保ちながら、海部地方消防司令センターのように共同を自治体ベースで積極的に行えば行政サービスの質の向上、効率化、人材の有効利用、設備の有効利用が進むはずだと思います。

弥富市は、名古屋西部の海部南部中核都市として、愛知と三重のかけ橋になるまちづくりと考えるべきであったと私は思っています。以上、質問は終わります。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩します。再開は3時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時05分 休憩

午後3時13分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に早川公二議員、お願いします。

○6番（早川公二君） 6番 早川公二です。

今回は、青少年健全育成について、主に携帯電話、インターネットについてであります。まず携帯電話の利用について。

企業活動や市民生活等のさまざまな分野で、インターネットが急速に普及し、国民の誰もが世界中のさまざまな情報に迅速かつ容易にアクセスできる環境が整備され、世界中の情報を検索、収集、閲覧する、個人ユーザーの利用者でも世界中に向けて直接的に情報の発信ができる便利なツールとなっております。しかし同時に、インターネットが違法、有害情報を広範囲に流通させることを可能にし、これらの情報が権利侵害、犯罪の助長、健全な青少年育成の阻害等の新たな社会問題となっております。

青少年の携帯電話の利用の拡大に伴い、ネット上のいじめや有害サイトを通じて青少年が犯罪に巻き込まれる危険性が社会的に大きな問題となっております。

平成24年に内閣府が行った調査では、携帯電話の所有率は小学生で27.5%、中学生51.6%、高校生98.1%であります。文部科学省では、平成21年1月に学校の携帯電話の取り扱いにつ

いて、小・中学校では携帯電話は学校における教育活動に直接必要ないという理由から、原則持ち込み禁止、高等学校では校内での使用制限を行うよう方針を明確にしました。

そこで、本市ではどういう理由で持ち込みを許可しているのか、使用制限等を行っているのか。また、市内小・中・高の携帯電話の所有率を把握しておるのかお尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 山田教育部長。

○教育部長（山田英夫君） それではお答えします。

小・中学校は、まず携帯電話の利用についてでございますが、平成21年、議員がおっしゃられましたように、1月に文部科学省より学校における携帯電話の取り扱い等についてのこの通知によりまして、携帯電話の持ち込みは原則全校禁止としております。

もちろんやむを得ない事情も想定されますので、一部、健康面での理由で、通学途上に緊急を要する事態が発生した場合の対応として、保護者からの申し出により学校が許可をしているケース、弥富市内では1件ございます。持参した携帯電話でございますが、これらのものにつきましては、登校したらまず保健室とか職員室、または担任等で預かり、当然、下校のときに返却をしているということでございます。

また所持率でございますが、アンケートの質問でございますが、十四山東部小学校以外は特に実施しておりません。ちなみに、十四山東部小学校の児童数164名おりますが、そのうち児童個人で所有している人数が24名ございました。所有率にいたしますと、約15%でございまして、議員のおっしゃる27.5%よりも若干低いというような状況でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 市内では、東部小学校で24名15%、全国で言うとも27.5%ということがあります。私が思うには、結構小・中学生は持っているのじゃないのかなあと、全国的な所有率とほぼ同じではないのかなというふうに思っております。

そこで、学校への携帯電話の持ち込みを禁止しても、ネット上のいじめや有害情報から子供を守ることは可能ではないんです。携帯電話を安全に使えるように、子供にこういった教育をしておるのか、本市はどういった指導をとっているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 山田教育部長。

○教育部長（山田英夫君） 本市の情報モラル教育のことでございますが、小・中学校での情報モラル教育につきましては、発達段階に応じた内容で実施しているところでございます。

小学校では、主に総合的な学習の時間にルールやマナーを知ることから始め、違反行為を行わないことなどを確かな習慣として身につけることを行い、中学校では技術の時間で、違法となる行為の理由などを判断し適切に行動できるよう、段階を追って指導することとなっております。

例えば、小学校3年、4年生では、情報の発信や情報をやりとりする場合のルール、マナ

ーを知り守ること、小学校5年生、6年生では、何がルール、マナーに反する行為かを知り、絶対に行わないこと、中学校では、違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行動は絶対に行わないことを学習目標として、情報モラル教育を実施しております。

また、授業参観で親子でともに学び合うというテーマで、情報モラルについて親子で課題を解決していくという授業を行っております。さらには、携帯電話会社や警察署員の方の専門家をお招きしまして、学年集会などで情報モラル教育を開催しております。

ちなみに、市内の高等学校の海翔高校と弥富高校にも、こういった情報モラル教育をしているかということをお尋ねいたしました。新1年生に対しまして、外部講師を招いてネットの怖さなど講演会を開催し、情報モラル教育を実施しているということでございました。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） それぞれの学校では、きちんとした指導をしていただいておりますことではありますが、家庭での子供の携帯電話の利用を保護者がしっかりと認識しなければいけないと私は思っております。

そこで、「母の18カ条」という新聞にも載っていました。これ一部、ちょっと抜粋して紹介しますけれども、「この電話は私が買ったものです。面と向かって話せないような内容をメールしてはいけません」とか、あと「散歩に行きなさい。見知らぬ人に話しかけなさい」というものがあります。

本市でも、こういった家庭での携帯電話のルールづくりを推奨してはどうかと考えておるんです。

そこで、今小学生の1年生でも携帯電話を持っているというふうに聞きますし、ゲーム機にもネットの機能がついておるということも聞いております。啓発するに当たって、例えば小学校の低学年に難しいような言葉を細かい字で説明しても、私は認識ができないと考えております。そこでこのように、これなんかは本当に小学生の低学年用ですか。これも一部紹介しますけれども、「勉強中、食事中は電話もメールもしません」「家にいるときは家の電話を使います」「メールを送るのは1日3回までにします」等あります。

私がいつも思うのは、啓発用のチラシとかでこういったものとかこういったものがあるんですけども、非常に字が細かくて、子供が仮にもらってきても、忙しくて見ておれんわということで、すぐごみ箱に行ってしまうような感じがするんですね。だから、簡易的なもので、保護者も子供も興味を引いてきちんと見てもらえるような、そういったチラシをつくって推奨して啓発していただきたいと思いますと思いますが、本市のお考えをお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 山田教育部長。

○教育部長（山田英夫君） 保護者に対しての啓発の御質問でございますが、保護者が子供に携帯電話を持たせる理由としては、安全に帰宅できるように時間を連絡させるためとか、子

供が外出時に連絡がすぐとれるなどが考えられます。

しかし、時として携帯電話が余りにも便利なために、その陰に潜む危険性については余り気づいていないのではないかというふうに思われます。チェーンメールとか出会い系サイト、裏サイト等危険性を保護者がまず知る。そして家庭でのルールをつくる必要があるというふうに考えております。

先ほど議員が御紹介いただきましたアメリカでの「母の18カ条」を私も読ませていただきましたが、非常によいものであると感じたところであります。校長・教頭協議会の場合でも、そういった情報を提供してまいりたいというふうに考えております。

児童・生徒とともに、その保護者へ理解を深めていただくためには、県が発行しておりますパンフレットを用いて、学校だよりや学校ホームページを通じて啓発したり、授業参観で情報モラルに関する授業を行って啓発に努めたいと考えています。

また、先ほども同じようなことですが、保護者の方が集まる保護者参観の際には、専門的な立場から、携帯電話や先ほどの愛知県警のサイバー対策室という専門のところがございしますが、そういったところから専門の講師の方をお招きいたしまして、実情に応じて保護者への啓発を行うよう各校に改めて呼びかけてまいりたいというふうに考えております。

具体的には、PTA活動、それぞれの学校でやっていただいておりますが、そういった場の中で保護者の情報モラルの学習会とか研修会、講演会などを取り入れていただけるように、教育委員会からも要請してまいりたいと思います。

さらには、愛知県教育委員会が実施する安心ネットインストラクター養成講座を修了した安心ネットインストラクターの方がございます。そういった方が学校や社会教育施設に出向きまして講習会を実施しておりますので、こういった方を活用して学校ができるか、学校と調整してまいりたいと考えております。

弥富市独自の簡易的なリーフレットを作成してはどうかという質問でございましたが、これにつきましても、学校とも協議をいたしまして進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） そうしたら次に、携帯電話、インターネットのフィルタリングについてであります。

近年、情報化社会の進展の中でインターネットが急速に普及し、日常生活に欠かせない身近なものとなっております。平成24年度版「情報通信白書」では、平成23年のインターネット利用者の人口は、平成22年より148万人増加して9,610万人となり、その普及率は79.1%に達しました。インターネットは、高速、大容量、双方向、低コストの情報ツールとして国内外のさまざまな情報に簡単にアクセスでき、またブログのように不特定多数の人々に情報を

発信することが可能であります。さらに、フェイスブックやツイッターなど、ソーシャルネットワークサービスが見知らぬ人と人とのつながりを構築する新たな場ともなっております。

このように、多くの人々の利用されるインターネットは、子供たちにとっても携帯電話を通じて身近なものとなっており、平成24年11月に内閣府が行った調査では、携帯電話の所有率は、これは先ほどと同じなのですが、小学生27.5%、中学生51.6%、高校生98.1%であります。そのほとんどがインターネットを利用しております。

その一方で、子供たちが親の目の届かないところで有害なアダルトサイトや暴力、犯罪、自殺に関するサイトにアクセスしたり、個人情報を書いたりしてトラブルや事件に巻き込まれる危険性があります。また、子供が被害者になる事件だけでなく、オンラインゲームの不正アクセスや学校裏サイトなどでの誹謗中傷の書き込みなど、子供が加害者となるケースも多くなってきております。

こうした状況に対応するため、青少年インターネット環境整備法が平成21年4月に施行され、18歳未満の青少年がインターネットに接続する携帯電話やPHSを使用する場合には、携帯電話会社及びPHS会社に有害サイトへのアクセスを制限するフィルタリングの提供が義務づけられました。

しかし、先ほどの内閣府の調査によりますと、青少年に一番身近なものとなっておる携帯電話等のフィルタリング使用率は、小・中学生で約7割、高校生では約5割と、前年、平成23年度の調査結果から大きな伸びはなく、使用率が頭打ちとなっております。法では携帯電話会社やPHS会社にフィルタリングを提供することが義務づけられているにもかかわらず、使用率100%まではほど遠いのが現状であります。

フィルタリングの普及促進を図る上で何が課題となっているのでしょうか。23年の10月に警察庁が公表した「携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨等実態調査の結果」では、保護者に対しフィルタリングの利用を促す説明・姿勢が十分であったと感じる販売店が7割あった一方で、全体の3割は改善を要するとありました。フィルタリングの普及を図るためには、個々の販売店において、携帯電話の使用者の年齢確認をきちんとする、フィルタリングの必要性に関して保護者へ説明を行うなど、対応を徹底させる必要があるものと考えております。

また、販売店がせっかくフィルタリングを促す説明をしても、保護者からフィルタリングを使用しない旨を申し出た場合には、フィルタリングをしないことが法律上認められております。確かに、子供のことを一番よく理解し、責任を持つのが保護者であります。携帯電話の使用方法やインターネットの利用方法については、保護者より子供たちのほうが知識や経験が豊富であります。保護者に子供の管理をとっても、現実的にはなかなか難しいので

はないでしょうか。

こうした保護者の携帯電話に関する知識やインターネットの危険性に対する認識の不足は、行政、教育関係者、事業者などが連携、協力してこれを補うことが必要であるものと考えております。

さらに、平成24年度内閣府の調査では、未成年者のスマートフォンの所有率は、小学生7.6%、中学生25.3%、高校生55.9%と、携帯電話からスマートフォンへの移行が顕著となっております。こうした新しい情報機器の普及に対して、フィルタリング対策はきちんとされておるのでしょうか。愛知県では、平成24年中、児童買春・児童ポルノ禁止法違反で240人が検挙、また青少年保護育成条例違反でも212人が検挙されております。この2つの罪種の被害者のほとんどがフィルタリングをしていなかったと聞いております。

フィルタリングをかけることだけで全ての問題が解決するとは思っておりませんが、青少年の被害状況を考えますと、しっかりとした対策を講ずる必要があるのではないかと思います。携帯電話のインターネット、また近年では漫画喫茶やネットカフェ等、大人の目の届かない場所でネットの使用が可能です。

青少年が有害な情報を閲覧しないように、本市ではこういった取り組みを行っておるのか、お伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 山田教育部長。

○教育部長（山田英夫君） 携帯電話とかインターネットのフィルタリングについてでございますが、コンピューターや携帯電話の普及によりまして、情報収集や表現、発信が容易にできるようになりました。その一方で、議員おっしゃるように、児童・生徒がトラブルに巻き込まれる事件やインターネットの掲示板や携帯電話のメールによるいじめなどの問題が深刻化しておるということでございます。

こうした現状を踏まえまして、本市の各学校におきましては、先ほども申し上げましたが、児童・生徒の発達段階の実態に応じまして、それぞれ情報モラル教育を位置づけまして総合的な学習の時間とか道徳、それからあとは各教科、それから特別活動、集会等で情報モラルを身につける取り組みを行っております。

携帯電話やインターネットのフィルタリングソフトの導入は、基本的には各家庭の問題ではないかというふうにも思っております。しかしながら、教育委員会といたしましては、さまざまな機械を通じまして積極的に導入していただくよう、ネット社会の危険性を啓発してまいりたいというふうに考えております。

また、愛知県ではこの2月の定例会におきまして、携帯電話会社やその代理店が未成年にスマートフォンなどを販売する場合、有害サイトのフィルタリングソフトの説明を義務づける青少年保護育成条例改正（案）が現在提出されております。同様の条例は、千葉県に続き

まして全国2例目だそうです。愛知県は、有害サイトを通じて犯罪に巻き込まれるおそれがあり、この2月に条例を制定いたしましてトラブルを未然に防いでいきたいというふうに言っております。

先ほど漫画喫茶とかインターネットカフェということで御質問がございましたが、弥富市内にも1カ所ございます。これは愛知県青少年保護育成条例に規制が規定されております。いわゆる風営法、風俗営業の取り締まりに関する法律とは別に、取り締まりができないものをこの愛知県青少年保護育成条例において規制していくということでございますが、深夜11時以降の青少年の深夜の外出に関する規制であり、これ所管は愛知県の県民センターがそのネットカフェを訪問いたしまして、条例の説明と協力の依頼をしているところでございます。

県内でのインターネットの利用状況でございますが、これはあくまでも事業者の努力義務だそうでした、18歳未満の利用客に対しましては、有害情報等へのアクセスを制限するフィルタリングシステムを導入したパソコンを設置した客席へ本当だったら案内しなければいけないというふうになっておるんですが、実際にそこまでは確認はできていないということでございました。

また、市内3中学校が中心となりまして長期の休業期間、夏休み、冬休みに街頭指導を行っておりまして、駅前周辺とか大型ショッピングセンターとかコンビニとか、このネットカフェにも出向いて指導を行っているということでございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 街頭指導を行っているということで、ネットカフェ等に行くというふうになっているんですが、実際、店の中まで入って確認したりということはしておるんでしょうかね。

○議長（佐藤高清君） 山田教育部長。

○教育部長（山田英夫君） 通常ですと、営業時間の深夜11時以前の昼間に入っておるものについては、店に入っておるのは全然構わないですが、指導ではそこの中まで入って、当然、中は子供さんにではなくて、店の方にきちんとその状況をお聞きして、何かあったときにはということで指導しているというか、お聞きして協力を求めているというのは聞いております。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） わかりました。

じゃあ次に、ネット上のいじめについてであります。

ネット上のいじめとは、携帯電話やパソコンを通じてインターネット上のウェブサイトの掲示板等に、特定の子供の悪口や誹謗中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法によりいじめを行うものであります。

携帯電話が子供たちの間にも急速に普及し、子供たちの携帯電話のメールやインターネットの利用が増加しており、それに伴いインターネット上の学校非公式サイトや掲示板等を利用して、特定の児童・生徒に対する誹謗中傷が行われるなどの新しい形のいじめの問題であります。

ネット上のいじめというものは特徴があります。不特定多数の者から絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなり、インターネットの持つ匿名性から安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、子供が簡単に被害者にも加害者にもなってしまうおそれもあります。

インターネット上に掲載された個人情報や画像は情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすく、またインターネット上に一度流出した個人情報は回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性があります。

平成23年度文部科学省が行った調査では、いじめの認知件数が全国の小学校で約3万3,000件、中学校で約3万件、愛知県では小学校で4,502件、中学校で3,644件であり、そのうち「パソコンや携帯で誹謗中傷や嫌なことをされる」が全国の小学校では1.1%、中学校では5.6%でありました。愛知県においてもほぼ同じで、小学校で約1%、中学校で5%から6%と聞いております。パーセンテージだけで見ますと少ないように思えますが、私は氷山の一角ではないのかと思っております。

保護者や教師などの身近な大人が、子供の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しく、また子供の利用している掲示板等を詳細に確認することが困難なため、ネット上のいじめの実態の把握が難しいのではないのでしょうか。ネット上のいじめは、ほかのいじめと同様に決して許されるものではなく、学校においてもネット上のいじめの特徴を理解した上で、早期発見・早期対応に向けた取り組みを行っていく必要があると私は思います。

そこで、本市ではまずネット上のいじめがあるのかないのか、そしてどういった対応、対策をとっておるのか、お伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 山田教育部長。

○教育部長（山田英夫君） ネット上のいじめの件でございますが、教育委員会に報告のありましたものは23年度で3件、24年度で1件ございました。いずれもいじめたほう、いじめられた側、特定をできましたので学校のほうから指導し、現在では解決に至っております。

ネット上のいじめにつきましては、弥富市としての対応マニュアルを市内の小・中学校に配布して対応しております。ネットいじめの種類、誹謗中傷の書き込みなどが発見された際の削除依頼の手順、それから児童・生徒、保護者へのケア、予防のための情報モラル教育のあり方等について方向性を示しており、各学校に周知をしているところでございます。

また、コンピューターの校務支援システムの導入業者によるネットパトロールを現在実施

しております。誹謗中傷、いたずらメール等を検索し、その状況が全小・中学校に報告をされております。あわせて、教育委員会へもそのようなメールが発見された場合には報告を受けております。

ネットパトロールにつきましては、現在、1校当たり週2回、1回当たり約1時間、検索の対象のサイトが5カ所ございます。学校裏サイトチェッカーとか2ちゃんねる、それからユーチューブ、学校EBS、あとグーグルという中で検索をいたしまして、その中でヒットしたものを学校及び教育委員会に報告がございます。本年度は4回、検索対象のサイトから不適切な書き込みを発見し、削除依頼いたしまして、サイト管理者が削除したという経緯がございます。これにつきましては、直接児童・生徒に影響がある書き込みではなかったため、特に問題とはなりませんでした。

いずれにしても、今後も教育委員会、学校、家庭と連携をとりまして、対応マニュアルに沿いまして迅速に対応し、ネットでのいじめの防止に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） ネットパトロール、しっかりとやっていただいておりますと思うんですが、ネットや携帯は日々進化をしておいて、現在の対策が1年後に役立つとは私は思えない。

そこで、今後ネットパトロールのバージョンアップ等は考えておるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 山田教育部長。

○教育部長（山田英夫君） バージョンアップの件でございますが、先ほど申しましたネットパトロールにつきましては、委託業者が手動で文字を入力して検索しておるということでございましたので、なかなか時間もかかったり、サイトが5カ所だったり、検索のワードも数が限られておりますので、それではなかなか難しいということもございましたので、偶然ではあるかも知れませんが、この4月からバージョンアップをする予定にしております。

新たに、これは自動でサイトを監視できるツールを導入いたしまして、今まで以上に緻密かつ長時間の監視が可能となりまして、早期発見とか早期対応ができるというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 来年度から強化するということですが、何にせよ、子供たちがネットで友達の間書きをする際に、何か最近ネットパトロールっていうやつがあって、ちょっと書いたことがすぐ見つかるぞと言われるように、より強化をしていただきたいと思います。以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 次に鈴木みどり議員、お願いします。

○3番（鈴木みどり君） 3番 鈴木みどり、通告に従いまして質問をさせていただきます。

県道子宝愛西線の安全について。

道路の状況について。私たちの住む弥富市は、それぞれの学区、地区でたくさんのボランティアの方々に協力していただき、まちや人を見守っています。青色防犯パトロールもその中の一つです。一般防犯が主ではありますが、登下校の見守り、徘徊高齢者の対応、防災の提言から交通事故防止と、幅広い活動を行っています。また、交通事故防止は取り締まり、安全教育、安全施設の整備など三本柱の要諦であると言われています。パトロールをしている私も含めてですが、皆さんのまちの問題点として今回質問をさせていただきます。

危険箇所や整備していかなければいけないところも、日ごろの活動の中で出てきます。その中には、どうしても改善していただかなくてはいけないものもあるわけです。

県道子宝愛西線は、幅8メートルから約11メートルの対向1車線の舗装道路で、学区内距離は前ヶ平から佐古木1丁目まで約2.2キロメートル、交通規制は速度規制40キロ、追い越し禁止、駐車禁止となっています。またこの県道は、名古屋港ふ頭への通り道であるほか、地域の生活道路でもあるため、大型車両や乗用車など交通量の大変多い道路でもあります。

白鳥小学校、弥富北中学校、佐屋高校への通学路としても使われています。歩道は、両側についているところもあれば、片側だけのところもあります。歩道のあるところから急に歩道がなくなるところでは、自転車が飛び出してくるような感じを受けます。そのすぐ後ろには大型トラックが走っているという、見ていてひやひやする場面を何回も見かけます。雨の日には、車の台数はさらにふえ、近鉄佐古木駅踏切、JR関西線の踏切と、2つの踏切があるためか、多いときには前ヶ平から国道1号線佐古木交差点まで渋滞します。朝の通勤・通学時間には、自転車で通学する学生、小学校の通学団、通勤の車などで安全な通学路とは言えない状況にあります。

道路の老朽化のせいか、学区内を通過するこの県道の特徴は、何ととっても大きなうねりがあることです。JR関西線の線路床への盛り土により踏切が全体より約1.5メートル高くなっており、ここを頂点に幾つものうねりがあります。学区内2.2キロメートルの間にうねり部分は、関西線の踏切から近鉄の踏切まで660メートルの間に数カ所あります。うねり部分も与える影響は、交通安全だけではなく、建物の振動、低周波によるコンクリートの建物に対するクラック現象を起こす原因にもなります。また、大型車など頻繁に走るため地盤沈下が進んでしまうのではないかと心配されます。

そこでお聞きしたいんですが、このような道路のうねりを市としてはわかっていただいているのでしょうか。また、誰が見ても危険だと思う道路なんですね。また何回もこの県道に対しては危ないという住民の方の意見がある中、市としてはどのような、この県道に対して考えているのかお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（佐藤高清君） 三輪土木課長。

○開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） それでは、県道子宝愛西線の実態の把握のほうから御説明させていただきます。

一般的に、議員が述べられましたように、ＪＲ関西線のような道路縦断が高くなる箇所につきましては、盛り土量が多くなるために路面の沈下は相対的に大きくなることがあります。しかしながら、この県道につきましては古くからあり、そのような沈下があったとしても現在につきましては安定的になっていると思われます。

また、この路線は大型車両が、議員が言われましたように、走行が多いことから、県におきまして舗装の実態を把握するために路面性状調査といたしましてひび割れ、わだち掘れ等の２項について平成23年３月に計測が行われたところでございます。その計測の結果についてお聞きしましたところ、車のタイヤが乗る部分でございますけれど、若干のわだちも見受けられるところもありますけれど、今のところはそのわだちがすぐに建物の振動や低周波空気振動につながるという状況ではないと伺っておるところでございます。

しかしながら、現地を私も確認しましたところ、部分的に舗装の劣化、また縦断の凹凸などがところどころ見受けられますので、計画的に修繕を行っていただく予防保全型の維持管理を十分していただくことを強く要望してまいりたいと思います。

また、子宝愛西線に対する市の考え方ということでございますけれど、今まで交通安全対策事業として歩道の整備が順次行われてきましたけれども、まだ約240メートルぐらい未整備区間として歩道が残っている状況でございます。

この区間の用地を取得するということに関しまして、個々の交渉の問題以前にまず土地の取り扱いの整理、また公図と現地が相違しているために、地図訂正などのさまざまな問題が現実的にあることがあります。

これらの解決には相当な時間を要すると考えておりますので、今事業中である弥富名古屋線、来年ぐらいから工事を始めていただけたらと思っておりますけれど、その進捗を考慮に入れながら、地元の協力を得て、愛知県とともに歩道設置事業の再開をこれから図っていく考えておりますので、何とぞ御理解をお願いします。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○３番（鈴木みどり君） ぜひこの県道が安心・安全に使えるように、よろしくお願いいたします。

その県道についてなんですけれども、いろいろと一昨日も三浦議員が交通安全に対して言われたんですが、安全対策としてお聞きしたいと思います。

子宝愛西線は白鳥学区、通過距離は前ヶ平地内、前ヶ平橋を起点に十四山まで2.55キロメートルが学区内を通過する道路になっています。この間、横断歩道の設置は前ヶ平橋からＪ

R関西線踏切まで5カ所、J R関西線踏切から近鉄踏切まで5カ所の計10カ所の設置があります。

今回、安全措置を考えていただきたいのが、まず前ヶ平南横断歩道、又八横断歩道、蒲代横断歩道の3カ所です。停止線から横断歩道まで2メートルしかなく、信号の作動時間や車の制動時間から、安全とは言えないと思います。二つ目の又八横断歩道ですが、ここには信号機はついていません。また、南行きには停止線がありません。近くにコンビニがあり、脇道もあるので交差点の形をとっています。通学・通勤時間帯は、交通が錯綜して自己の危険性はとても強いと思われます。3つ目は、佐古木にある横断歩道です。ここには押しボタン式信号機が設置してあります。近鉄佐古木駅踏切近くであるため、時間帯によっては横断歩道上に車がとまってしまうということもあります。この3カ所の横断歩道は、全て児童が通学に使っています。

そこで、安全対策として提案したいのですが、各横断歩道にカラーペイントをしてみてもどうかと考えます。消えてしまっているペイントの修復と、停止線の設置をしっかりといただきたいと思います。できれば学童の通行部分の色分け化など考えていますが、この提案を市としてはどのように思いますか、見解をお聞きます。

○議長（佐藤高清君） 山田教育部長。

○教育部長（山田英夫君） それでは、まず最初に、今の3カ所の横断歩道の手前に明示ペイントをしてみてもどうかという御提案でございます。

国道などでございますが、信号交差点の一部に右折車線が現在青色でペイントされまして、従来と比較しますと、右折車線が明確となりまして安全性が向上されている箇所もございます。

愛知県内の横断歩道、じゃあ何カ所あるかということでちょっと調べさせていただきましたが、約8万2,500カ所とあっていいのか本とあっていいのかちょっとよくわかりませんが、8万2,500本あるようです。そのうち蟹江署の管内でございまして約630本、それからこの弥富市内では307本の横断歩道が設置してございます。

当然、市内の横断歩道の手前に、その箇所ではなくほかの箇所でございますが、カラーペイントされている箇所もありますが、非常に通学路としては、教育委員会としても有効な施策ではないかというふうに思っております。しかしながら、通学路の全部の地区の横断歩道の前後にペイントというのはなかなか難しいなというふうには思っております。

しかしながら、議員がおっしゃられた危険度が高い箇所につきましては、やっぱり総合的に判断をいたしまして、道路管理者に要望して、県道でございますので道路管理者でございますので、そういったところに要望してまいりたいというふうには考えておりますが、なかなか進まないというのも事実でございますので、市で対応できるものにつきましては、状況

を確認させていただきまして個々に判断をさせていただきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。

それから2点目でございますが、いろいろ停止線とか横断歩道も消えてしまっているということでございます。

横断歩道の管理につきましては決まっております、道路交通法施行令によりまして、所管は公安委員会となっております。公安委員会以外の者が整備とか維持管理はできないというふうに私は理解をしております。

しかしながら、事故の発生が予想されるような状況での放置は決して好ましくないというふうにも思っております。既存の横断歩道とか停止線など修復につきましては、基本的には公安委員会には要望してまいりますが、先ほど同様に、危険度の高い箇所につきましては市として対応ができるよう、公安委員会と調整してまいりたいというふうに考えております。

それから3点目でございますが、通学路の学童の通行部分の色分けをしたらどうかということで、市内でも一部通学路を色分けして安全策を講じているところでございますが、全ての通学路につきまして色分けをすることは、また申しわけないんですが、ちょっと予算的にも非常に厳しいのではないかというふうに考えております。

通学路の安全性など総合的に判断をいたしまして、今後、道路管理者に要望してまいりたいと思いますし、市で対応できるものにつきましては市で対応していきたいというふうに思っております。

議員がおっしゃられる子宝愛西線につきましては、通学路の安全点検を実施しております。その結果、愛知県の海部建設事務所が横断歩道の手前に車道側にドットマーク、いわゆる点線ですね。ドットのマークとか注意喚起の文字を表示し、通学路の安全対策を講じる予定となっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） できることは本当に実現していただきたいと思います。

また現在、JR関西線又八踏切の50メートルほど手前から、追い越し禁止区域がなくなっています。通学路でもありますし、ちょうど直線コースになるところが追い越し禁止から外れているんですね。一番スピードが出やすいところでもあるわけなんですが、本部田西に至るまでの追い越し禁止区域の延長をお願いしたいのですが、この点についてはどうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 山田教育部長。

○教育部長（山田英夫君） 通学路の関係でもございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

子宝愛西線の追い越し禁止区間の延長の件でございますが、JR関西線の又八の踏切から

東名阪自動車道の側道、これ県道でございますが、その区間が規制されておられません。この規制に関しましては当然公安委員会でございますので、公安委員会がその交通量など現地を調査、精査をいたしまして規制を行っておりますので、公安委員会に要望してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 子宝愛西線、前ヶ平橋から佐古木交差点までの間の、今までの昨年11月19日までに交通人身事故は7件も発生しております。大きな事故が起きてからでは遅いので、いま一度早い改善を県側をお願いしたいと思います。

続いて、次の項目に移りたいと思います。

続いてですが、資源ごみの取り組みについてです。

現在、弥富市は資源ごみの回収は月に一度、決められた日に出すことになっています。新聞紙、雑誌、段ボール等の紙類、空き缶・空き瓶などが対象になっています。また、ペットボトルの回収ボックスは各学区地区に設置してあります。

その中で、資源でありながら回収されず捨てられている使用済み家庭用てんぷら油についてお聞きしたいと思います。

全国における廃食用油の排出量は約40から50万トンとされています。このうち、食品工場などから排出される産業系廃食用油は大半が回収される一方で、一般家庭の家庭用廃食用油は燃えるごみと一緒に焼却されたり、台所に流され河川や海域の水質汚濁の原因の一つとなっています。

この家庭用廃食用油は、回収され石けんやバイオディーゼル燃料にリサイクルできます。バイオディーゼル燃料は、この使用済みてんぷら油より精製される軽油代替燃料のことですが、燃焼時に発生する二酸化炭素は植物の成長過程で光合成により吸収されるため、二酸化炭素排出ゼロの燃料として認められています。また、使用済みてんぷら油を減量としているので、石油資源を使用することなく、石油資源の保護にもつながります。持続可能な資源として循環型社会の構築や、地球温暖化防止にもなります。

愛知県の中でも、廃油回収に取り組んでいる市町は幾つかあるのですが、平成23年7月から廃油回収を始めた田原市を例にしますと、人口約6万5,000人で弥富市よりは2万人ほど多いところですが、これは田原市が出した廃油回収のポスターになります。ここにはてんぷら油の出し方とか回収できる油、回収できない油というのがしっかり明記されていまして、回収施設と時間なども書いてあります。田原市では、公共施設や協力店舗などと連携して廃油回収箱を設け、時間を決めて回収しているそうです。廃油は1リットル当たり3円で委託業者に買い取ってもらい、回収した廃油はバイオディーゼル（BDF）にリサイクルしているそうです。平成23年7月から翌年3月までの回収量は1,665.4リットル、昨年、24年4月

から25年1月までは3,325.5リットルだったそうです。廃油の出し方についても、市民の皆さんはルールを守り、余り問題もないとのことでした。そのほかにも、春日井市や稲沢市、一色町、東栄町でも廃油回収でバイオディーゼルに取り組んでいます。

先日の市長の施政方針でも、ごみ処理や資源再生の推進、地球環境の保全に取り組むとありました。弥富市として、今後、廃食用てんぷら油を回収し、リサイクルして活用していく考えはありますか。また、市の資源再生とはどういうことなのか、地球環境の保全とはどういうことなのかをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

○環境課長（鈴木浩二君） 鈴木議員にお答えします。

市では現在、各家庭に対して廃食用油は布、紙にしみ込ませるか、吸収剤、固化剤で固めて紙に包んで可燃ごみとして出していただいております。資源ごみとして収集は行っていないが、市内小・中学校、保育所の給食用廃食用油は業者に引き取ってもらい、バイオ燃料の原料にしています。

一般家庭においても、資源の有効利用や地球温暖化防止の観点からも、廃食用てんぷら油回収につきましては、モデル地区を選定するなど、拠点回収方法、引き取り業者など、必要な環境を整え、実施の方向で調整してまいります。

2つ目の御質問にお答えをいたします。

資源再生とは、廃棄物として出されたごみなどを再生、すなわち再び資源として活用できるものにつくりかえることでございます。本市におきましても、資源ごみとして新聞紙や雑誌、空き缶・空き瓶、ペットボトルなどを回収し、ごみの減量を図るとともに、資源の保護、再生利用の推進に努めているところでございます。

次に、地球環境の保全についての御質問でございますが、本市の総合計画の施策項目の中には環境自治体の形成が掲げられております。

本市は水郷地帯として発展してきたまちであり、多くの河川、水路が流れ、美しい水郷環境、景観がありますとともに、水と緑の豊かな自然に恵まれております。本市はこれまで市民の環境美化運動の促進や、学校における環境教育の推進、公害防止対策の推進など環境保全に係る施策を推進してきました。近年におきましては、自然エネルギーである太陽光発電の普及促進にも力を注いでおります。

今後も本市の環境保全、また私たちのこの地球環境の保全のため、環境自治体の形成に向けて真摯に取り組んでまいりますので、議員にもまたお力添えをいただきたいと存じます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 私はこのごみ処理、資源再生の推進、地球環境の保全という言葉

聞いたときに、この廃油回収というのはぴったりだなと思いました。

公用車や、いずれはきんちゃんバスがてんぷら油で走らせることができれば、市としての環境に取り組む姿勢や、市民の皆さんや子供たちにも環境や資源についての意識が高まるのではないかと考えます。

弥富市も地球環境を考えているというアピールが必要ではないかと思います。ぜひ実現に向けて検討していただきたいと思います。これで私の一般質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩とします。再開は4時25分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時15分 休憩

午後4時24分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、次の質問者の堀岡議員のほうから、資料の配付の依頼があり、これを認め各位の御手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

次に堀岡敏喜議員、お願いします。

○10番（堀岡敏喜君） 10番 堀岡敏喜でございます。改めまして、こんにちは。最後でございますので、よろしくお願いをいたします。

一昨日から一般質問で、厳しい財政状況の中で苦心した予算配分のもと、さまざまな市民に対する施策、政策等に関する質問がございましたけれども、お金ということではなくて、そういう施策が市民にしっかり反映できるように、私のほうからはソフトパワーといいますか、マンパワーという部分で、そういう観点で御質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

初めに、安心・安全な学校教育環境について、内容的には体罰、いじめについてでございますが、以下伺ってまいります。

大阪市立高校でバスケットボール部主将の生徒が、体罰を苦に自殺した問題を発端に、体罰問題が相次いで表面化をしております。例えば、ここ愛知県の県立高校では、陸上部監督の体罰を受けた一部の生徒が、転校や退学をしておりました。三重県の私立高校では、水球部の監督から体罰を加えられた部員2人が鼓膜にけがをしたことも発覚いたしました。

また、学校教育とは別次元であります。強化合宿で選手に暴力行為を行った柔道女子日本代表監督が引責辞任をし、日本柔道の信頼を揺るがす事態に陥っております。愛のむちの名のもとに、スポーツの現場で体罰や暴力的指導が横行している現実が胸が痛みます。

体罰は学校教育法で明確に禁止をされており、決して許されるものではありません。文部

科学省は、体罰禁止に関する通知を何度も出しておりますが、体罰はなかなか減少をしておりません。同省によりますと、体罰で懲戒処分などを受けた公立学校教員は、近年400人前後で推移をし、2011年度も404人に上ります。

問題なのは、大阪の高校バスケ部で、体罰情報では2011年9月に市の公益通報窓口を介して、市教員に体罰が日常化していることが寄せられていたにもかかわらず、高校は顧問の否定的な言いわけをうのみにして、体罰はなかったと結論づけていたことであります。また、自殺前日の練習試合では、副顧問ら教員2人が、近くで顧問の体罰を目撃していたのに、2人とも恩師であり上位である顧問に異論を挟めなかったということでもあります。これでは体罰情報が闇から闇へ葬られていたというほかありません。文科省の統計にあらわれない水面下の体罰は、想像以上に多発しているのではないのでしょうか。いじめと同様に、徹底した実態調査が必要です。

体罰がとまらない背景には、勝つためならば暴力も許されるという謝った勝利至上主義があると指摘をされております。しかも、部活動で好成績を上げれば学校の評価が高まるため、周囲も体罰を黙認してしまう風潮があるといえます。厳しさを浸透させるため、暴力や暴言で演出をするといった、体罰を情熱や熱血とすりかえるような教育を放置してはなりません。

本来、子供たちにとって学校は豊かな心を育む学びの場であり、教師こそ最大の教育環境であるはずで、教育の原点は、子供たちの幸福であり、安心して教育を受けられる体制づくりが、今政治に求められております。

大阪の男子高校生の死を無駄にしてはならないという強い決意で、最初の質問でございますが、大阪のバスケットに励んでいた高校生が自殺した事件について、まずは教育長の見解を伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

学校の部活動中におきまして、体罰が背景にあると考えられる、高校生がみずから命を絶ったことはまことに残念であり、大変胸が痛む事案でございます。

御承知のように、体罰は学校教育法で禁止されておまして、決して許されない行為でございます。学校教育の現場はもちろんのこと、社会生活上でも暴力による体罰で指導することは決して許されるものではございません。

今後、このような痛ましい事案が二度と発生することのないよう、全ての学校や教育に携わる関係者が一丸となって、いじめ問題と同様、真剣に取り組んでいかなければならない緊急課題であると思っております。以上であります。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） ありがとうございます。

続けて質問をいたします。先ほど、教育長の答弁にもありました。学校教育法では、学校現場の体罰は禁止をされております。

弥富市の実態について伺います。

過去、現在にこのような事例があるのかどうか。また、今回の事件を受けて、現場である学校側とどのような対処をされたのかお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） このたびの大阪の事案に伴いまして、先月、文部科学省から体罰の調査依頼がございました。

市内の小・中学校に調査をいたしました結果、昨年4月1日からこの2月末まで、体罰の報告はなく、それ以前につきましても、教職員の体罰などによる非違行為があれば、その都度学校から報告を上げてもらうことになっておりますが、ここ数年において体罰の報告は上がっておりません。

次に、学校現場の対応につきましてお答えをいたします。

このたびの事案を受けまして、さきの市内校長・教頭協議会におきまして、体罰禁止の徹底を教職員に対しまして周知するよう指示したところでございまして、各学校においてはこの問題の重要性を改めて認識し、生徒指導に係る手引きなどを使って、職員会議などで体罰禁止の徹底に向けて共通理解を図るようお願いをしたところでございます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 決して、学校の先生の熱い思いといいますか、それがひとり歩きするような教育が通らないように日々チェックをしていただいて、報告の体制をつくっていただきたい、そのように思います。

教訓として、この子供のサインを見逃さない、悩みを話せる環境が指摘されております。教員の先生方には、目と心のアンテナで児童・生徒たちのSOSを敏感に感じ取っていただきたいと思います。また、悩みを話せる、相談ができる環境の拡充と周知の徹底をお願いしたいと思います。

続いて質問ですが、新年度予算に計上をされておりますスクールカウンセラーの配置は、どのような規模なのかをお伺いします。また、民生委員さん、人権擁護委員の方々、登下校を見守っていただいている地域の防犯ボランティアの方々などにも協力をいただくなど、地域一体で見守り育てる環境づくりをするべきだと考えますが、本市の対応についてお伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） スクールカウンセラーにつきましては、愛知県から5名派遣されております。

中学校につきましてはそれぞれ1名が配置されておりまして、小学校においては4校で1名が配置されております。さらには、本市におきまして、スクールカウンセラーの相談時間を拡充するため、その人件費を200万ほど新年度に予算計上しております。

なお、スクールガードの皆さん方には、各学校に御協力をいただきまして、きのうにも学校教育課長のほうからお答えをしましたように、新年度になりましたらそういう連絡会を設けて、より子供たちの環境をつくっていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） その子供たちが、もし体罰、またいじめ等で何か悩んでいるというようなところを最初に見つけていただくのはもちろん学校の担任の先生なんですけれども、なかなかいじめられている、またそういう体罰を受けているなり何なり、その被害と言えば被害なんだろうけど、苦しんでいる子供たちがみずから相談できるのかと。中学、高校でもそうですけど、小学校でもそうですけど、窓口ってわかっていたとしてもなかなか行けない。これをいかに見つけるかというところが大変なところでございまして、たまたまそれがおうちで保護者の方がそれを聞き入れて、学校に言った。それから進展をしたんであればいいんですけど、そうでない場合とかがございます。そういうところを第三者的な立場で、例えば人権擁護委員さんに間に入っていていただいで解決に導いていただく。

いじめというのが人権侵害に当たるというのは、総務省でしたか、なると法律では定められている部分がありますので、そういう対処の仕方というのもあると思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） 各小学校区に人権擁護委員さんを推薦していただいておりますので、人権擁護委員さんを中心に、民生委員さん、あるいは児童委員さんの皆さん方と連携を密にしまして、学校のよりよい環境をつくっていきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 次の質問にもありますので、ぜひこれでもかと、そういう悪い芽が通らないように、セーフティネットを構築していただきたいなと思います。

先ほども出ていますが、いじめ問題も深刻であります。児童・生徒たちが成長をしていく過程では、得意なものもあれば苦手なものもあります。好きな人も嫌いな人も出てくるかもしれません。家庭や地域の環境も大きく影響をします。成長とともに個性も強くなり、価値観も当然違ってきますから、意見の衝突や対立が出てくるのも当然であります。成長途中であるがために、正しいか間違っているかということよりも、好きか嫌い、損か特かというような突発的な、利己的な判断をしてしまいます。ここにいじめの芽があるのではと考えます。

問題が深刻化しないうちに、この芽を摘み取り、さらなる成長の糧にできるような環境が必要です。大人の価値観を押しつけたり、大人の目線で判断をするようなことがあってはなりません。

無限の可能性を秘めている児童・生徒たちが、その可能性を縦横に開花、発揮できるような学校環境をつくるのは、これは政治の責任です。とられる制度、施策が施行する側の自己満足であってはなりません。全ての制度、施策が連動をして、児童・生徒たちの成長に追い風となるような取り組みであるべきと考えます。

このいじめ問題とあわせ、先ほどの体罰ともあわせ、これらをどのように総括して、先ほどの提案もございますが、子供たちの安心・安全な学校教育の確立について取り組んでいく考えなのか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） いじめ防止の教育を進めるとともに、早期発見、早期解決ができるように、教育委員会と連携をしながら各学校が取り組んでいるところでございます。

いじめ防止につきましては、道徳教育、特別活動などを初めとして学校教育全体で豊かな心を育てる取り組みに力を入れていきたいと思っております。

また、客観的な子供たちの交友関係を把握するということで、来年度から「よりよい学校生活と友達づくりのアンケート」調査、ハイパーQ-U検査ということで、中学校に導入をしていきたいと考えております。

体罰問題につきましては、子供たちが悪いことをしたときにはそれなりに厳しく指導をし、決して手を上げるような体罰は許されるものではないことを改めて徹底していきたいと考えております。

教師の皆さんには、子供たちとより強い信頼関係をつくりかかわっていただきたいと切に望み、教育活動に臆することなく伸び伸びと子供たちの将来を考えて全力でぶつかってほしいと願っております。

いずれにしても、子供たちの健やかな成長のために学校教育、家庭教育、社会教育のさらなる充実を目指してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） さらっときれいにまとめていただいたんですけど、何といたしますか、子供さんが悪いことをした。先生が口頭で叱る、悟らせるというんですけれども、昔から変わらないんでしょうけど、先生が真剣に怒る場合、子供さんのとり方としては、怖い、早くこの場から逃れたいということで、内容も聞かずにはいはい言っちゃうんですよね。

この辺のこともやっぱりしっかり考えていかないと、先ほど体罰は暴力と言いましたが、言葉もやっぱり暴力につながってっちゃう。威圧を感じたものを、またほかの自分より弱

い者にかけてしまうといういじめのほうにもつながっていきかねないですので、本当に子供の心に刺さるような、怒ればいいというもんじゃあない。やっぱり悪いことをしたんであれば、悪いことをしたんだよということをわからせる努力というのは大変重要だと思いますので、そういう心配りが今割と欠けてきているのかな。

それはやっぱり学校の先生方の教育環境といいますか、7時、8時でも電気がついているような、かなり厳しい状況で教職に当たっていらっしゃる部分もありますけれども、その辺は一つの子供教育という責任がありますので、自分の仕事に追われて子供と接するという部分が、感情が入ってしまわないように、しっかり市の教育委員会としても指導と、そういう意思統一をしていただくことが大事かと思います。

2年か3年前にも質問させていただいたと思うんですけど、もし問題が起こったときの、もちろん大津の中学生の自殺の問題のときでも教育委員会と学校がという連携が全くとれてなかったというところがありました。以前質問させていただいたときは、教育委員会としての責任の分担という話をさせていただいて、多分そのとき、答弁では、しっかりされているということでしたけれども、大津のように、はっきり言って、市長が学校の生徒のことを知っているということはまずあり得ないわけですよね。そういうところがあるんだけれども、しっかりと責任の分担、責任がどこにあるのかというところを今から明確にしておかないと、係る仕事に責任持って当たれないんじゃないかな、そういうふうに思いますのでよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

続いて、次の質問に移らせていただきます。

続いては、大きくは2点目の質問、鬱、自殺対策についてお伺いをいたします。

警察庁が先月集計をした2012年の全国の自殺者数は2万7,766人で、15年ぶりに3万人を下回ったものの、交通事故死者数の4,411人の6.3倍であり、依然高い水準であります。これは1日当たり80人近くが自殺をしている計算になります。約18分に1人、日本のどこかで誰かが命を絶っていることになり、毎年1つの市町村が消えていっている計算になります。

また、消防庁の統計によりますと、自殺未遂となった自損行為による救急自動車出動数は、平成19年以降連続して7万件を超えており、実数にあらわれない自殺未遂者は死亡者数の10倍とも言われております。

自殺をした人の動機に関する警察庁調査によりますと、鬱病などの健康問題が最多を占め、経済、生活問題のうち就職の失敗が増加をし、仕事や家庭問題もふえております。自殺はこうした要因が絡み合って引き起こされるとされております。それだけに、多角的に対策を講じていくことが欠かせません。

自殺防止は、社会を挙げて取り組むべき課題と言えます。特に、年度末、学年末のこの3月は決算期であり、人事異動や木の芽時と呼ばれて、心身に不調を期しやすいなど、年間を

通じて最も多く自殺者が発生する時期であり、今月が自殺対策強化月間と定められているのもこのためであります。

自殺既遂者に対する調査からは、鬱病等の気分障害が自殺の要因として特に重要であることが明らかになっており、厚生労働省における自殺対策においても、その中核となっているのは鬱病対策であります。

その最大の原因とされる鬱病とは、どういう病気なのか知ることが大変重要です。認知行動療法の第一人者である大野裕先生は、鬱病は必ず治ります。そのためにも早期発見・早期治療が重要だとおっしゃっておられます。鬱病とは脳の病気であり、心に症状が出る病気です。そして誰もがなり得る病気であり、適切な治療を受ければ必ず治る病気であるともおっしゃっておられます。

万病のもとと言われる病気、風邪がありますが、この病気は引いている本人もそばにいる人も、お互いに症状から認識ができていたため注意をします。鬱病もここまで認知ができれば、自殺に至ることもなくなるのではないのでしょうか。しかし現実には、鬱病にはなりたくない、そういうふうに見られたくない、まさか自分がといったような嫌悪感や偏見が先立って、指摘や発見をおくらせているように思われます。

情報化の進む現代、便利になった反面、孤立化が進み、人間関係の希薄化の進展が危惧をされております。複雑な社会環境で困難に陥り、誰にも相談できず悶々と日々を過ごす中で、10代の子供からお年寄りまでが、もう死ぬしかないと思わずから命を絶ってしまう。この悲劇をとめることはできないのでしょうか。自殺は防ぐことのできる死であります。このような社会を何としても変えなければなりません。

私は、これまでも鬱自殺対策について質問を行ってまいりました。今回が4度目になります。自殺対策では、目指すべきは自殺者ゼロであります。そのためには、現在の社会環境を踏まえ何が必要か、受け身でない対策が、取り組みが必要であります。

まず弥富市におけます現状の認識を伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） 答えいたします。

先ほど議員からお話がありましたように、平成10年に3万人を超えて、14年連続で3万人を超える状況ということで、24年につきましては3万人を下回っているという状況でございます。22年における死因別の死亡者数から見ますと、悪性新生物、がんに始まりまして、自殺による死亡の順位は不慮の事故に次いで7番目、率として7.5%となっております。

自殺の原因、動機では、先ほど議員からお話しましたように、健康問題ということで、健康問題については自殺が6割以上を占めているということになっております。

このような背景から、1つ目といたしまして、社会的要因を含むさまざまな要因が複雑に

関係して、心理的に追い込まれた末の死であること。2つ目といたしまして、社会的な取り組みと鬱病等の精神疾患に対する適切な治療により予防が可能であること。3つ目といたしまして、自殺を考えている人は何らかのサインを発しております。家族や同僚の気づきを自殺予防につなげていくことが課題ということでございます。

これらを踏まえまして、弥富市としての取り組みでございますが、まずホームページに掲載しております身近な相談窓口として、体や心の健康、不安に対し健康相談、精神障害の相談、高齢者の相談等の取り組みを行っております。また、家族や同僚の気づきを自殺予防につなげていくために、一人でも多くの市民の方にゲートキーパーになっていただき、悩んでいる人に気づき声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげていくゲートキーパーの養成研修を行っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 弥富市としての自殺者数というのは、前津島の保健所に問い合わせたら、ちょうど課長が聞いた後やったんですすぐ出てきたんですけど、23年が8名でしたかね。昨年度が一応6名だったんですけど、これは津島の保健所ですので弥富市に要は住民票のある方、ただ蟹江署管内の自殺関係としますと2件ずつ多いと。要は23年ですと10件の事件がありました。24年ですと8件ありました。ちなみに本年、25年の1月ではもう既にお2の方がお亡くなりになられている。愛知県でいえば、前年の域を超えて2割ほど多くなって、153人の方が亡くなられているのかな、そういう状況です。

この先進国です。世界でもロシアに次いで日本というのは自殺が多いわけですね。人口が3倍あるアメリカより、自殺者数は3倍多いと。こういう社会状況を何としてでも変えていかなきゃならない。

ということで今、健康推進課長のほうから市としての取り組みをお聞きしたんですけど、次の質問に移りますので、またお答えいただければいいかなと思います。

昨年の3月議会の折に、前渡辺健康推進課長もいらっしゃって答弁されたんで、証人になっていただければいいんですけど、同様の質問をさせていただきました。対策の1つとして、そのときの市側の答弁では、ゲートキーパー養成講座を開き、今課長のほうからあった気づきの大切さを啓発していくとありました。

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ見守る人のことであります。また、ゲートキーパーは決して特別な存在ではありません。相手を支える気持ちが重要です。一人一人がゲートキーパーとの自覚を持ち、身近な人を大切にしていきたいと思います。

新年度予算では、先ほど課長のほうからありました、数回、3回ですかね。養成講座の開催を行うとしておりますが、具体的な時期、規模等についてお伺いをしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） 今の御質問についてお答えいたします。

予算上であります、3回ということで、議員が言われたとおり3回の予定をしております。時期につきましては、25年度ということでこれから計画していく予定としております。

養成講座としまして、各団体や市職員を対象にと考えております。

参考といたしまして、今年度、24年度のゲートキーパー養成研修を株式会社日本マネジメント協会専任講師の精神保健福祉士 富田美佐緒講師を招き、11月に民生・児童委員の方、それから弥富の市役所の職員ということで対象に2回開催いたしました。2回で130名の方に参加いただいております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） この3回、25年度されるというのは、一般市民を対象にされてされるんですね、違うんですか。各種団体という形でよかったですか。

○議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） 25年度3回ということですが、各団体の方はまだやっておりませんし、事業所ということもありますもんで、そこら辺ちょっとまだいろいろ検討してからという形になりますし、職員のほうも半分の職員ぐらいしかやっておりませんので、またそこら辺は順次検討して行っていく予定しております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 多分、市に関しては、今内閣府が地域自殺対策緊急強化基金というのを21年から予算を組んで、要望のある自治体に対して予算配分をしていると。それを御利用されて、今回の3回のゲートキーパー養成講座もされるというように調べがついておりますというたら何かあれみたいですけど、やっておるわけですね。

この企画自身は、内閣府としては平成26年まで継続して行うとしております。ただ、今130名の方が受けられたんですね。受けられて、これからまた3回に応じて、どういう対象でやっていくかというのはまだちょっと具体的には決まっていないということなんですけど、今言いました地域自殺対策緊急強化基金というのは、実は内閣府は必要だということで、緊急ということであつたわけなんですけれども、都道府県別にいえばこの予算が使い切れていない。また申請のない自治体もあると、そういうふうな実態なんです。これは各自治体いろいろ大変かと思いますし、その対策の打ち方というのがちゃんと絵にできてないんじゃないかな。前の課長がいらっしゃるんであれですけども、とりあえずその周知の徹底という部分がまず大事でありますし、ゲートキーパーというのも特別な資格でも何でもないんですよ。ちょっと勉強すれば、ああそうやなと思うんですけど、これ実際、内閣府でゲートキーパーと検索しますとホームページが出てきますよ、ゲートキーパーになりませんかとい

うところが。ここで養成DVDとか、また養成のリーフとか、全て見られます。

だから、こういうことを啓発していくこともまた大事ですし、その講座に出ないとゲートキーパーじゃないみたいな特別なものをつけちゃうと、かえってその広がりを狭めてしまうんじゃないか、そういうふうにも思います。もちろん人と接する部分が多い市職員の方であるとか、そういうところで実際に高リスクの方を発見して関係機関に結びつけていくということは大変大事なことです、一つの企業としてやることも当然です。

これはまた市としては、弥富市内にある複数の企業、学校もそうですよ。そういうところに対しても、お互いを気遣うというか、早く発見をすれば最悪の自殺に至らない。あくまでも私は、先ほど言いましたけど、自殺者ゼロを目指していただきたい。そのための対策として、今もいろいろやっぺらっぺらと思うんですけど、先ほども言いましたように、せっかくの基金が、予算が使い切れずに余っているなんていったらもったいないですよ。どんどん使っていただきたいというのも、これも税金ですからあれですけど、無駄なくやるべきだと思いますし、喫緊の課題だと思いますので、そういう部分で取り組んでいただきたいと思います。

ちょっと続けます。

先ほども言いました、弥富市民全体がこの問題を共有し、悩む人の声に耳を傾け、必要な支援につなげるゲートキーパーとなっていただくことが、繰り返される悲劇をとめる最善の方法だと思います。心の健康と気づきの大切さを常に意識していくためには、知識と情報、周知と啓発が重要であります。

現在、弥富市では、今課長の報告があったとおりと、あとはリーフですね。これはまだ内容は更新されていませんか。こちら、新しい版で出ていますか、まだでてませんか。

リーフ等の啓発を行っています、冊子関係では、先ほど早川議員もおっしゃっていましたが、継続してみることができないんですよ。自分に関係なかったら、多分古紙回収とかで回っていったり、見ていっぺらっぺらの方も多い。今先ほども言いました希薄化が進んでいると、また単身世帯で住んでいっぺらっぺらの方というんだったら意識がないですから見てないですよ。

そこで、市のホームページにリンクを張ることで簡単にストレスチェックができる、今、皆さん方に先に配付させていただいた資料の御紹介をいたします。

これは「こころの体温計」といまして、大学病院や研究所が共同開発をしまして、東海大学医学部附属八王子病院で実際に治療として使用されておる、また各種自治体でも導入が進んでおりまして、今もう100自治体ぐらいになっております。簡単な設問に答えることで、ストレスのセルフチェックができるというものであります。

金魚鉢に黒い金魚と赤い金魚と、猫が見ているというんですけど、それぞれ意味がありま

して、見ての通りです。猫というのは社会的なストレスであると。黒い金魚というのは対人関係のストレスであると。赤い金魚が、弥富だけに金魚というのが載っておるのでこれ紹介せずにはおれないんですけど、金魚が自分です。その他のストレスが石であって、住環境が鉢ですね。自分自身のストレス、あと水の濁りぐあい、落ち込み度とか、そういうことが簡単な質問でわかるわけです。

これで自分の心はどうだろうと、そういうようなところを簡単に見ていただくと、次のページをめくっていただくと、これはきのうの私の夜の10時ぐらいの、私個人の心の状態でございます。ストレスもなくて、落ち込みもほとんどないという本当に健康なんですけど、心配ないなといったら次のページに行かないんですけど、今のそのページをめくっていただくと、これは実際この3月から「こころの体温計」を始めた蟹江町のホームページをコピーしたものです。自分の結果が、先ほど私のすばらしい結果の下をスクロールしますと、もし何か心配があるのであれば、ちょっと蟹江町の場合少ないんですけどね、相談するところが。もうちょっと、弥富がつくったものみたいに例えばお金で困っているとか、健康で困っているとか対人関係で困っているとか、いじめで困っているとか、いろいろあります。そういう相談窓口が一覧できるような、そこにリンクをつけることでつなげていくこともできるだろうということです。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

質問の途中ですが、本日の会議時間を、一般質問を続けるため時間を延長しますのでよろしくお願いします。

堀岡議員、質問を続けてください。

○10番（堀岡敏喜君） そういうことなんです。大体わかっていただけましたでしょうか。

また暇なときに、御自分の携帯でやっていただいて、結構厳しい方はすぐ病院へ行っていて、早期治療をしていただく、そういうふうをお願いします。

導入された自治体では、きのうの平野さんの質問でもありましたけれども、ホームページへのアクセス数が飛躍的に伸びたことなど、市民皆さんの関心の高さがうかがえます。

モードには、そちらにも書いてありますけど、ストレス度、落ち込み度がわかる本人モード、また大切な家族の心の健康状態がわかる家族モード、産後の不安の心の健康状態がわかる赤ちゃんママモード、自身や御家族のアルコールとのおつき合いがわかるアルコールチェックモードがあります。

以上を含めまして、先ほどゲートキーパー養成を支援するという市の取り組みに加えて、ぜひ市民に啓発、心の健康というものを啓発するための一つのツールとして御紹介をいたしましたけど、市としての今後の啓発、知識の情報に対しての取り組みについてお伺いをしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） 3番目の周知と啓発のための市の取り組みということで、議員が言われております広報、リーフレットですね。あとホームページ、学校配布のチラシ等の周知啓発は行っております。

また先ほど議員がおっしゃられた3月が自殺対策強化月間ということで、弥富市のほうもお知らせということでこちらのほう、ホームページのほうに上げさせていただいております。それで、今蟹江のほうの紹介がありまして、その中で今の相談窓口等ですね。お知らせのほうで弥富市の相談窓口とかそういうものも、こちらのほうで書かせていただいております。

今後、ホームページや今回月間ということで啓発物品を配布し、さらなる啓発活動に努めてまいるといってございます。

ただ、それと25年度より、まだこれ今後詰めていく話なんですけれども、弥富市の社会福祉協議会で行っているフリースペース「なごみの会」というのが定期的にあるわけなのでございますが、そちらのほうと連携をとりながら、鬱、自殺対策に取り組んでまいりたいと思っております。

また、議員がおっしゃられました「こころの体温計」につきましても、蟹江町が3月からという話ですが、先進事例等の調査研究等を行っていきまして考えていきたいということで、ただ体温計で測定するだけで、どのように今後、自分を知ってそういう相談窓口、医療機関のほうにつなげていくかということ、もっとスムーズにできる方法をちょっと模索したいと思っております。

それと、市民の方への周知啓発について、市としてできる限りの取り組みをしていきますので、議員からのよきアドバイスもいただき、市民への鬱、自殺対策に効果のある施策を行ってまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） ちなみに、先ほど蟹江町が始めた「こころの体温計」、今紹介させていただいたものがどのぐらい経費的にかかるものなのか、蟹江町にお聞きしましたので御紹介だけしておきます。

立ち上げのときだけが10万8,000円かかります。ホームページに同じように張りつけて、そういうことができるようにしてしまうのに10万8,000円かかると。あとは月約2,900円の維持費、年間にして約3万7,000円ぐらいのものがかかると。だけど、先ほども言いましたその先進市の事例を言いますと、アクセス数が伸びちゃう。これはもちろん宣伝の仕方があります。今ようやく弥富市もツイッターを始めていただきましたんですけど、自治体の体質といいですか、待ちが多くて情報発信、積極的にしていくということがなかなか難しいのかなあとは思います。

ですから、私らは側面から、リツイートといいましてその情報を広げていく、ここにも何人か議員さんでやっていらっしゃる方がいらっしゃって、御協力もいただいていますけど、やっぱり情報というのはこちらから積極的に発信していかないと、やっているから見てねじゃあ、せっかくのインターネットが、早川さんのさっきの質問とは逆になっちゃいますけど、使い方によっては本当に広がっていくものだと思いますので、その辺あたりも研究をしていただいて、一つのツールですので、せっかくですので、皆さん携帯お持ちですから、インターネットがつながれば見えますので、隣をのぞいてちょっとあかんと思ったら、すぐその方を病院に連れて行っていただいて、こういう普通のつながりが、先ほど弥富でも8人、10人、未遂も入れると数十人いらっしゃる。そういう御家族を抱えている御家族の方も入れると相当な人数になると思います。

そういうところを救ってこそ活気ある社会になるんじゃないかなと私思うんですけど、本当に人のつながりがなくて、こういう事件が起こるたびに、私も知っている方が何人かそういう目に遭ったということもありまして、こういうのはとめられるものなのにとめられないということが本当に悔しいと思います。

また先ほど鬱という話がございまして、今弥富市の2,000世帯以上かな、高齢者の単身世帯があるということを前お聞きしたことがありまして、老齡の鬱というのがすごくふえております。これがふえる原因としまして、きょう本があるんですけど、これ宣伝になっちゃいますので、鬱は食べ物の原因だった、検索していただくと本が出ますけど、いわゆるカロリーをとっただけでは、生きてはいけますけれども、脳に対する栄養不足になりますと鬱になりやすいというのが実証されているそうです。特に高齢の方で、スーパーに買い物に行かれても、例えば歯が悪かったりすると食べるものというのが固定されてしまうんですね。そうすると、同じものばかり食べていると栄養が偏ってしまって、おなか一杯だけど心の栄養は不足をしていく。結局、鬱になってしまう。

こういう情報も同時に、なった人を救うことももちろん大事なんですけど、ならないように予防していくためにはどうしたらいいのかというのは、情報があふれていますから、しっかり吟味をしていただいて、それも情報発信していくことが弥富市における自殺者をゼロにするための対策になると思いますので、先ほど、一番冒頭に言いました予算をつけてやる以上はやっぱり結果を求めて、目標を達成するように熱い思いで、やっているから見てねじゃなくて、弥富市の職員の方もゲートキーパーの講習を受けられたとおっしゃいます。弥富市の窓口に来て、子供のことであるとか医療のことであるとか、いろんな相談をされたときに、そこで高リスクを発見できるように多分ゲートキーパーのセミナー講習を受けられたんだと思いますけど、たまに聞きますよ、対応が冷たいって。弥富市の職員の方々の対応は冷たい。間違っていないんだ。だけど、こっちは必死で言っているのに、冷たい言葉でぱんと事務的

なことを言われちゃうと、どうしてもそれがその人にとってはすごいつらい思いになってしまう。それからまた鬱になってしまうということで、原因にもなってしまいうんで、こういう対策をするのであれば、市長がふだんから言われている、市は市民の役に立つところなんだ、そういう思いで温かく市民と接していただく、そして1人もこの弥富市からは自殺者を出さない。本当にみんなで支え合って、そういう自治体に、まちにしていくべきだということを強く訴えまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後5時08分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 川 瀬 知 之

同 議員 鈴 木 みどり

